

# 第 32 回人権理事会会議記録

房野 桂 作成

2016年6月13日(月)午前・昼

議事項目 1: 組織上・手続き上の問題: 会期開会

議事項目 2: 国連人権高等弁務官年次報告書、口頭弁務官事務所及び事務総長報告書

## 開会ステートメント

1. Choi Kyong-Lim 人権理事会議長

2. Didier Burkhalter スイス連邦外務省長官

3. Zeid Ra'ad Al Hussein 国連人権高等弁務官: 高等弁務官事務所の精密な調査は、人権保護を改善する際に、国家を支援することを目的としている。各国政府の中には非協力的なところもあり、大変残念に思うが、これが事務所を黙らせるという結果とはならず、反対に、大きな侵害の推定の根拠を生み出すが、国家の非協力は、出来事についての情報を説明し、提供する機会を地方及び国内の行為者から奪うことになるかも知れない。紛争のあらゆる状況で、区別、均衡、警戒、必要性の原則は、厳しく守られなければならない。すべての国家に国際人権規範に完全に従うよう要請する。政治犯として拘禁されている者は全て釈放されるべきであり、独立した国内機関と市民社会団体は自由に声を上げなければならない。言論・集会・結社の自由は尊重されなければならない。警察、安全保障軍及びその他のすべての国家機関は、関連する人権責務と最低規準に従わなければならない。経済的・社会的・文化的権利は極めて重要であり、それらの尊重には、資源・サーヴィス・機会への公正なアクセスが含まなければならない。

難民法、特にノン・ルフールマンの原則も尊重されなければならない。今日の人々の移動を解決する唯一の持続可能な方法は、送り出し国の人権を改善することであろう。しかしその間に、欧州諸国は、欧州連合/トルコ協定の状況を含め、人権を尊重するように現在の入国危機に対処する方法を見出さなければならない。ギリシャとイタリアの広大な強制収容地域である「ホットスポット」を含め、欧州における移動者の拘禁の心配な増加について懸念を表明する。付添いのない子供でさえ、子どもの最高の利益には決してならない鉄条網で囲まれた刑務所またはセンターに入れられることがしばしばある。すべての加盟国における移動者の拘禁に関して、欧州連合による包括的なデータの収集を強く勧告し、そこで広がっている反移動者言説を嘆かわしく思う。

重兵器の使用のために、東南トルコでの広がった破壊に驚き、市民社会団体とジャーナリストのハラスメントについて依然として大変に懸念している。南コーカサスにおける国際法の違反の申し立てについても懸念を表明し、国内避難民の状況に対処する重要な努力を要請する。ハンガリー、ポーランド、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国を含めた中央及び東南欧州の国々の中には、法の支配制度の独立性に対する挑戦、ジャーナリストのハラスメントと迫害の様々な事件を含め、民主的スペースを狭めることが懸念される国々もある。アゼルバイジャンにおける市民社会行為者とジャーナリストの最近の釈放を当局に勧める。ロシア連邦においては、90以上のNGOが「外国の手先」として列挙されていることを残念に思い、国際的な人権責務に従って法律を改正するよう当局に要請する。ウクライナでは、休戦に対する違反が増加していること及び接触線の両側に重兵器が存在していることに懸念を表明する。当事国すべてによる「ミンスク合意」の完全実施のみが文民を保護し永続的平和に対する希望を取り戻すことができよう。

シリアの災害は深まる一方であり、この紛争を終えるために意思決定者が決定的行動をとることができないことを残念に思う。シリアの人々に日常的に加えられつつある重大で組織的な犯罪は、責任ある人々すべてに深い恥辱を与えている。イラクでは、現在ファルージャに依然閉じ込められたままの何万人もの文民の状況について懸念し、市の郊外を逃れてくる人々の状況を是正する即座の手段を取るよう当局に要請する。イエメンの人々の苦しみにしても深く懸念し、特に文民の保護と人道援助の提供に関して国際的責務を守るようすべての当事者に強く要請する。パレスチナ被占領地とイスラエ

ル全体にわたって依然として緊張は高く、両サイドの文民に対する暴力を嘆かわしく思う。イスラエル当局による過度の武力の使用と裁判なしでのパレスチナ人の行政的拘禁が懸念の原因である。

リビアの大勢の移動者たちは、恣意的拘禁、違法な殺害、拷問と性暴力、身代金目的の誘拐を受けつつある。欧州連合とリビア当局との間のすべての協力措置は、人権を完全に尊重しなければならない。市民社会団体と人権擁護者の絶え間ないハラスメント、安全保障軍による過度の武力の使用、エジプトにおける恣意的逮捕と拘禁について依然として懸念しており、政策の長期的意味合いを熟考するよう当局に要請する。バーレーンに関しては、人々の苦情をなくすことにはならず、むしろこれを増やすことになる表現の自由の厳しい制限について懸念を表明する。

奴隷制度の問題に関するモーリタニアのかんりの進歩を歓迎する。マリにおける暴力的な過激集団による攻撃の新しい波に関しては、すべての安全保障軍が、国際人権基準に沿って対テロ作戦を行うべきであると主張する。国家の手先または関連する民兵による殺害、失踪及び恣意的逮捕がブルンディで継続しており、殺害の中には民族に基づくものがあることに懸念を表明し、インボネラクレ民兵によるツチ族に対する民族に基づくヘイト・スピーチの困惑する申し立てを強く非難する。南スーダンにおける人権侵害の加害者に責任を取らせる明確で断固とした公約を要請し、混成文化の刑事裁判所の速やかな設立を奨励する。スーダンでは、継続中の紛争が、重大な侵害と大規模な文民の強制移動という結果となっており、国際刑事裁判所の作業のみならず、ダルフルで、「ドーハ平和文書」に述べられている捜査・訴追手続きに協力するよう政府に要請する。

中央アフリカ共和国の新たに選出された大統領への平和的な権力の移譲は、重要な画期的事件であり、武装集団の武装解除、文民の保護及び刑事責任免除の終結に向けた手段を奨励する。モザンビークでの武装対立の再開を残念に思い、申し立てられた人権侵害の加害者に責任を持たせ、経済的・社会的権利の多くを奪う汚職に対処するために最善を尽くすよう政府に要請する。ガンビアの大統領は、伝えられるところによれば、暴力を助長するかも知れないようなステートメントを行ったと聞くが、すべてのガンビア人の権利を無条件で保証するよう大統領に要請する。コンゴ共和国では、プール地区での人権侵害についての最近の報告を懸念している。コンゴ民主共和国では、2015年1月の選挙法の改正以来、民主的スペースが急激に減少してきた。すべてのコンゴ人は、自分の国の公的問題に参加する権利があることを主張する。ケニアにおける緊張の高まりも懸念しており、平和的集会への権利を尊重し、過度の武力の使用を捜査し、訴追するよう当局に要請する。1991年以来、広範で、組織的で、継続する人道違反の犯罪が行われてきたというエリトリアに関する調査委員会の調査結果があり、政治犯の釈放を継続するよう政府を奨励する。ボコ・ハラムの活動に関連した不安定に対処する際のナイジェリアの進歩を歓迎し、企業活動から生じる混乱と環境破壊を含め、ニジェール・デルタにおける交戦状態によって強調される問題に対処するようナイジェリアを奨励する。

アフガニスタンにおける文民の死傷者数は継続して増えており、被害者の3分の1近くが子どもである。国連人権高等弁務官事務所が決議31/18を実施し、人道違反の可能性のある犯罪のための説明責任、真実、正義のためのメカニズムを勧告するために、独立専門家グループを設立するために活動している朝鮮民主主義人民共和国で人権侵害が根強く続いている。バングラデシュで、自由思想家、自由主義者、宗教的マイノリティ及びレズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・性同一性障害者である活動家を標的とした残酷な殺害の数が劇的に増えていることについて重大な懸念を表明する。中国における弁護士、政府の批判者及びNGO活動家の拘禁・訊問・ハラスメントについて懸念している。カンボディアにおける反対派、国の選挙委員会の役人、市民社会のメンバーの最近の逮捕は、民主的スペースの徹底した嘆かわしい縮小を示している。民主的スペースは、最近の出来事及び反対派の指導者に対するテロ関連の罪の適用が再び重要な公正な裁判の問題を提起しているモルディヴにおいても縮小している。

タイでは、憲法案を支持するかしないかを定めることができるように、当局は8月に国民投票を予定していたが、このトピックに関する対話は限られており、憲法案を批判した者が拘禁され、煽動罪で告発された。フィリピン国民には法の支配への権利があり、新大統領には、司法外の暗殺や暴力から国民を守ることを含め、国際法の下での大統領の責務を思い出してもらいたい。パプアニューギニアにおける抗議者に対する警察の過度の暴力の使用が捜査されるという発表を歓迎する。決議30/1におけるその公約を実施しようとするスリランカの努力には、調整され、統合され、適切に整理されるように異なったプロセスを追求できる移行司法に関する包括的な戦略が必要であろう。3月のミャンマーの文民による

政府の成立は、継続する民主主義への移行における画期的瞬間を表しており、複雑で広範な人権課題は残っているが手におえないものではなく、これらに対処する際に高等弁務官事務所が政府を支援することを誓約する。

ラテンアメリカの人権問題に関しては、米州人権委員会が直面している財政危機に驚きを表明し、地域の人権制度を擁護して、定期的な財政寄付を通して危機を脱出するよう米州の加盟国に要請する。司法及びその他の制度の汚職を牽引する組織犯罪集団に関連して、米州全体にわたって銃による暴力と銃関連の死亡の世界一高い発生率に関して多くの国々と懸念を共有する。エルサルヴァドルにおける暴力は、着実に増えており、昨年、この国は、戦争によるものではなく世界のすべての国々の中で断然一番高い殺人率を示し、このような広がった暴力が、暴力団に加わることを断れば殺されるのではないかと恐れている付添いのない子どもを含め、何千人もの人々が移動せざるを得なくしている。人権の尊重と法の支配制度の能力強化に重点を置いて、すべての悪影響を受けている国々において公共の安全保障を高める断固とした行動を要請する。

ヴェネズエラの状況に関しては、高等弁務官事務所は、現在の危機的状況に対する解決策は外部から課すことはできず、ヴェネズエラ人から出て来なければならないとの確信のみならず、米州諸国機構の懸念の多くを共有する。グアテマラにおける司法改革に関する国内対話の開始は、刑事責任免除と汚職との闘いにおける決定的な転換点となり、完全に独立した効果的な司法制度を保証する法改革という結果となるであろう。ハイティでは、検証評価委員会の最近の報告書に留意し、立憲秩序への速やかな復帰を確保するために協力するようすべての行為者に勧める。アルゼンチンにおける説明責任の目標と14名の元軍人を、拷問を含めた犯罪と人権侵害で有罪とした歴史的判決を歓迎する。コロンビアにおける平和の恩恵に対する最大の脅威は、動員解除に続く違法なココヤシ栽培と違法な鉱業の抑制のための闘いによって暴力と人権侵害が生み出される危険である。

多くのアフリカ系アメリカ人、特に貧しい人々は、米国で未だに完全な平等への権利を達成するために闘っている。国内には、構造的な人種差別に対処するもっと多くの行動が必要であり、法律執行担当官による過度の武力の使用の事件において、説明責任と正義が支持されなければならない。テランアメリカとカリブ海におけるアフリカ系の人々の継続する低い政治的代表者数は、継続して懸念される場所であり、アフーマティヴ・アクション政策の検討を含め、意思決定機関に、国民の多様性を反映するための行動をとるよう各国に要請する。条約機関強化に関する決議 68/268 の実施の状態は、世界的に良好であり、締約国のレヴェニュー、個人通報の調査及び現地訪問の顕著な増加によって証明されるように、さらなる効率と効果に向けてすでに前進しつつある。世界がエボラ出血熱から学んだように、主要な保健上の緊急事態も人権危機であり、ジカ熱は、世界中で60カ国が症例を報告している状態で増え続けているので、地域的にも世界的にもすべての国で、強力な予防と人権に基づく取組みの緊急の必要性がある。

今日が国際白皮症に対する意識啓発の日であることを想起し、マラウィでの白皮症の人に対する攻撃に対処する行動計画の採択と初めての白皮症の人がタンザニアの副大臣に任命されたことを歓迎する。白皮症の人に加えられる陰惨な苦しみには、より大きな重点と多くの行為者からの支援が必要であろう。最後に、紛争は防止でき、平和・安全保障・開発は、少しずつ強化し、築いていくことができることを強調する。人権の尊重は、さらなる安定に向けた道を国家に提供し、その道の確立を支援するのが高等弁務官事務所の仕事である。

4. Dang The Ngoc Thenh ヴェトナム副大統領

5. Mahmud Hamnad-Guriyev アゼルバイジャン外務副大臣

#### 一般討論

モロッコ(フランス語圏団体を代表)、イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、オランダ(欧州連合を代表)、オランダ(地域横断諸国を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、エジプト(有志グループを代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、カタール、キューバ、ドイツ、エクアドル、スイス、エチオピア、フランス、モルルディヴ、ロシア連邦、サウディアラビア、アルジェリア、コート・ド'イヴ、エルサルヴァドル、ベルギー、コンゴ共和国、バングラデシュ、インドネシア、ナミビア、ジョージア、英国、中国、ポルトガル、インド、モロッコ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ボツワナ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ガーナ、韓国、ナイジェリア、タイ、アイルランド、ブラジル、エジプト、トルコ、ノルウェー、シエラレオネ、クウェート、日本、アルメニア、米国

日本のステートメント: 高等弁務官によって提供された最新情報に感謝を表明する。長引くシリア危機は、人権の観点から対処されるべきことは明らかである。「北朝鮮」における、また「北朝鮮」による人権侵害は、継続して懸念の原因である。ジェンダー問題は大変に重要であり、日本は女性のエンパワーメントを支持し、これからの会期中にジェンダーに関連するイニシアティブにも貢献したいと思っている。

#### 答弁権行使

アルメニア: 国際社会は、アゼルバイジャンの人を欺くリーダーシップにどう対処するべきかを決めようとしてある程度当惑している。アゼルバイジャン政府は、政治犯の臨時の釈放が最近行われた人権侵害と残虐行為に対する綿密な調査からアゼルバイジャンを守るであろうと信じるのは間違っている。ナゴルノ・カラバフでの紛争は、平等な権利と自決権の原則に基づいて解決されなければならない。

## 6月13日(月) 午後

### 人権理事会 10周年記念高官パネル

#### 開会ステートメント

1. Choi Kyong-Lim 人権理事会議長
2. Jan Eliasson 国連副事務総長
3. Zeid Ra'ad Al Hussein 国連人権高等弁務官

#### パネリスト・司会者によるステートメント

1. ヴィデオ上映
2. Kate Gilmore 人権副高等弁務官・司会者
3. Luis Alfonso de Alba Gongora 人権理事会初代議長(ビデオで)
4. Sihasak Rhuangketkeow 人権理事会元議長
5. Doru Costea 人権理事会元議長
6. Laura Dupuy Lasserre 人権理事会元議長
7. Martin I. Uhomibhi 人権理事会元議長
8. Laila Matar 人権監視機構国連アドヴォケイト
9. Joachim Rucker 人権理事会元議長
10. Remigiusz Achilles Henczel 人権理事会元議長
11. Baudelaire Ndong Ella 人権理事会元議長
12. Alex Van Meeuwen 人権理事会元議長
13. Catrina de Albuquerque 安全な飲用水と下水道への人権に関する元特別報告者

#### 討論

ホンデュラス、国際赤十字委員会、中国(中国、非同盟運動及びブスーダンを代表)、欧州連合、ルワンダ(保護する責任の友好国グループを代表)、英国(法の支配核心グループを代表)、ヴェトナム(東南アジア諸国連合を代表)、エジプト、キューバ(24の有志諸国を代表)、モロッコ(国際フランス語圏団体を代表)、スイス(3カ国を代表)、カタール(アラブ連盟を代表)、国内人権機関世界連盟、アラブ人権委員会、国際人権サーヴィス(アジア人権開発フォーラム、国際法律家委員会、カイロ人権学研究所、国際人権同盟連盟、アジア・リーガル・リソース・センター、経済的・社会的・文化的権利世界イニシアティブ、第19条---国際検閲反対センター(Cairo de Estudios Legales y Sociales(CELS)Sociacion Civilとの共同声明)、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、アイスランド(デンマーク、フィンランド、スウェーデンも代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、コスタリカ(諸国グループを代表)、アイルランド(諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ブラジル(ポルトガル語諸国共同体を代表)、サウディアラビア、ポルトガル、バングラデシュ、エクアドル、アラブ首長国連邦、CIVICUS---世界市民参画同盟(国際人権同盟連盟、アジア人権開発フォーラム、国際法律家委員会、バハイ国際共同体、アジア・リーガル・リソース・センター、経済的・社会的・文化的

権利世界イニシャティヴ、第 19 条---国際検閲反対センターとの共同声明)、Recontre Africaine pour la Defense des Droits de l'Homme

#### パネリスト回答

Kate Gilmore, Laura Dupuy Lasserre, Remigiusz Achilles Henczel, Martin I. Uhomoibhi, Alex Van Meeuwen, Baudelaire Ndoing Ella, Catarina de Albuquerque, Doru Costea, Laila Matar, Shiasak Phuangkeikeow, Joachim Rucker

#### まとめ

Sihasak Phuangketkeow, Baudelaire Ndong Ella, Catarina de Albuquerque, Kate Gilmore

## 6月14日(火)午前

### 議事項目 2(継続)

#### 南スーダンの人権に関する委員会委員の任命

1. Yasimin Sooka(南アフリカ)
2. Kenneth R. Scott(米国)
3. Godfrey M. Musita(ケニア)

#### 人権高等弁務官の最新情報に関する一般討論(継続)

ベナン、チリ、コスタリカ、スペイン、チェコ共和国、モルドヴァ共和国、イタリア、マレーシア、コンゴ民主共和国、イスラエル、オーストラリア、ギリシャ、キプロス、パキスタン、イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、ウクライナ、ウガンダ、朝鮮民主主義人民共和国、カンボディア、ポーランド、モンテネグロ、アフガニスタン、ネパール、ミャンマー、スーダン、ギニアビサウ、リビア、ヨルダン、ミクロネシア連邦国家、モーリタニア、アルゼンチン、マーシャル諸島、ホンデュラス、バーレーン、パプアニューギニア、国境なき報道者インターナショナル、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、国際人権同盟連盟、国際交流のための中国 NGO ネットワーク、アメリカ法律家協会(国際教育開発 Inc., 国際民主弁護士協会(IADL)、アラブ法律家連合、世界民主青年連盟(WFDY)、国際国連青年学生運動、国際和解フェロシップとの共同声明)、Alsalam 財団(バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、バーレーン人権民主主義研究所、バーレーン人権センターとの共同声明)、世界バルア団体、国際和解フェロシップ、人権監視機構、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、CIVICUS---世界市民参画同盟、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、Association Solidarite Internationale pour l'Afrique、Reseau International des Droits Humains、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、国際人権サービス、イラク開発団体、国際ヒューマニスト倫理連合、国際ムスリム女性連合、Associagtion Bharathi Centre Culturel Franco-Tamoul、アラブ人権委員会、第 19 条---国際検閲反対センター、Pasumai Thaayagam 財団、国際国連青年学生運動、解放(南部人権観測所との共同声明)、国際人種差別撤廃団体、国際弁護士団体、アジア人権開発フォーラム、Organisation international pour les paya les moins avances、国際イスラム学生団体連盟

#### 答弁権行使

エジプト: スイスによる非難を全面的に拒否する。エジプト憲法は、司法の独立を含め、法の支配の独立を規定している。当局によって逮捕される個人は全て、法を侵したために逮捕されている。エジプトは、自国の法律で人権を確保するようスイスに要請する。つまり、ジュネーブ州は、抗議の許可を要請しない者に対して 10 万スイス・フランまでの罰金を規定している。

ケニア: ケニアが 2011 年に採択した「憲法」は民主的なものである。選挙は 5 年毎に行われ、来るべき選挙も例外ではなかろう。2013 年の選挙は、暴力なく行われ、平和な性質のものであった。選挙が民主的ではないという見解は、ケニアにおける小さな反対派によって提起されている。抗議は、ますます暴力的になってきている。最近の抗議中に、50 名の人々が負傷し、デモ中に犯罪を行った者に責任を取らせるために警察は捜査を始めた。

コンゴ民主共和国: 緊張を高め、平和と人権を脅かす欧州連合の態度を非難する。400以上の政党があり、67の民間のテレビ・チャンネルがあり、自由に活動を展開する何千ものNGOがある国で市民社会への制限を語ることは正直なことではない。国の東部の安全保障に関しては、そこでの民兵と闘うために政府はMINUSCOと共に措置を取ってきた。

韓国: 国連の人権メカニズムと協力し、国民の人権を改善する国際社会の勧告を実施することを朝鮮民主主義人民共和国が継続して拒否していることを残念に思う。

日本: 朝鮮民主主義共和国の人権状況について深く懸念しており、国際社会による勧告に真剣に注意を払い、この状況に対処する真剣な措置を取るようかの国に要請する。日本と「南朝鮮」は、いわゆる慰安婦の問題を解決するために歴史的合意に達し、2015年12月に達したこの合意を実施するために継続した手段を取ってきている。

朝鮮民主主義人民共和国: 政治的動機があり、人権とは何の関係もない韓国と日本の申し立てを拒否する。人権を装った朝鮮民主主義人民共和国に対する決議は、軍事的・政治的動機のあるものであり、国民が選んだ制度を撤廃することを目的としており、米国の利益に導かれたものである。この理事会の注意を必要とするはなはだしい人権侵害は、日本が行った人道違反の犯罪、欧州で広がっている難民危機及び韓国での政治的後退である。

日本: 朝鮮民主主義人民共和国が、国際社会の懸念に具体的行動で応えなかったのは残念である。

朝鮮民主主義人民共和国: 日本によるまた新たな挑発的で誤解を招くような非難を拒否し、日本の過去の犯罪こそ国際社会の注意を必要とすることを述べる。日本は、国際社会の正当な言葉に注意を払い、過去と現在のすべての侵害に対処すべきである。

## 6月14日(火)昼

議事項目 3: すべての人権、開発への権利を含めた市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護

### 提出文書

1. 2国間・多国間貿易協定が移動者の人権に与えるインパクトに関する移動者の人権に関する特別報告者報告書(A/HRC/32/40)
2. 極度の貧困と人権に関する特別報告者報告書(A/HRC/32/31)
3. 上記報告書付録、チリへのミッション(A/HRC/32/31/Add.1)
4. 上記報告書付録、ルーマニアへのミッション(A/HRC/32/31/Add.2)
5. 上記報告書付録、チリへのミッションに関するチリよりのコメント(A/HRC/32/31/Add.3)
6. 上記報告書付録、ルーマニアへのミッションに関するルーマニアよりのコメント(A/HRC/32/31/Add.4)

### 報告書プレゼンテーション

1. Francois Crepeau 移動者の人権に関する特別報告者
2. Philip Alston 極度の貧困と人権に関する特別報告者

### 当該国ステートメント

チリ、ルーマニア

### 意見交換対話

ホンデュラス、欧州連合、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、コスタリカ(人権教育訓練プラットフォームを代表)、キューバ、エクアドル、ギリシャ、ベナン、コスタリカ、ナミビア、コートディヴォワール、モルディヴ、マレーシア、ベルギー、メキシコ、スペイン、アルバニア、中国、トルコ、ポルトガル、ボリヴィア多民族国家、ベラルーシ、エチオピア、インド、ホーリーシー、トーゴ、サウジアラビア、スイス、エジプト、欧州会議、セネガル、オーストラリア、インドネシア、アフガニスタン、南アフリカ、アルメニア、パキスタン、ボツワナ、米国、ペルー、イラン・イスラム共和国、テュニジア、フィリピン、ニジェール、キルギスタン、パナマ、クウェート、韓国、リビア、アンゴラ、バ

ングラデシュ、スーダン、カナダ、ネパール、フランス、ケニア、エルサルヴァドル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、パラグアイ、エリトリア、ガーナ、ヴェトナム、シエラレオネ、モロッコ国内人権会議、モーリタニア国内人権委員会、Terre des Hommes Federation Internationale, セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル(国際拘禁連合との共同声明)、カリタス・インターナショナル、同盟レインボウ社会インターナショナル、Action Internationale pour la paix et le development dans la region des Grands Lacs, Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme, 経済的・社会的権利センター、中国貧困緩和財団、フランシスカン・インターナショナル、子ども擁護インターナショナル、国際イスラム学生団体連盟、Khiam 拷問被害者リハビリテーション・センター、経済的・社会的・文化的権利世界イニシャティヴ、人権中国協会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人

まとめ

Francois Crepea, Philip Alston

## 6月14日(火)午後

議事項目 3(継続)

### 提出文書

7. 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康享受への万人の権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/32/32)
8. 上記報告書付録、パラグアイへのミッション(A/HRC/32/32/Add.1)
9. 上記報告書付録、ナイジェリアへのミッション(A/HRC/32/32/Add.2)
10. 上記報告書付録、パラグアイへミッションに関するパラグアイのコメント(A/HRC/32/32/Add.3)
11. 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康享受への万人の権利への寄与要因としてのスポーツと健全なライフスタイル---到達できる最高の水準の身体的・精神的健康享受への万人の権利に関する特別報告者の調査(A/HRC/32/33)
12. 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者報告書(A/HRC/32/41)
13. 上記報告書付録、ヨルダンへのミッション(A/HRC/32/41/Add.1)

### 報告書プレゼンテーション

1. Dainius Purasj 健康への権利に関する特別報告者
2. Maud de Boer Buquecchio 子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する特別報告者: 国際社会は、社会への再統合プロセスの複雑性を目撃してきた。この問題に対処するには、人間にも財源にも投資することが必要である。一旦救出されても、性的虐待を受けていた被害者は、トラウマに苦しむだけでなく、ボコ・ハラムの謀叛に加担しているのではないかという本質的疑いがあるために家族の下に戻る困難にも直面しなければならない。この問題は、被害者を個人ベースでより幅広い観点を持って扱うとにより対処されるべきであることを示している。
3. Urmila Bhoola 現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者: その訪問を促進し、キャンプへのアクセスを認めたこと及び訪問前に国連での会議に政府が参加したことに対してナイジェリア政府に感謝を表明する。ボコ・ハラム過激派の手による女兒の組織的で広がった奴隷化を非難する。絶対にしなければならないことは、司法へのアクセスと大量違反に対する救済策を確保することのみならず、被害者のリハビリテーションと地域社会への再統合である。長期的目標は、とりわけ、社会的統合、経済回復及び平和構築である。これらイニシャティヴのすべてが被害者を中心としたものであり、国際規範と基準に従ったものでなければならない。リハビリテーションと再統合の重要な課題は、これには万人が含まなければならない、認識・社会心理的課題を考慮に入れなければならない。司法へのアクセスは、結婚を強制され、その結婚を無効にする必要のある女性と女兒にとって絶対に必要である。適切な救済策には、経済的エンパワーメントのみならず、補償が含まなければならない。汚名と差別の恐怖がすべてのリハビリテーションと再統合に悪影響を及ぼしている。
4. Maria Grazia Giammarinaro 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者: 報告書は、紛争及び紛争後の状況の人身取引の問題と人身取引の被害者及び人身取引の危険にさらされている人々、特に女性と子どもの保護に重点を置いている。紛争と危機の状況での人身取引は、単なる可能性ではな

くて、紛争の結果であるが、滅多に見えられず、対処されないものであることを強調する。紛争中の文民に対する性暴力のより幅広い姿の中で重要な役割を演じる女性と女兒の人身取引を指摘する。女性は、難民の一時結婚・強制結婚に見られるように、いわゆる否定的な家族対処メカニズムの結果としても性的搾取を受ける。もう一つの問題は、子どもが戦闘員及び支援的役割を行い、自爆者及び人間の盾としてさえ使われることに繋がる強制的軍務のための子どもの人身取引である。紛争後の状況では、社会が、人身取引と労働搾取という結果となる移動計画の増加のみならず、性的搾取の目的での人身取引の増加を経験するのは普通のことである。残念ながら平和維持作戦は、継続して性的虐待の恥ずべき事件の場であることを嘆かわしく思う。紛争状況にある人々と紛争を逃れてくる人々は、臓器除去の目的での人身取引に対しても脆弱であろう。

次に、紛争を逃れてくる人々の特別な脆弱性に注意を引きたい。移動者、国内避難民、難民及び亡命者にとって、その旅の内密の性質、その促進者の汚職の行為及び制限的な移動政策すべてが、人身取引者のための機会をさらに悪化させるように作用する。シリアの難民危機において、先ず第一に必要なことは、人間の命を救うことである。2番目に必要なことは、移動者の人権を守り、亡命の申し立てに裁決を下し、存続できる保護のパターンを明らかにする適切な審査手続きを設置することとである。人身引きされた人の身元確認を目的とする取組みから防止にも重点を置く取組みへ、反人身取引策の移行が必要であることを強調する。人身取引の危険の指標が、移動者の大量流入のすべての入国地点で訓練を受けた職員によって用いられるべきである。反人身取引措置は、紛争地帯ですべての人道介入に組み入れられるべきであり、国連機関は、人身取引防止活動を行うべきである。

2016年2月のヨルダン訪問に関しては、保護法と政策枠組を通して、人身取引と闘うという国の公約を認める。性的搾取、乞食行為、臓器移植を目的とした人身取引の無視、並びに人身取引と闘う最新の国内戦略の不在を含め、重要な課題と懸念の問題に言及する。被害者に提供される支援と彼らに効果的な救済策を提供する際の格差に対処するよう政府を奨励し、政府がすでに反人身取引の法的・政策的枠組みを改正する手段を取っていることを嬉しく思う。

#### エリトリア外務大臣ステートメント

Osaman Saleh

#### 答弁権行使

エチオピア: けしかけたわけではない攻撃がエチオピアに対してなされ、エリトリア政府はこの地域及びそれを越えた地域を不安定化することに完全にかかわっている。エリトリアは国際法に違反している。エリトリア政府は、いつも国際社会の注意をそらす時を選ぶ。1991年以来、エリトリアで人道違反の犯罪が行われてきたと信じる合理的根拠がある。エチオピアは、自衛権を行使する際に適切な措置を取ってきた。国際社会は、エリトリアが重大な人権侵害から注意をそらすことを認めるべきではない。

エリトリア: エチオピアは継続してエリトリアの領土を占領しており、申し立てを全面的に拒否する。

エチオピア: エリトリアは、その人権侵害に関する国際社会との問題をエチオピアとの紛争にむすびつけようとし、その人権状況から国際社会の注意をそらすためにそうしている。気も狂わんばかりの努力にもかかわらず、これは成功しておらず、その議論を評価する国はなかろう。エチオピアは、問題への唯一の解決策は対話に乗り出すことであると信じている。エチオピアはいつでも対話を始める用意がある。

## 6月15日(水)午前

### 開発への権利の推進と保護: 30周年記念に関するパネル

#### ビデオ

#### 開会ステートメント

Zeid Ra'ad al Hussein 国連人権高等弁務官

#### 司会者・パネリストによるステートメント



1. Amr Ramadan ジュネーヴ国連事務所エジプト代表部大使・司会者
2. Flavia Piovesan ブラジル司法省人権大臣
3. Wayne McCook ジュネーヴ国連事務所ジャマイカ代表部大使・G77 議長
4. Mihir Kanade コスタリカ国際法人権部長・国連平和大学人権センター長
5. Martin Khor サウス・センター所長

### 討議

イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、欧州連合、中国(有志諸国を代表)、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、ブラジル(ポルトガル語国を代表)、チュニジア、ナイジェリア、エルサルヴァドル、アラブ首長国連邦、エチオピア、ナミビア、南米インディアン会議、アラブ人権委員会、国際国連青年学生運動

### 司会者とパネリストの発言

Amr Ramadan, Flavia Piovesan, Wayne McCook, Mihir Kanade, Martin Khor

### 討議

インドネシア、パキスタン、マレーシア、米国、イラン・イスラム共和国、シエラレオネ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、エクアドル、サウディアラビア、南アフリカ、キューバ、バングラデシュ、アクション・カナダ、中国人権学協会、ホープ・インターナショナル、フィリピン、ボリヴィア多民族国家、ヨルダン、エジプト、スリランカ、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII(国際教育権と教育の自由団体(OIDEL)、テレジア協会、聖 Vincent de Paul の慈善の娘団、正義と平和のドミニカンズ---説教者団、Pax Christi インターナショナル、国際カトリック平和運動、Edmund Rice インターナショナル Inc., Points-Coeur 協会、国際女性・教育・開発ヴォランティア団体---VIDES, Istituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Saiesiane di Don Bosco との共同声明)、イスラム協力団体、インド、アルジェリア、ポルトガル、セネガル、Conseil International pour la soutien a des process equitabies et aux Drots de l'Homme

### まとめ

Amr Ramadan, Wayne McCook, Mihir Kanade, Flavia Piovesan, Martin Khor

## 6月15日(水)昼

### 議事項目 3(継続)

#### 当該国ステートメント

ナイジェリア、パラグアイ、ヨルダン

#### 意見交換対話

欧州連合、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体)、ポルトガル(健康権に関する決議の核心グループ(ポルトガルとブラジル)を代表)、ベラルーシ(人身取引反対友好国連合ジュネーヴ・グループを代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、モルドヴァ共和国、ドイツ、ロシア連邦、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ベルギー、エジプト、アルメニア、シエラレオネ、イタリア、エストニア、キューバ、インド、コスタリカ、ギリシャ、ニュージーランド、インドネシア、オーストリア、ジョージア、アラブ首長国連邦、エクアドル、オーストラリア、モロッコ、イラン・イスラム共和国、マレーシア、米国、フィリピン、ウルグアイ、中国、メキシコ、南アフリカ、モルディヴ、ボツワナ、ベラルーシ、アルゼンチン、ネパール、リトアニア、スイス、クウェート、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルジェリア、エチオピア、サウディアラビア、キルギスタン、トルコ、マルタ騎士団、英国、セルビア、イスラム協力団体、パナマ、エルサルヴァドル、タイ、スーダン、モロッコ、韓国、フランス、トーゴ、国際移動機関、イスラエル、ヴェトナム、国連人口基金、イラク、ジブティ、性と生殖に関する権利センター、米州慈善の姉妹、協議世界友好委員会、国際レズビアン・ゲイ協会(Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homoseksualiteit-COC オランダ、スイス・レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・性同一性障害者の権利連盟---RFSL との共同声明)、子ども擁護インターナショナル(母親が大事---MMM、路上で暮らす子供たちコンソーシアムとの共同声明)、人口開発ア

クシオン・カナダ、アフリカ文化インターナショナル、フリーダム・ナウ、Comite International pour le Respect et l'Application de la Charte Africaine des Droits de l'Homme et des Peuples、イラク開発団体、Conseil International pour le southern a des process equitabies et aux droits de l'Homme, Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、アジア・リーガル・リソース・センター、貧困緩和中国財団、世界バルア団体

## まとめ

1. Dainius Puras 健康権に関する特別報告者

2. Maria Crazia Giammarinaro 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者: 10月の総会への拡大報告書は、紛争及び紛争後の状況での人身取引の防止の分野で、国際社会がいかにもその努力を強化できるかにより重点を置く機会となるであろう。これは国内の能力が弱体化している時に重要である。家事の奴隷労働は、しばしば見過ごされる人身取引の側面である。質問に答えて、欧州連合には、シリア難民の大多数の目的地として、この問題、先ず第一にこれまであまり徹底して実施されて来なかった亡命者の計画されている再配置をさらに調べるよう要請する。その母集団の中で、人身取引の危険は大変に高い。欧州連合諸国に設置されている反人身取引政策は、移動者の大量の流入がかかわる時、失敗するように思える。私の主要な勧告は、もし人身取引が単なる可能性ではなくて紛争状況の組織的な結果であるとするならば、すべての人道行為者が人身取引の危険を意識し行動を起こす用意があることが重要であるというものである。

もう一つの提案は、人道行為者と開発行為者との間のより良い協力である。異なった行為者が果たすことのできる役割についての質問があったが、民間セクターは、あらゆる国連活動の中で、ゼロ・トレランス・レベルで対処されるべき労働搾取を防止するために活動することができよう。私は、労働搾取をいかに防止するかを討議するために、選ばれた大会社とかかわってきた。国家はどのように被害者に救済策と支援へのアクセスを提供できるのかという質問があった。私の勧告は、移動者が留め置かれる受け入れ・拘禁センターで、人身取引事件を発見する機会を明らかにせよということである。救済策へのアクセスは、居住状態または移動状態または警察との協力を条件とするべきではない。刑事責任免除との闘いをいかに改善するべきかという質問に対しては、国内法が訴追の型を規定するべきであると答える。一つの考えは、事件を国際司法裁判所に持ち込む能力をいかに改善するかである。移動者に関する特別報告者のマンデートと人身取引に関する特別報告者のマンデートの間にどのような相乗作用が存在するのかという質問に関しては、例えば、詐欺的な労働者募集という問題に関してこの側面を改善するために作業が行われつつあると答える。

## 6月15日(水)午後

議事項目 3(継続)

### 提出文書

14. 裁判官と弁護士の独立性に関する特別報告者報告書(A/HRC/32/34)
15. 上記報告書付録、ギニアビサウへのミッション(A/HRC/32/34/Add.1)
16. 人権と国際連帯に関する独立専門家報告書(A/HRC/32/43)
17. 上記報告書付録、モロッコへのミッション(A/HRC/32/43/Add.1)
18. 上記報告書付録訂正版、モロッコへのミッションに関するモロッコとのコメント(A/HRC/32/43/Add.2/Corr.1)

### 報告書プレゼンテーション

1. Monica Pinto 裁判官と弁護士の独立性に関する特別報告者
2. Virginia Dandan 人権と国際連帯に関する独立専門家

### 当該国ステートメント

ギニアビサウ、モロッコ、Conseil National des Droits de l'Homme du Maroc

### 意見交換対話

欧州連合、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、イスラエル、ボツワナ、エジプト、エストニア、イラン・イスラム共和国、フランス、韓国、欧州会議、エクアドル、パキスタン、ナミビア、米国

### 答弁権行使

タイ: 人身取引と闘うことは国の優先事項であり、警察の汚職の申し立ては受け入れがたい。

エジプト: 裁判官と弁護士の独立性、刑事責任免除、公平性は保証されており、その作業への干渉は認められない。特に米国の司法制度の効率の悪さ、アフリカ系アメリカ人社会に対する暴力事件を訴追し、判決を下す際の説明責任の欠如に照らして、米国がそのような申し立てをすることは驚きである。

インドネシア: 人身取引に関する討議中にある NGO が行った申し立てを拒否し、インドネシアが人身取引と子どもの性的搾取の根絶に関する感銘を与える法律を制定していることを申し述べる。さらに、インドネシアは、人の密輸と人身取引に関する「バリ・プロセス」において、重要な役割を果たしてきた。

中国: 米国による非難は、中国の主権と国内問題における独立性の侵害を表している。中国は、正式の権威ある司法制度を築こうとしており、継続して人権を推進し、保護するつもりである。米国は囚人を虐待し、拷問にかけ、銃による暴力がはびこっており、強制捜査を行い、人々を誘拐しているが、このすべてが米国の偽善と二重基準の証拠である。

## 6月16日(木)午前

### 女性の人権に関する年次討議

#### 開会ステートメント

1. **Choi Kyong Lim** 人権理事会議長: 理事会は本日、女性の権利に関する丸1日の年次討論を開催するが、今朝の討議は、先住民族女性と女兒に対する暴力とその根本原因に重点を置く。パネルは、先住民族の権利に関する専門家メカニズムの委員である **Chief Wilton Littlechild** が司会を務め、パネリストである女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者の **Dubravka Simonovic**、ペルーの先住民族文化センターの創設者であり所長であり、ジャーナリストでもあり、先住民族の権利活動家でもある **Tarcila Rivera Zea** 及び **Yiaku Laikipak** 信託事務局長である **Jennifer Koinante** を紹介する。

2. **Kate Gilmore** 国連人権副高等弁務官: 先住民族、特に先住民族女性の権利を尊重し、推進し、保護するという共通の公約を想起する。理事会は、女性の尊厳を最も蝕む攻撃、つまりジェンダーに基づく暴力を捜査するよう勧められている。女性に対する暴力は、従属、排除、差別の原因であり、結果でもあるので、これだけを分離しては理解できないであろう。憎悪と軽視の生態学は、女性に不相応に悪影響を及ぼす貧困、土地へのアクセスの否定、教育への障害及び早期結婚と共に暴力が栄える風潮である。先住民族女兒が性暴力や強姦にさらされるのは、通学距離の長さで一層激しくなる。世界の他の女性と同様先住民族女性も、自分の性と生殖に関する健康を享受するために闘わなければならないが、そのニーズに合わないサービスや保健所までの距離という形態でさらなる障害にも直面している。これが、乳幼児と妊産婦の死亡、十代の妊娠、性感染症、ジェンダー暴力及び人身取引の高い割合となる。

先住民族女性に対する暴力の広がり知られておらず、包括的な市民の統計と人口調査の欠如が調査を制限し、必要な分析を妨げている。しかし、先住民族の女性と女兒は、他の女性の3倍暴力を受ける可能性が高いことを知るに十分なものがあり、例えばカナダでは、先住民族女性は、カナダ女性の5倍暴力で死亡する可能性がある。オーストラリアでは、2001年から2010年までで、警察に通報された家庭内攻撃の割合は、アボリジニー女性では6倍も高かった。グアテマラでは、先住民族女兒の40%が、同意年齢に達する前に結婚している。司法へのアクセスは、言語の障害、男性支配及びその他の問題のために限られており、これは先住民族女性と女兒に対して行われる犯罪や侵害に対する刑事責任免除を意味する。

#### 司会者とパネリストによるステートメント

1. **Chief Wilton Littlechild**: 今日の討論は、具体的行動を確保するための機会を万人が倍増する新しい機会を記す。過去の植民地支配と先住民族社会における女性と女兒の安全と福利に現代の継続する社会

経済的周縁化に対する認識が増えてきている。世界中の先住民族女性と女兒の安全と福利を改善するために取ることのできる具体的手段について考えるよう万人、特に男性に要請する。これは万人にとっての神聖な責任である。

Ms Simonovic には、先住民族女性と女兒を保護し、暴力を捜査し、訴追し、救済するために相当の注意義務を持って行動する国家の責務に関連して法的状況を概説していただきたい。

2. Dubravka Simonovic: 2つの「国際規約」及びその他の国連人権条約には、権利の行使を保証する法律と慣行を制定することにより、国家がその下で積極的に行動する非差別条項が含まれている。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は、一般的な、ジェンダーに中立的な人権法と女性に対する差別と暴力の撤廃と女性の人権の享受に関連する特別な責務とにジェンダーの視点を提供している。「条約」は、女性に対する暴力を、女性に対する一形態の差別として扱い、女性差別の包括的定義を提供している。「先住民族の権利に関する国連宣言」も、先住民族女性と子どもがあらゆる形態の差別と暴力からの完全な保護と保証を享受することを保障するために、国家が先住民族に関連して措置を取るべきことを明確に規定している。先住民族女性を含めた女性に対する暴力を防止し、これと闘うための追加の責務を規定している「女性及びその他に対する暴力の防止、懲罰、根絶の米州条約」のような先住民族女性に対する暴力事件に適用できる地域人権条約にも言及する。

国際的な法的枠組みは、女性に対する差別と暴力を撤廃するための2つのレベルの国家の責務を定義している。第一は、国家自身によって加えられる暴力に関連する責任で、第二は、非国家行為者、民間の個人、団体または企業によって加えられる女性に対する暴力に関連する責任である。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成するという公約は、今では「持続可能な開発目標 5」であり、これには公的・私的領域での女性と女兒に対する差別と暴力の撤廃に関するターゲットが含まれている。最後に、国家の責務は、十分に確立されているが、完全に実施されていないことを述べる。

Chief Wilton Littlechild: 先住民族社会は、先住民女性と女兒に対する暴力の防止と闘いにどのように貢献するべきであろうか?

3. Tarcica Rivera Zea: 先住民族女性は、包摂と教育、主としてすべての制度への一人ひとりのための教育制度への投資を必要としている。先住民族女性の包摂性は、文化的多様性を反映している。先住民族には貢献するべきものがたくさんあり、先住民族女性も、外部からのまたは植民地の助けなしに自分たちの家族の維持に貢献することに向けたその能力を発展させた。今でも、例えば食物の栽培に関して、分かち合う知識を持つ先住民族女性があり、政治的闘争の状況では、一家の長としての責任を担ってきた場合もある。国際社会が女性の権利について語る時、そこには子どもを何人持つかを自由に決定する権利、家庭と家族の健康を守る権利が含まれるべきであり、それは社会全体と分かち合うものである。

Chief Wilton Littlechild: どうすれば先住民族女性の安全を確保できるのか、どうすれば防止措置として犯人の暴力的行為を矯正できるのか、Ms. Cashman にお訪ねしたい。

4. Josephine Cashman: 先住民族諮問会議に2013年にオーストラリア首相によって任命され、安全な地域社会小委員会議長を務めてきたオーストラリアのニューサウスウェールズの Worimi 女性として発言するが、オーストラリアは、ジェンダー平等とその強化された女性の問題に対する意識を誇りに思うべきである。公式のジェンダー平等プロセスについては楽観的であるが、女性は、虐待と暴力についての寛容を含め、女性と子どもに対する醜い態度と男性の行動にあまり期待できないことから生じる二流市民として生き、暴力と虐待の被害者であり続けている。そのような態度は、女性が暴力を受けずに暮らすことを妨げ、女性に対する暴力を大目に見る風土を助長している。こういった女性がオーストラリアの先住民族でありその子どもたちである。これが、オーストラリア人が正直に緊急に直視する必要のある不愉快な真実である。多くの先住民族指導者やその他の活動家は衝撃的な先住民族の投獄率は軽犯罪のために先住民族個人を閉じ込める人種差別的制度のせいであると主張するが、先住民族の囚人が傷害未遂行為で大量に有罪となっているのが真実である。

真実は、先住民族犯人1人につき普通少なくとも2人の先住民族被害者がいるということである。ノーザン・テリトリーにおける暴力に関連する統計は衝撃的である。先住民族女性に対する家族による攻撃のための入院率は、非先住民族女性の率の86.5倍も高い。ノーザン・テリトリーの中央オース

トラリアでは、この数字は非先住民族女性の 95.6 倍であり、全国的に先住民族の割合の 10 倍である。先住民族社会で、暴力と虐待が深く根を下ろす 3 つの主要な要因がある。これらは、期待感の低さ、雇用の欠如及び社会的規範の乏しさである。この現実を変えようとするプログラムがいくつかあるが、特に **Charlie King** のノー・モア・キャンペーンと **Andrea Mason** の NPY 女性プログラムがある。必要なのは、こういった型のサービスが適切な資金提供を受けることを保障することである。

**Chief Wilton Littlechild: Ms. Koinante** にはアフリカでの先住民族女性と女兒に対する暴力に対処する際の課題と有望な慣行について伺う。

**5. Jeniffer Koinante:** 先住民族女性を含めた女性に対する暴力は、不安定な状況では悪化する。2015 年 9 月に国連によって採択された「持続可能な開発目標」は、ケニア国家全体と特にその先住民族の福利にとって極めて重要である。「目標」及びその「ヴィジョン 2030」と共に、ケニアは、その国民すべてが質の高い生活を享受する世界的に競争力のある繁栄する国となることを目指している。政治的・文化的・社会的・経済的要因を横断する克服しがたい課題が、貧困を克服し、基本的権利と司法へのアクセスを享受しようとする時、アフリカの先住民族女性の個人的・集団的努力を継続して妨げている。女性と女兒に対する暴力の根本原因の根底には、古代アフリカの伝統社会の社会・文化的構造への女兒の社会化と女性に対する暴力の統合がある。例えば、アフリカの女兒、特に先住民族女兒は、すでに 4 歳で結婚を強制されている。

プラン・インターナショナルによる最近の調査は、ケニアの女兒の 4 人に 1 人が、18 歳になる前に子どもを産むことを示している。有害な伝統的慣行が、女性と女兒に対する暴力への道であることが知られているが、これを効果的に防止する努力はほとんど払われていないかまたは全く払われていない。先住民族女性は、不相応に貧困に陥り、代表者となることも否定されている。彼女たちは、自分たちに関する戦略やプログラムの企画や立案からも締め出されている。

## 討議

**Karla Cueva** ホンデュラス事務次官、**Natasha Stott Despoja** オーストラリア女性・女兒大使、**ドミニカ共和国**(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、**欧州連合**、**パキスタン**(イスラム協力団体を代表)、**デンマーク**(北欧・バルティック諸国を代表)、**カナダ**(諸国グループを代表)、**南アフリカ**、**イラン・イスラム共和国**、**米国**、**ナミビア**、**刑法改革インターナショナル**(友好世界協議委員会との共同声明)、**婦人国際平和自由連合**、**インディアン・ロー・リソース・センター**(アメリカ・インディアン権利基金との共同声明)

## 司会者・パネリストの発言

**Chief Wilton Littlechild:** 先住民族女性が直面している重複し、重なり合う形態の差別について理事会に知らせてくださるよう特別報告者をお願いする。

**Dubravka Simonovic:** ジェンダーに基づく暴力は、重なり合う形態の差別を経験しているために、先住民族女性に異なった影響を与える。大多数の国は、ジェンダーに基づく暴力に関して適切なデータを持っておらず、先住民族女性に関連する国際人権規範の実施は限られている。これが、国家及び非国家行為者によって行われる先住民族女性に対する暴力行為に対する広がった刑事責任免除に繋がる格差を生み出している。先住民族の権利擁護者である **Berta Caceres** の殺害を捜査するというホンデュラスの確約を歓迎する。すべての国家は、このような殺害の防止に重点を置くために、先住民族女性にとって特に重要なジェンダー関連の殺害またはフミサイド監視機構を設立するべきである。防止のためには、この犯罪を防止し、暴力のサバイヴァーを支援するために国家によって何が行われ、何がなされていないかを確定するためのデータが収集され、分析されなければならない。先住民族女性がしばしば紛争に巻き込まれ、軍の暴力の被害者でもあることを強調することが重要である。

**Chief Wilton Littlechild:** 先住民族女性が自分の権利を擁護する際の特別な課題は何か?

**Tarcila Beveera Zea:** 先住民族女性に対する暴力を十分に定義する必要性を強調する。しばしば暴力は国家自身によって加えられる。それは、武力紛争、搾取、女性性器切除のような有害な慣行または領土の強制収用の一部であることもある。教育へのアクセスがなく、貧困で、恥ずべき存在と見なされてい

る先住民族女性にとって、他の人々と同等にどうして司法にアクセスできようか？ 最高の投資は、適切に政策を実施し、先住民女性に特化した政策があることも保障することである。

**Chief Wilton Littlechild:** 何か好事例はありましたか？

**Josephine Cashman:** 多くの先住民族社会では、性的虐待の割合が高い。加盟国が検討しなければならない一つの主要な問題は、先住民族は他の人々と同じ法律の下にあり、文化的に適切な方法で対応する警察の能力が重要であるということを考えるべきであるということである。先住民族の被害者は、刑事司法制度に触れる時、厳しい問題に直面している。彼らはその地域社会から排斥され、司法を求めたためにその子どもを失うという危険を冒すこともある。国連と人権理事会は、女性や女兒と協力する時、国際社会が国々の成功例を比較できるように、基礎データを持つことを検討するべきである。一旦データを持てば、女性と子どもに対する暴力に対処する革新的方法を調べることができよう。

**Chief Wilton Littlechild:** 提案してもよい成功の堅い解決策は何か？

**Jenifer Koinante:** 高等弁務官事務所は、女性に対する暴力を撤廃するプロセスの促進に関して、包括的な参加型プロセスを開発することに向けて活動するのみならず、アフリカ全体で、先住民族女性に関して有害な伝統的慣行を明らかにするよう努めるべきである。先住民族女性に対する暴力に関する基礎調査が実施されるべきである。ジェンダー暴力防止を確立し、支援する必要がある。

## 討議

チリ、パラグアイ、中国、ペルー、イタリア、国際開発法団体、エルサルヴァドル、スリナム、スペイン、南アフリカ、ロシア連邦、インドネシア、アラブ人権委員会、女性国際民主連盟

## まとめ

**Chief Wilton Littlechild:** まとめとしての発言を特別報告者にお願いしたい。

**Dubravka Simonovic:** 先住民族を扱う時、異なった国連メカニズムをいかに結びつけるかに関して大変に良い質問が出された。例えばカナダに関して利用され、現在結果が出つつある「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の「選択議定書」の下での個人通報のような利用できるメカニズムを用いることも重要である。包括的取組みに重点を置くことが重要であることを強調する。

**Tracila Rivera Zea:** 遂げられた進歩に拍手を送るが、人種主義と人種差別を撤廃するために教育を施すことが継続して必要である。先住民族は、福祉の受け手とみなされるべきではなく、先住民族の司法制度に自治を許すことも必要である。女性が司法に含まれなければならない限り、他の配慮と対立しない限り、地域社会の司法を擁護する必要がある。通常の司法制度の選択肢を規制し、先住民族の完全なアクセスを保証する基準に従った国の司法制度を採用し、実施する必要がある。その他の課題は、昇格とリーダーシップと政治参画によって先住民族女性と女兒をエンパワーすることに関連している。「アジェンダ2030」の全体的目標は、先住民族女性と女兒の代表者が少ないことに繋がる格差を減らすことである。この関連で、最も重要なのは、ジェンダー公正を達成することへの政治的公約である。

**Josephine Cashman:** オーストラリアの先住民族女性は、人口の3%であるが、囚人人口の27%を占めている。暴力は、薬物とアルコールの乱用、経済機会の欠如、孤立に関連している。従って、政府の「就職計画文」は、包括的にこういった問題に対処することを求めている。識字率は低く、従って、刑務所内で識字クラスが提供されている。最近技術者として卒業した囚人も数人あり、ノーザン・プロヴィンスにおける犯罪率は、70%から20%に下がった。暴力発生率も減ってきた。これらが、プログラムの好事例である。プログラムの経費が政府にとって高くもなく低くもないものであるように、囚人たちは国に賃貸料を払っている。女性エンパワーメント・プログラムも安全な家を含め、大変に重要である。データも過ちから学ぶ場を提供し、必要な結果に繋がらないプログラムへの資金提供を続けないために重要である。「就職計画文」のような経済的エンパワーメントを目指すプログラムは、オーストラリアで効を奏している。先住民族文化には良好な側面があるが、害を及ぼし続けている問題は、女性と子どもに対する暴力である。

**Jennifer Koinante:** すべての国連の女性に関するプログラムの評価は、財政支援を提供することを含め、それらをより効果的なものにするために必要とされる。一つの例は、信託基金を簡素化し、勧告に基づいて行動をとることである。ジェンダーに基づく暴力と性暴力が政府と社会生活のあらゆるレベルで取り込まれることを保障することが必須である。第二に、女性とジェンダーに基づく暴力の悪影響を受けているすべての人々のニーズが対処されるように、人道対応のための国際組織の変革が必要である。最後に、農山漁村地域で暮らしている先住民族女性が保健ケアにアクセスできるように、ジェンダーに基づく暴力プログラムにインフラ・プログラムを統合することが必要である。

**Chief Wilton Littlechile:** 先住民族のためにも非先住民族のためにも、文化的状況での教育の重要性についてのすべてを思い出させてくださったことに対して、パネリストの皆さんに感謝する。先住民族女性と女兒にインパクトを与える企業の暴力と環境の暴力という考えもある。女性に対する暴力の通報の少なさに対処する目的で、データの収集に継続して取り組むよう各国を奨励する。女性の役割がもっと目立つものになり、そのような努力に男性と男児が加わるならば、将来先住民族にとって事態はよりよくなるであろう。

## 6月16日(木)昼

### 議事項目 3(継続)

#### ステートメント

1. Baroness Anelay 英国連邦事務所外務国務大臣
2. Sergey Kyslytsya ウクライナ外務副大臣

#### 意見交換対話(継続)

クウェート、キルギスタン、アルゼンチン、キューバ、ベルギー、モルディヴ、カタール、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、南アフリカ、中国、ロシア連邦、ラトヴィア、ナイジェリア、チュニジア、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、エルサルバドル、フィリピン、トーゴ、インド、国際法律家委員会(国際人権サービスとの共同宣言)、バーレーンの民主主義の人権のためのアメリカ人、中国国際交流 NGO ネットワーク、国際弁護士協会、南米インディアン会議、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII(Gaia 財団、教育権と教育の自由のための国際団体(OICEL)、Edmund Rice インターナショナル Ltd., Istituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco, Lucis 信託協会、Mouvement International d'Apostolate des Milieux Sociaux Independants, Pax Christi インターナショナル国際カトリック平和運動、クリーン・エネルギー惑星協会 Inc., Points-Coeur 協会、国際女性ヴォランティア団体、教育と開発---VIDES, Fondazione Marista per la Solidarieta Internazionale ONLUS, St. Vincent de Paul 慈善の娘団、新ヒューマニティとの共同声明)、アジア・リーガル・リソース・センター、国際国連青年学生運動(アメリカ法律家協会、フランス自由: ダニエル・ミッテラン財団、世界民主青年連盟(WFDY)、国際和解フェローシップとの共同声明)、人権擁護メキシコ委員会市民協会、人権ハウス財団、国際アフリカ連帯協会、Association Burkinabe pour la Survie de l'Enfance, Association des etudiants tamoulsde フランス、世界スリム会議

#### まとめ

Monica Pinto, Virginia Dandan

## 6月16日(木)午後

### 女性の人権に関する年次討議

#### 開会ステートメント

**Kate Gilmore** 国連人権副高等弁務官: 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の野心は、同じ取り組みで実施することはできない。だからこそ「2030 アジェンダ」は、満場一致で合意した加盟国による贈り物なのである。これは、その成就の夢において権利に基づく、普遍的で、相互に関連するものである。「アジェンダ」は、議会、学界、民間セクター及びその他のすべての利害関係者という万人に対する約束であるので、加盟国を超えて広がるものであり、国連によって行われたこれまでで最大の公共の協議から

出てきたものである。2030年までに、10億人の新しい人々が、世界人口に加えられるが、これはこの時までにはこの15年は終わりを告げ、世界はこれまでにない多数の若者の世代を迎えるが、高齢者の世代も迎えることを意味する。その時、紛争及び排除の輪郭は若者の跡を追い、南スーダンの中位年齢は16歳であり、ウガンダの中位年齢は15歳であり、ドイツの中位年齢は45歳となる。従って、世界は史上最大の人口学的移行を目の当たりにする。「ミレニアム開発目標」は、乳幼児・妊産婦死亡を半減し、初等教育でのジェンダー同数を達成して、人類に恩恵を与えたが、時が経つにつれて不平等が深まった。来る15年にわたって、人々は紛争と貧困の圧力の下で機会を求めて移動し、これまで以上に多くの人々が都市に住み、開発と人権保護のプロセスで都市の役割がこれまでになかったような段階にまで高められるであろう。

「アジェンダ」は贈り物ではあるが、リーダーシップと公約の投資がなければ、約束をたがえることになるだけであろう。女性にとって、「アジェンダ」の緊急性は、いくら強調しても強調し過ぎることはない、つまり、今日、3人に1人の女性が知り合いの者の手で性暴力を経験しており、一方、妊産婦死亡率は50%近く減ったが、出産中の死亡は防止できるものでしかも費用も掛からないので大目に見るにはあまりにも高い割合に留まっている。今日、9人に1人の女兒が、開発が遅れている地域では15歳になる前に結婚している。この15年で、HIV/エイズによる死亡率は、異例の努力のおかげでほとんどの年齢層で30%も減少しているが、性と生殖に関する健康と親密な関係について堂々と話したがるために、思春期の若者の間では50%も増加している。ジェンダー平等は単なる数の遊びではなく、追跡し、説明責任を可能にする数が必要ならば、「アジェンダ」は空虚なものになるであろう。女性には発言権が与えられなければならない、排除されている者が、貧しい女性、障害を持つ女性、先住民族女性、マイノリティの女性を含め、参画し、代表者を務めなければならない。

#### 司会者とパネリストのステートメント

1. Paul Lado 国連社会開発調査研究所事務局長・司会者：「持続可能な開発2030アジェンダ」採択の際に示した公約に対して各国にお祝いを申し上げる。ある程度の格差にもかかわらず、新しい「アジェンダ」は、開発の現実を正確に繁栄しており、普遍的であり、誰も取り残さないことにコミットしている。女性と女兒の権利の成就が、「アジェンダ」の中心である。女性の権利の成就是、「持続可能な開発目標」のすべてを実現することへの投資でもある。

2. Natasha Stott Despoja オーストラリア女性と女兒大使：「持続可能な開発目標」は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの真の前進を達成する可能性を持つ。しかし、それらには現実のものとするための具体的行動が必要である。女性は経済成長への平等な参画を欠いていることを懸念し、紛争状況と気候変動に対する女性と女兒の特別な脆弱性を強調する。これら課題に対処するには、対象を絞った、ジェンダーに配慮したプログラム並びにジェンダー格差を埋める努力が必要である。平和と安全保障を達成するには、紛争状況における女性に対する暴力の驚くほどの害悪に対処することが極めて重要である。社会のあらゆる部分にわたる強力なパートナーシップのみならず、国の公約が必要である。女性の市民社会団体の重要な役割は、いくら強調しても強調し過ぎることはない。効果的な実施は、データの収集によって支援されなければならない。これら目標を達成することへのオーストラリアの公約を確約し、理事会が果たさなければならない重要な役割を強調する。

3. Arancha Gonzalez 国際貿易センター事務局長：最近、女性のエンパワーメントにおいて大きな前進が遂げられてきた。しかし、女性は、未だに男性よりも貧困状態にある傾向があり、労働市場では、男女間に格差が存在する。貧困状態にある男性100人に対して、貧困状態にある女性は117人である。女性は世界の労働の3分の2を占めているが、国際労働機関によれば、女性は所得の10%しか稼いでおらず、財産の1%しか所有していない。ジェンダー平等は、「持続可能な開発目標」のどれを達成するにも極めて重要である。世界の10億人の貧困者の中で、60%が女性である。もし女性に土地へのアクセスがもっとあれば、農業生産を30%高めることができよう。現状を変える明確な決意がなければならない。これは、女性の供給の困難、金融へのアクセス、女性のための所有権へのアクセスに対処して、政府と企業の調達を通して、女性が貿易に参画することを奨励する国際貿易センターの「She Trades」キャンペーンを通して行うことができよう。これは貸付へのアクセスにとって極めて重要である。

4. Jayati Ghosh Jawaharial Nehru 大学経済学企画センター経済学教授：「目標10」の不平等を減らすに対処されない限り、「目標5」においては何も達成できない。「目標5」は、女性に対するあらゆる形



態の暴力を撤廃し女性に資源への平等なアクセスを与えることに言及している。これらは、平等な機会に対処し所得の不平等をなくすこと、社会保護政策、世界の金融市場と制度の監視の改善、秩序ある移動と移動性の促進、開発途上国と後発開発途上国に援助を提供することなしには達成できない。世界の経済・金融構造が立案される方法では、これら目標のどれも達成することはできない。現在の税制は、社会支出の削減と移動者に対する不利な態度を引き起こす。女性の無償労働は、女性の多くを人身取引へと駆り立てる。「目標 5」に効果があることを実際に確実にするためには、「目標 10」の達成に関してもっと議論が行われることが必要である。

**5. Vanessa Anyoti** 世界女子キリスト教青年協会女子青年コーディネーター：女性と女兒に投資される時持続可能な開発は現実のものとなるであろう。「アジェンダ 2030」の真髄は、人権に基づく投資である。人権の討議が包摂的であり、真に人々を代表するものであることが重要である。国連の人権メカニズムを含め、若者の地位を高めるために、世界人口の半数以上を占める若者の間で意識を高める必要性を強調する。若者は、開発努力の立案と実施にもかかわらず、指標や統計に含まれなければならない。「持続可能な開発アジェンダ」の実施に関するデータは、万人がアクセスできるものにされなければならない。ジェンダー平等は、宗教社会の支援なくしては達成できず、ジェンダーの視点から宗教の戒律を再評価するよう宗教指導者に要請する。

### 討論

ウクライナ、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、カタール(アラブ・グループを代表)、フィリピン(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、ニュージーランド(諸国グループを代表)、欧州連合、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、インド(ブラジル、ロシア連邦、中国、南アフリカも代表)、スウェーデン(諸国グループを代表)、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、ロシア連邦、オランダ、平等人権委員会(ビデオで)、国連監視機構、人口開発アクション・カナダ

### 司会者・パネリストの発言

**Paul Ladd**: ジェンダー平等を達成するための「2030 アジェンダ」をどのように実施するかに関して各国が提起した質問の概要を述べる。

**Natasha Stott Despoja**: 妊娠に基づいた差別はオーストラリアにおいてさえ共通している。この問題と取り組むためには文化の変容と改革が必要であることを強調する。紛争状況にある女性のニーズに関しては、女性の性と生殖に関する権利が尊重されることを保障する必要性を主張する。女性は国際レベルを含め、公共セクターをもっと代表する必要がある。

**Aracha Gonzalez**: 女性の経済的エンパワーメントに関する進歩を含め、分類データの収集と指標を通じた進歩の測定の重要性を強調する。公共政策は、しばしば、議会によって策定されるが、議会にもっと多くの女性が体表者としていることを要請する。

**Jayati Ghosh**: 政府は緊縮措置を課すべきではなく、国民を犠牲にして、会社にあまりにも多くの法的保護を与えるべきではない。公的な宣言と人々が自分で認識した現実との間の格差が危険な意味合いを持つこともあり、これについては理事会も認識しなければならない。

**Vanessa Anyoti**: 青年に優しい料金が手頃なサービスへのアクセスの重要性を強調し、「2030 アジェンダ」の実施に対するパートナーとして、青年代表に相談しなければならないことを繰り返す。

**Paul Ladd**: 課題は、貿易と知的財産権に関する政策が、「2030 アジェンダ」の下での国の公約を尊重することを保障することである。

### 討議

ホンデュラス、パラグアイ、イスラエル、アイルランド、エルサルヴァドル、エクアドル、エジプト、オーストラリア、チリ、シエラレオネ、アラブ首長国連邦、エストニア、モロッコ国内人権委員会、プラン・インターナショナル、スウェーデン・レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・性同一性障害者の権利連盟、ネパール、バハマ、ジョージア、シンガポール、オーストラリア、米国、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、アルゼンチン、フランス、スロヴェニア

## まとめ

**Paul Ladd:** パネル討論中に提起された質問をいくつか強調する。つまり実際に統計とデータをどのように改善するのか、「目標 5」の中でどのターゲットが最も到達が難しいか、地域レベルでどのようなことができるのか、人道危機はどのようにジェンダー平等に重点を置く能力に影響を及ぼすのか及びジェンダー平等の推進において普遍的定期的レビューと国連機関の役割は何かである。

**Natasha Stott Despoja:** 異なった目標とターゲットの間には密接な関連性がある。従ってこれらターゲットは包括的に見なければならぬ。政治的意思決定における女性の役割に関しては、この目的で地域イニシアティヴには強力な役割がある。南太平洋では、この地域の女性の政治代表者数の割合が最も低く、女性に対する暴力の率が最も高いところもあるので、これは極めて重要である。

**Arancha Gonzalez:** データ収集は全ての国々が直面している課題であることを強調する。国の統計局を改善し、分類されたデータを収集し、ジェンダーの側面を含めるためのメカニズムを設置することが必要である。統合力は国内から始めることが必要で、開発協力も、ジェンダーに関連した明確なターゲットに重点を置くべきである。理事会は、経験と解決策を分かち合うためのすばらしい場である。ジェンダーを主流化しターゲットが実現されることを保障するためには、「話題を歩かせる」ことが重要である。

**Vanessa Anyogi:** 分類されたデータが、あらゆるレベルで必要であることを確認する。しかし、データを集めようと努力している国々に技術的・財政的支援を提供することも重要である。青年フォーラムを制度化し若い人々が自分の問題を討議できるボトム・アップの取組みを用いることも等しく重要である。

**Paul Ladd:** 「2030 アジェンダ」は、女性と女児のエンパワーメントを推進する例外的な機会を提供している。これは持続可能な開発目標のすべての達成にとって重要である。女性には、貧困、雇用へのアクセス、無償労働、財産権の欠如、金融へのアクセス、性と生殖に関する健康サービス、暴力と虐待、紛争時の女性の苦しみのような大きな課題がある。これら課題が、しばしば、金融、知的財産権及び移動のような横断的問題によって複雑化することもある。データとより良い情報は、定められた目標の実施を測定し、たれか取り残されていないかをはかるために極めて重要であろう。最後に、言葉は行動に変えられる必要がある。

## 6月16日(木)夜

### 議事項目 3(継続)

#### 提出文書

19. 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する作業部会報告書(A/HRC/32/45)
20. 上記報告書付録、ブラジルへのミッション(A/HRC/32/45/Add.1)
21. 上記報告書付録、企業と人権に関するアジア・フォーラム(A/HRC/32/45/Add.2)
22. 上記報告書付録、人権を保護し尊重する多様な利害関係者の行動(A/HRC/32/45/Add.3)
23. 上記報告書付録、公共政策と企業と人権に関する LAC 地域協議会(A/HRC/32/45/Add.4)
24. 意見と表現の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者報告書(A/HRC/32/38)

#### 報告書プレゼンテーション

- 1, Dante Pesce 人権と多国籍業及びその他の企業の問題に関する作業部会議長
2. David Kaye 意見と表現の自由への権利に関する特別報告者

#### 当該国ステートメント

ブラジル

#### 意見交換対話

欧州連合、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、スウェーデン(フィンランドも代表)、ポルトガル、ポーランド、米国、欧州会議、ノルウェー、ロシア連邦、アルメニア、チリ、モルディヴ、カタール、キューバ、オランダ、瑙ル、パレスチナ国、ボツワナ、スロヴェニア、エクアドル、オーストリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、チェコ共和国、メキシコ、日本、コスタリカ、トルコ、キルギスタン、インドネシア、ドイツ、フランス、ニュージーランド、スイス、スペイン、英国、テュニジア

日本のステートメント: 日本は今年初めの Mr Kaye の訪問を歓迎し、マンデートとの協力を継続するつもりである。日本は、国有企業を含め、すべての企業で人権が尊重されることを継続して強く期待している。

#### まとめ

David Kaye

#### 答弁権行使

ホンデュラス: ホンデュラスは、先住民族の権利が保護されることを保障するために、民間セクターと共に手段を取ってきた。ホンデュラスは、現在捜査中の人権擁護者 Berta Caceres の殺害を非難する。

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国: 米国が昨日述べたことに応えるが、我が国はヴェネズエラを攻撃しようとする帝国主義諸国に決して屈することはない。ヴェネズエラは理事会議長が米国を阻止せず、あのような政治的動機のあるコメントを許したことを残念に思うが、あのコメントは、本当の建設的対話の原則に反するものである。ヴェネズエラは、米国がヴェネズエラ国民の主権と民主的意思を尊重するよう要求する。

タイ: タイは、表現の自由を高く評価しているが、公共の秩序の保護のために、到達されるべきバランスが必要である。タイの法律は他の国民を保護するのと同じように王族に保護を与えている。タイは、人権擁護者と弁護士の人権と安全も大変重視している。非難するところもあるが、タイの司法は公平で独立している。

中国: 米国のメディアの検閲に関する非難は根拠のないものである。中国は、インターネットを含め、表現と意見の自由を保障している。表現の自由は絶対的なものではなく、法律の範囲内で行使されるべきである。米国は、その国民と他国の国民のプライバシーへの権利の重大な侵害を行ってきた。

エジプト: 米国が間違った申し立てと信用の欠如に基づいてエジプトを選んだことを残念に思う。エジプトは、裁判官と弁護士の独立性に関する特別報告者との意見交換対話中になされたステートメントに言及している。

ロシア連邦: ウクライナのステートメントを残念に思い、クリミアのタタール人は、ロシアに住んでいる他の人々と同等の権利を享受していること説明する。ロシアは、クリミア半島に課された禁輸にもかかわらず、その権利が保障されるための法的措置を取ってきた。これは、国民に対する拷問と攻撃を含め、ウクライナで行われている残酷な侵害から国際社会の注意を逸らそうとする試みである。

## 6月17日(金)午前

### 議事項目 3(継続)

#### 意見交換対話(多国籍企業と人権・表現の自由)(継続)

ベルギー、南アフリカ、エストニア、オーストラリア、リビア、ナイジェリア、ラトヴィア、ボリヴィア多民族国家、インド、エジプト、ニジェール、ブルキナファソ、パラグアイ、モザンビーク、ガーナ、パキスタン、ブラジル、ヘルシンキ人権財団、国際人権サービス、Al Khoei 財団、第 19 条、プレス・エンブレム・キャンペーン、Centro Regional de Derechos Humanos y Justicia de Genero, 参加型民主主義のための国民連帯(民主的社会のための MINBYUN 弁護士との共同声明)、国際法律家委員

会、国際弁護士協会、アジア人権開発フォーラム、Alsalam 財団、南米インディアン会議、Aliran Kesedaran Negara 国内意識啓発運動

まとめ

Dante Pesce

## 6月17日(金)昼

議事項目 3(継続)

### 提出文書

25. 教育への権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/32/37)
26. 上記報告書付録、フィジーへのミッション(A/HRC/32/37/Add.1)
27. 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/32/36)
28. 上記報告書付録、チリへのミッション(A/HRC/32/36/Add.1)
29. 上記報告書付録、韓国へのミッション(A/HRC/32/36/Add.2)
30. 上記報告書付録、政府に伝えられた通信とその回答に関する所見 A/HRC/32/36/Add.3)
31. 上記報告書付録、チリへのミッションに関するチリによるコメント(A/HRC/32/36/Add.4)
32. 上記報告書付録、韓国へのミッションに関する韓国によるコメント(A/HRC/32/36/Add.5)

### 報告書プレゼンテーション

1. Kishore Singh 教育への権利に関する特別報告者
2. Maina Kiai 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者

### 当該国ステートメント

フィジー、チリ、韓国

### 意見交換対話

ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、欧州連合、カタール(アラブ・グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、スロヴェニア(人権教育と訓練プラットフォームを代表)、エチオピア(4カ国グループを代表)、ロシア連邦、ベルギー、インド、ポルトガル、チェコ共和国、エストニア、エジプト、カタール、コスタリカ、ラトヴィア、ノルウェー、欧州会議、テュニジア、米国、イラン・イスラム共和国、キューバ、中国、ボツワナ、英国、モロッコ、モルディヴ、ジョージア、キルギスタン、ポーランド、インドネシア、ベナン、バーレーン、パレスチナ国、イスラエル、マリ、リトアニア、シエラレオネ、ニジェール、マレーシア、アルジェリア、エルサルヴァドル、パキスタン、トーゴ、国連教育科学文化機関、バングラデシュ、オーストラリア、ヴェネズエラ・彫り于エ<sup>3</sup>ありあん共和国、ウクライナ、ミャンマー、南アフリカ、スーダン、ボリヴィア多民族国家、フランス、パナマ、ブルキナファソ、メキシコ、バラグアイ、ニュージーランド、サウディアラビア、ヴェトナム、アイルランド、フィリピン、ガーナ、ナイジェリア、シリア・アラブ共和国、フリーダム・ナウ、参加型民主主義国民連帯、アメリカ法律家協会、アジア人権開発フォーラム、FIAN インターナショナル、イラク開発団体、カイロ人権学研究所、Aliran Kesedaran Negara 国民意識啓発運動、CIVICUS、人権ハウス財団、経済的・社会的・文化的権利世界イニシャティヴ、解放、国際人権サービス、漸進的コミュニケーション協会、キューバ女性連盟

まとめ

Kishore Singh, Maina Kiai

## 6月17日(金)午後

議事項目 3(継続)

スーダン外務副大臣ステートメント

### 提出文書

33. 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者報告書(A/HRC/32/42)
34. 上記報告書訂正版(A/HRC/32/42/Corr.1)
35. 上記報告書付録、スーダンへのミッション(A/HRC/32/42/Add.1)
36. 上記報告書付録、南アフリカへのミッション(A/HRC/32/42/Add.2)
37. 上記報告書付録、ジョージアへのミッション(A/HRC/32/42/Add.3)
38. 上記報告書付録、スーダンへのミッションに対するスーダンのコメント(A/HRC/32/42/Add.4)
39. 上記報告書付録、南アフリカへのミッションに対する南アフリカのコメント(A/HRC/32/42/Add.5)
40. 上記報告書付録、ジョージアへのミッションに対するジョージアのコメント(A/HRC/32/42/Add.6)
41. 法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会報告書(A/HRC/32/44)
42. 上記報告書付録、セネガルへのミッション(A/HRC/32/44/Add.1)
43. 上記報告書付録、米国へのミッション(A/HRC/32/44/Add.2)
44. 上記報告書付録、セネガルへのミッションに対するセネガルのコメント(A/HRC/32/44/Add.3)

### 報告書プレゼンテーション

1. **Dubravka Simonovic** 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者: 報告書はマンデートの夢とこれから重点を置くつもりテーマ別優先事項を概説している。テーマ別報告書は、一般的状況と主要な傾向及び女性に対する暴力が提起する課題を調べているが、マンデートを巡る法的・政策的枠組は、女性に対する暴力に関する国際的・地域的枠組とメカニズムの発展のために変化してきた。同時に、女性に対する暴力は、未だに流行病のようなレベルにあり、広がっており、根強いものである。こういった課題は、特別報告者が、女性に対する暴力、その原因と結果の撤廃を促進するために、そのマンデートを方向転換することに繋がった。マンデートの中間的優先事項は、防止のためのツールとして女性に対する暴力に関するデータの利用に重点を置くことになり、この点で、すでに各国に、フェミサイドを防止するために必要な効果的措置と戦略を伝えるために、「フェミサイド・監視機構」または「ジェンダー関連の女性の殺害監視機構」を設立するよう要請してきた。その他のテーマ別優先事項には、特に暴力の女性サバイバーのための保護とサービス、女性に対する暴力防止の重要な役割を果たす際の安全保障軍と警察のための世界的な行動規範を策定する可能性、強制移動と難民の流れの状況での女性に対する暴力及び原理主義と女性に対するジェンダーに基づく暴力とその原因との間の繋がりの調査が含まれよう。

前任者が行ったスーダンへの国別訪問と自分が行った南アフリカとジョージアへの国別訪問の報告書を提出する。若い民主国である南アフリカは、その包摂的な憲法と「ドメスティック・ヴァイオレンス法」のような漸進法によって示されるように、人権と女性に対する暴力に関する法的枠組みを築く際に多くのことを成し遂げていた。それでも女性に対する暴力は依然として広がっており宣言された憲法上のジェンダー平等と非差別の原則と実際の実現との間には実施格差がある。南アフリカは、婚姻と家族関係における平等と非差別の原則の実施のための機能的法律を制定し、被害者が暴力を通報すること妨げる社会的・制度的障害を除去し、警察による被害者の扱いにおけるジェンダー・バイアスに対処し、一般的にもっと厳しく女性に対する暴力に取り組むことが必要である。ジョージアに関しては、女性に対する暴力の現在の法的枠組みには重要な欠陥があり、女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスの法律を含め、「イスタンブル条約」と調和させる必要のある法律が 17 本ある。懸念される問題は、重複し、重なり合う形態の差別を受けている特に民族的マイノリティの女性、農山漁村女性及びその他のグループの女性差別のみならず、国内の子ども結婚・強制結婚の事件の数の多さである。ジョージアは、すべての保護措置とサービスへの直接的アクセスを確保するために、ドメスティック・ヴァイオレンスの被害者の制限的な法的・行政的地位の決定を即座に除去するべきである。

2. **Frances Raday** 法律と慣行における女性差別に関する作業部会議長: セネガルと米国への作業部会の国別訪問の結果のみならず、保健と安全の領域での女性差別に関するテーマ別報告書を提出する。性と生殖に関する健康を含めた保健と安全における女性の平等への権利は、国際・地域人権条約に書かれている。女性と男性との異なった生物学は、保健の領域での異なった扱いを必要としている。女性と男性の

ための治療、薬剤投与、調査、予算編成及び保健サービスへのアクセス可能性に対する同一の取組みは、実際に差別となる。保健の平等には、とりわけ、料金が手頃な現代的な避妊法、妊産婦保健ケア、必要ならば安全な妊娠中絶へのアクセスが必要である。中絶を犯罪化する法律は、女性から自分の身体についての意思決定における自治権を奪う。場合によっては、望まない妊娠を最後まで続けるよう強制されることは、残酷かつ非人間的扱いとなる。作業部会は、「持続可能な開発目標」及びその他の協定で行った公約を再確認し、尊重するようすべての加盟国に要請する。

国別訪問に関しては、セネガルでは法的・制度的枠組みと女性の権利を推進保護することを目的とした多くの政策と活動の点で、重要な進歩が遂げられてきている。しかし、慣習と法的制約が、継続してジェンダー平等の達成を邪魔している。80%以上の活発な女性が非正規セクターで働いているが、基本的な社会サービスから利益を受けておらず、しばしば危険な条件で働いている。セネガル女性がジェンダー平等を達成するのを妨げる社会文化的障害を打ち壊すためには、真の政治的意思が必要である。作業部会の米国への訪問に関しては、この国における極度の政策の分極化が、国際公約を実施する政府の能力に強い影響を及ぼしている。米国女性の高い教育達成度と労働力参加率にもかかわらず、ジェンダー賃金格差は21%である。作業部会は、有償の出産休業の義務的基準の欠如に「仰天」しているが、これは国際人権基準によって要求されているものである。性と生殖に関する健康サービスへのアクセスは、国の手続き上及び制度上の制限によってかなり蝕まれてきた。女性に対する暴力は根強く続いており、銃規制が不十分であるために悪化している。

#### 当該国ステートメント

ジョージア、ジョージア公共擁護者、南アフリカ、スーダン、セネガル、米国

#### 意見交換対話

ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、欧州連合、カタール(アラブ・グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、ドイツ、日本、ハンガリー、スペイン、デンマーク、ノルウェー、カタール、アンゴラ、ニュージーランド、英国、イラン・イスラム共和国、スイス、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、クロアチア、モロッコ、ヨルダン、中国、パキスタン、アルバニア、米国、ベルギー、キルギスタン、リトアニア、ブルガリア、フィジー、ベナン、トーゴ、ロシア連邦、スロヴェニア、チリ、欧州会議、フランス、ボツワナ、キューバ、オーストラリア、マレーシア、ラトヴィア、モンテネグロ、インドネシア、アフガニスタン、イタリア、ギニアビサウ、パナマ、ネパール、マルタ騎士団、ニジェール、タイ、カナダ

日本のステートメント: 女性に対する暴力は組織的で広がった女性差別の最も残虐な表れであることに同意する。日本は、ここ2年間の世界女性集会の開催を通して、この問題に対処する際に継続してその役割を果たすつもりである。

#### 法律と慣行における女性差別に関する作業部会議長の発言

Frances Radday: 各国とのさらに建設的な協力を楽しみにしている。米国に関する作業部会の報告書は、正確なものであり、米国は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准していないことを付け加える。作業部会は、そのすべての国別訪問において、客観性、公平性、独立性の規範にいつも導かれており、ハンガリーとの建設的対話を楽しみにしている。保健と安全における女性の人権の視点の重要性は、保健治療における女性の異なったニーズに関連しているもので、実体的平等の基準より成っている。これらサービスにおける平等への権利は、漸進的権利というよりはむしろ直接的権利である。作業部会のマンデートは、理事会決議と国際人権基準の枠組みに従って行われている。性と生殖に関する権利の中心性は、男性と女性の身体の中心的差異であるので必要である。女性の権利は包括的に見なければならない。料金が手頃で現代的な避妊と家族計画の提供に重点が置かれなければならない。相当の注意義務は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の下での責務であり、その責務の下で、国家は、保健サービスを提供しなければならないだけでなく、差別を防止するために、民間セクターの保健提供者を規制しなければならない。一般的な好事例は、作業部会の次回の年次報告書で調査されるであろう。

#### 答弁権行使

ロシア連邦: ウクライナのステートメントに答えるが、ロシア憲法とそれによって守られている権利は、クリミア共和国とセバストポルを含め、領土のあらゆる部分に適用する。ウクライナの状況は、綿密に監視されるべきであり、ウクライナが国の東部で人権保護を確保できていないことを残念に思う。

## 6月20日(月)午前

### 議事項目3(継続)

#### 意見交換対話(継続)

テュニジア、ナイジェリア、アルメニア、エストニア、パラグアイ、ミャンマー、リヒテンシュタイン、フィンランド、メキシコ、アラブ首長国連邦、ボリヴィア民族国家、チェコ共和国、エクアドル、モルドヴァ共和国、ウルグアイ、トルコ、ポルトガル、韓国、フィリピン、ガーナ、スーダン、アルゼンチン、ギリシャ、ブラジル、Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homoseksualiteit-COC オランダ、婦人国際平和自由連盟(CIVICUS---世界市民参画同盟との共同声明)、母親が大事、国連人権政策朝鮮センター、自由擁護同盟(女性子ども推進グローバル・ヘルピングとの共同声明)、Centro de Estudios Legales y Sociales Asociacion Civil, 国際カトリック子どもビューロー、勝利の青年運動、人権開発世界教会同盟、英国ヒューマニスト協会、人口開発アクション・カナダ、Conseil international pour le soutienn a des process equitables et aux droits de l'homme、日本の軍の性奴隷のために徴用された女性のための朝鮮会議、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、解放

#### まとめ

Dubravca Simonovic: 数日前に殺された英国議会の議員である Jo Cox に敬意を払って、政治における女性に対する暴力を含めるために私の政治的優先事項を口頭で訂正する。国別訪問報告書についてのスーダンの発言に関して、スーダンには、裁判所で正当化されたなら 10 歳の女兒の結婚を認める法律を含め、女性を差別する法律が 26 本あることを強調する。スーダンは、国際人権法と基準に違反しており、スーダン大統領夫人による子ども・強制結婚に反対するイニシアティブにも反するすべての法律を即座に廃止するべきである。報告書の勧告の実施において、スーダン政府を支援する用意はできている。

地域・世界メカニズムともっと強力な協力関係を築くつもりであり、この点ですでに手段を取っていることを繰り返し述べる。紛争を逃れてくる女性に関する限り、紛争及び危機の状況にある女性と女兒の保護を強化するために、国際人権法、国際人道法及び難民法の共同利用を調べる必要がある。フェミサイドの防止に関するデータを収集し、利用するという考えには多くの関心と支援があり、2016年10月の総会への報告書の一部となる国家へのガイドラインを準備するつもりである。通報の少ない紛争中の性暴力に対処するために、データ収集と行為者の間の協力の重要性を強調し、防止のツールとして、裁判官と弁護士教育の重要性も強調する。

#### 提出文書

45. 国内避難民の人権に関する特別報告者報告書(A/HRC/32/35)
46. 上記報告書付録、イラクへのミッション(A/HRC/32/35/Add.1)
47. 上記報告書付録、シリア・アラブ共和国へのミッション(A/HRC/32/35/Add.2)
48. 上記報告書付録、フィリピンへのミッション(A/HRC/32/35/Add.3)
49. 上記報告書付録、ホンデュラスへのミッション(A/HRC/32/35/Add.4)
50. 上記報告書付録、フィリピンへのミッションに関するフィリピンのコメント(A/HRC/32/35/Add.5)
51. 上記報告書付録、シリア・アラブ共和国へのミッションに関するシリアのコメント(A/HRC/32/35/Add.6)
52. 上記報告書付録、イラクへのミッションに関するイラクのコメント(A/HRC/32/35/Add.7)
53. 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者の生命への権利と法律執行の状況での民間の安全保障提供者による武力の使用に関する報告書(A/HRC/32/39)
54. 上記報告書付録、ウクライナへのミッション(A/HRC/32/39/Add.1)
55. 上記報告書付録、メキシコへのミッション(A/HRC/32/39/Add.2)
56. 上記報告書付録、通報に関する所見(A/HRC/32/39/Add.3)

57. 上記宇酷暑付録、司法外・恣意的・即決の刑の執行の効果的防止と捜査に関する「国連マニュアル」の改訂(A/HRC/32/39/Add.4)
58. 上記報告書付録、ウクライナへのミッションに関するウクライナのコメント(A/HRC/32/39/Add.5)

#### 報告書プレゼンテーション

1. Chaloka Beyani 国内避難民の人権に関する特別報告者
2. Christof Heyns 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者

#### 当該国ステートメント

ホンデュラス、イラン・イスラム共和国、フィリピン、シリア・アラブ共和国、ウクライナ

#### 意見交換対話

欧州連合、カタル(アラブ・グループを代表)、ナイジェリア、ロシア連邦、ナミビア、キューバ、デンマーク、ニュージーランド、シエラレオネ、米国、イラン・イスラム共和国、セルビア、ノルウェー、エクアドル、南アフリカ、スイス、中国、韓国、ベルギー、国際赤十字委員会、トルコ、リビア、ジョージア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、オーストラリア、エジプト、スーダン、マルタ騎士団、アルメニア、イラク、ウクライナ、パキスタン、エストニア、ジョージア、ラトヴィア、ガーナ、中央アフリカ共和国、モロッコ国内人権委員会、Verein Sudwind Entwicklungspolitik, マイノリティ権利グループ、Al-khoel 財団、フランシスカン・インターナショナル、Comision Mexicana de Defensa y Promocion de los Derechos Humanos Asociacion Civil, 世界バルア団体、国際弁護士団体、世界ムスリム会議、国際イスラム学生団体連盟、欧州第三世界センター、世界ユダヤ人会議、パレスチナ居住権難民権 BADIL リソース・センター、人権平和アドヴォカシー・センター、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、Il Cenacioio

#### まとめ

Chaloka Beyani, Christof Heyns

## 6月20日(月)午後

議事婚目 2, 3(継続)

#### 提出文書

1. 国連女性に対する暴力撤廃行動支援信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関報告書---事務総長メモ(A/HRC/32/3)
2. 企業関連の人権侵害の被害者のための説明責任と救済策へのアクセスの改善---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/32/19)
3. 企業関連の人権侵害被害者のための説明責任及び共催策へのアクセスを改善するためのガイダンス説明メモ---上記報告書付録(A/HRC/32/19/Add.1)
4. 上記報告書訂正版(A/HRC/32/19/Corr.1)
5. 好事例と学んだ教訓に基づく市民社会のための安全で機能的環境の醸成と維持のための実際的勧告に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/32/20)
6. 文民の火器の取得、所持及び利用の規制と人権保護へのその貢献---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/32/21)
7. 汚職がすべての人権の享受に与える否定的インパクトと闘う努力の好事例---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/32/22)
8. 気候変動と到達できる最高の水準の身体的・精神的健康享受への万人の人権との間の関係---国連人権高等弁務官事務所の調査(A/HRC/32/23)
9. 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康享受への万人の権利を漸進的に実現する国家の努力に気候変動が与える否定的インパクトと関連する政策、学んだ教訓及び好事例に関するパネル討論---国連人権高等弁務官事務所の概要報告書(A/HRC/32/24)



10. 2030年までに HIV/エイズの疫病をなくす努力の状況での人権問題に対処する際の進歩と課題に関するパネル討論---国連人権高等弁務官事務所の概要報告書(A/HRC/32/25)

11. 特別手続の通報報告書(A/HRC/32/53)

### 報告書のプレゼンテーション

Kate Gilmore 国連人権副高等弁務官

#### 一般討論

スロヴェニア(オーストリア、クロアチアも代表)、イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、スロヴェニア(高齢者の人権に関する友好グループを代表)、ブラジル(諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、コスタリカ(「ジュネーブ誓約」を代表)、オランダ(欧州連合を代表)、スイス(ポーランド、ウルグアイ、タイも代表)、ノルウェー(アルゼンチン、ガーナ、ロシア連邦も代表)、スイス、ロシア連邦、フィリピン、南アフリカ、中国、キューバ、モルディヴ、エクアドル、ナミビア、キルギスタン、インド、バングラデシュ、ガーナ、ボリヴィア多民族国家、モロッコ、アイルランド、米国、チリ、パキスタン、テュニジア、ポーランド、ペルー、シエラレオネ、コスタリカ、イラク、セネガル、ギリシャ、スリナム、イラン・イスラム共和国、湾岸アラブ協力会議、バハマ、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン、セントキッツ・ネヴィス、グアイアナ、スペイン、企業と人権 ICC 作業部会、世界福音教会、友好世界協議委員会、国連人権政策朝鮮センター、自由擁護同盟、食糧第一情報行動ネットワーク、欧州第三世界センター、Dunenyó 協会、国際ムスリム女性連合、英国ヒューマニスト協会、人権擁護永久委員会、国際キャリア・サポート協会、欧州法律司法センター、母親の遺産プロジェクト、キューバ女性連盟、コンスタンチノーブル人全教会連盟、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、アメリカ法律家協会、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル(子ども擁護インターナショナル)、欧州第三世界センター、国際カトリック子どもビューロー、Terre des Hommes 国際連盟、プラン・インターナショナル、国際女性会議、CIVICUS---世界市民参画同盟、子ども擁護インターナショナル、子どもの権利コネクトとの共同声明)、Alsalam 財団、人権擁護推進協会連盟、国際開発機関、世界ムスリム会議、国際イスラム学生団体連盟、人権平和アドヴォカシー・センター、国際教育権と教育の自由団体(OIDEL)、CIVICUS---世界市民参画同盟、調査センター、Il Cenacolo、Reseau International des Droits Humains, Conseil International pour la soutien a des process equitables at aux Droits de l'Homme, Verien Sudwing Entwicklungspolitik, 国際人権サービス、世界バルア団体、国際ヒューマニスト倫理連合、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、国際人種差別撤廃団体、Commission Africaine des Promoteurs de la Sante et des Droits de l'Homme, アフリカ国際連帯協会、Association Burkinabe pour la Survie de l'Enfance, 女性国際民主連盟

#### 答弁権行使

インド: パキスタンが、インドの不可欠の部分であるジャンム・カシミール国の状態に関して再びこのフォーラムを誤解させたことは不幸なことである。対処する必要があることは、パキスタンの違法なジャンム・カシミール国の占領であり、ここでは住民がすべての権利の中で最も基本的な生命への権利を否定されている。パキスタンの安全な隠れ場所から出てくるテロリズムは、効果的に、永久に対処されなければならない。

韓国: 朝鮮民主主義人民共和国は、任意で韓国に到着した労働者のグループについて継続して申し立てを行っている。彼らは厳しい条件のもとに置かれていた国から逃れる以外に選択の余地はなかった。韓国は、朝鮮民主主義人民共和国からの労働者の離反と彼らが耐えている困苦に特別な注意を払うよう国際社会に要請する。

アルメニア: 1989年から1990年までアゼルバイジャンが行ったプログラムは、ソヴィエト領土で最初の大量避難を引き起こした。これがカラバフ紛争の始まりを記した。紛争の平和的解決は、永続的解決の基本である。すべての避難民の帰還とそこの人々の自決権に基づいたナゴルノ・カラバフの最終的地位の解決が、永続的解決の不可欠の部分である。

パキスタン: インドは、ジャンム・カシミールの現実への国際社会の注意をそらすために、間違った申し立てをした。この領土はインドの不可欠の部分ではなく、国際法の下で継続して争われてきた。パキスタンは、何百人もの文民が、インドの占領と国のテロリズムの結果亡くなったことを想起する。カシミール紛争は、安全保障理事会決議に従って解決される必要がある。

朝鮮民主主義人民共和国: 「南朝鮮」当局の回避的で矛盾する行為には失望する。安全保障法からくる人権問題を仮定すれば、「南朝鮮」は依然として国際的懸念の源である。「南朝鮮」は、拉致被害者についてのすべての情報を明らかにし、加害者を罰するべきである。

アゼルバイジャン: アゼルバイジャン国民は、アルメニアによって占領されている領土を離れざるを得ず、アルメニアは文民を標的とした攻撃を行ってきた。これは、国際法、特に「ジュネーブ条約」の重大な違反を表している。アゼルバイジャンは、アルメニアの武力の使用に対抗する措置を取ってきた。国際社会は、アルメニアの露骨な国際法違反を非難するべきである。

韓国: 朝鮮民主主義人民共和国の事件記録が雄弁に物語っている。

朝鮮民主主義人民共和国: 「南朝鮮」のばかばかしい申し立てを拒絶し、再び拉致の問題に対処するよう要請する。

## 6月21日(火)午前

### 議事項目 2, 3(継続)

#### 一般討論(継続)

世界ユダヤ人会議、Culturel Franco-Tamoul Bharathi センター協会、解放、Pasumal Thaayagam 財団、Prahar, 国際弁護士団体、国連監視機構、アラブ人権委員会、Fundacion Laginoamaicana por los Derechos Humanos y el Desarrollo Social, Organisation internationale pour les pays les moins avancés, 暴力被害者擁護団体、イラク開発団体、Association des étudiants tamouls de France, アラブ法律家連合、Agence pour les droits de l'homme, 南米インディアン会議、脅威にさらされた諸国民協会、欧州ユダヤ人学生委員会、政策調査機関、Auspice stella, ミネソタ生活懸念市民 Inc.教育基金、Points-Coeur 協会、Chant du Guepard dans le Desert, 教会世界会議国際問題教会委員会、アジア・リーガル・リソース・センター、アジア人権開発フォーラム、勝利の青年運動

#### 答弁権行使

イラク: イラク武装軍の行動に対する批判に応えるが、軍の行動は、ただ国を解放することを目的としている。武装軍は、最高の水準のかかわりの規則を尊重するよう義務付けられている。ISIS の犯罪から都市を開放するための犠牲は多大であった。NGO は偏見を抱くべきではなく、ISIS に味方するのではなくて、人道の大義に味方した偏見を抱くべきであり、そうではない言い方をすることはテロリズムに等しい。

フィリピン: 鉱業プロジェクトはまだ始まっていないので、ある NGO が主張したような鉱業による強制移動などはない。強制移動が続いていると主張することは時期尚早である。すべての鉱業許可は国家によって注意深く調査され、鉱業会社は社会・環境評価を提供しなければならず、地域の先住民と自由に、公平に、前以て相談することも義務づけられている。

### 議事項目 4: 理事会の注意を必要とする人権状況

#### 提出文書

1. 「彼らは破壊するためにやってきた: ヤズィーディーに対する ISIS の犯罪」 --- シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会報告書(A/HRC/32/CRP.2)

#### 報告書プレゼンテーション

Paulo Sergio Pinheiro シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会議長

#### 当該国ステートメント

シリア・アラブ共和国

#### 意見交換対話

欧州連合、フィンランド(北欧諸国を代表)、リヒテンシュタイン、ブラジル、ニュージーランド、ドイツ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、アイルランド、オランダ、エクアドル、メキシコ、エストニア、クウェート、イスラエル、イラン・イスラム共和国、サウジアラビア、コスタリカ、ベルギ

一、中国、米国、チェコ共和国、カナダ、アルバニア、スイス、ロシア連邦、バーレーン、チリ、朝鮮民主主義人民共和国、韓国、ヨルダン

#### 調査委員会の回答

Vitit Muntarbhorn 調査委員会委員

#### 意見交換対話

フランス、ギリシャ、オーストラリア、モルディヴ、ルーマニア、エジプト、アルジェリア、ボツワナ、ポーランド、日本、スペイン、クロアチア、モロッコ、キューバ、カタール、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ガーナ、ベラルーシ、スーダン、トルコ、イラク、英国、アラブ首長国連邦、国連監視機構、アラブ人権委員会、世界福音同盟、国際人権同盟連盟、欧州法律司法センター、カイロ人権学研究所、同盟レインボウ社会インターナショナル、プレス・エンブレム・キャンペーン

**日本のステートメント:** シリアの人権状況は、依然として極度に深刻であり、すべての紛争当事者に、文民に対する暴力を止め、国際人権法と国際人道法を守るよう要請する。Daesh がヤズィーディーに対して大量殺戮を行っているとの委員会の報告書は、大変に心配なものである。国際社会は、そのような残虐行為を防止するために協力することが必要である。

#### まとめ

シリア・アラブ共和国(当該国として)、Vigig Muntarbhorn, Carla del Ponte 独立国際調査委員会委員

## 6月21日(火)昼

議事項目 4(継続)

#### 提出文書

2. ベラルーシの人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/32/48)

#### 報告書プレゼンテーション

Miklos Haraszti ベラルーシの人権状況に関する特別報告者

#### 当該国ステートメント

ベラルーシ

#### 意見交換対話

欧州連合、ロシア連邦(14の有志諸国を代表)、朝鮮民主主義人民共和国、スペイン、ポーランド、英国、アイスランド、米国、中国、オーストラリア、ラオ人民民主主義共和国、アイルランド、オーストリア、ベルギー、スイス、アルバニア、ウズベキスタン、ドイツ、キューバ、欧州会議、リトアニア、タジキスタン、シリア・アラブ共和国、ロシア連邦、アルメニア、パレスチナ国、フィンランド、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ミャンマー、アゼルバイジャン、カザフスタン、エリトリア、イラン・イスラム共和国、スーダン、トルクメニスタン、チェコ共和国、フランス、ニカラグア、ヴェトナム、人権ハウス財団、国際人権同盟連盟、人権監視機構、国連監視機構

#### まとめ

ベラルーシ(当該国として)、Miklos Haraszti

## 6月21日(火)午後

議事項目 4(継続)

## 提出文書

3. エリトリアにおける組織的で、広がった、重大な人権侵害を捜査するための調査委員会報告書(A/HRC/32/47)
4. エリトリアにおける人権に関する調査委員会の詳細な結果(A/HRC/32/CRP.1)

## 報告書プレゼンテーション

Mike Smith エリトリアにおける組織的で、広がった、重大な人権侵害を捜査するための調査委員会議長

## 当該国ステートメント

エリトリア

## 意見交換対話

欧州連合、スイス、キューバ、英国、ドイツ、オーストラリア、ノルウェー、中国(パキスタンも代表)、ポルトガル、ベラルーシ、フランス、ジブティ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、米国、スペイン、ガーナ、ボツワナ、ソマリア、ウクライナ、ニカラグア、ケニア、ベルギー、スーダン、エチオピア、アイルランド、良心と平和税インターナショナル、世界殺害禁止センター、国際化フェローシップ、人権監視機構、CIVICUS---世界市民参画同盟、国連監視機構、婦人国際平和自由連盟、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト

## まとめ

エリトリア(当該国として)、Mike Smith

## 答弁権行使

トルコ: トルコはあらゆる形態のテロリズムと闘っており、外国のテロリスト戦闘員との闘いにおいて、トルコは入国禁止リストを作成し 3,000 名の外国人を追放した。トルコはその決意を問題視するヒントを残念に思う。シリア政権は国際社会によって何千回も非難されている。シリア政権は、Daesh の繁栄に対して責任があり、テロリズムについて発言する立場にはない。

## 6月22日(水)午前

### 議事項目 4(継続)

#### 南スーダンに関する強化された意見交換対話

#### 開会ステートメント

Choi Kyong-Lim 人権理事会議長

#### 当該国ステートメント

Akech Chol Ahou ジュネーヴ国連事務所南スーダン代表部参事官

#### 基調ステートメント

1. Pansy Tlakula アフリカ人権と諸国民の権利委員会議長
2. Francois Fall 合同監視評価委員会副議長
3. MNyuol Justin Yaac Arop 南スーダン人権委員会議長
4. Eugene Nindorerar 南スーダン国連ミッション人権部長

#### 意見交換対話

欧州連合、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、ノルウェー、英国、ドイツ、シエラレオネ、韓国、デンマーク、ポルトガル、中国、ベルギー、セネガル、チェコ共和国、スペイン、米国、メキシコ、ニュージーランド、アルバニア、オーストラリア、スーダン、スロヴァキア、ボツワナ、アイルランド、フランス、Vivat インターナショナル、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト

(CIVICUS との共同声明)、人権監視機構、Rencontre Africaine pour la Defense des Droits de l'Homme, 国際人権サービス、国際人権同盟連盟、アフリカ文化インターナショナル

#### まとめ

Akech Chol Ahou, Pansy Tlakula, Francois Fall, Nyuol Justic Yaac Arop, Eugene Nindorera

## 6月21日(水)昼

### 議事項目 4(継続)

#### 一般討論

イラク(非同盟運動を代表)、オランダ(欧州連合を代表)、キューバ、ドイツ、ヴェネズエラ・ボリヴェリアン共和国、エクアドル、スイス、フランス、ロシア連邦、ベルギー、ジョージア、英国、スロヴェニア、中国、インド、アイルランド、ノルウェー、**日本**、アルメニア、アイスランド、米国、デンマーク、スペイン、チェコ共和国、カナダ、朝鮮民主主義人民共和国、イスラエル、オーストラリア、ソロモン諸島、イラン・イスラム共和国、ベラルーシ、モンテネグロ、ウクライナ、ヴァヌアトゥ、アゼルバイジャン、エジプト、PEN インターナショナル(18 の団体との共同声明)、Touro 法律センター人権とホロコースト研究所、Verein Sudwind Entwicklungspotik、バハイ国際共同体、フランシスカン・インターナショナル(スイス・カトリック Lenten 基金、マイノリティ・グループとの共同声明)、国際ヒューマニスト倫理連合、解放、人権平和アドヴォカシー・センター、アジア・リーガル・リソース・センター、調査センター、Conseil international pour le soutien a des process equitables et aux Droits de l'Homme, アフリカ先住民調整委員会、世界民主青年連盟、Comite international pour le Respect et l'Application de la AACHarte Africaine des Droits de l'Hommes et des Peuples, 世界福音同盟、国際法律家委員会、国際人権同盟連盟、自由擁護同盟、連合学校インターナショナル、Centro de Estudios Legales y Sociales (CELS)市民協会(司法人権 Robert F. Kennedy センター、ラテンアメリカ・ワシントン事務所、コロンビア法律家協会との共同声明)、国際アフリカ民主主義協会、人権監視機構、缶詰業者国際永久委員会、アフリカ開発協会、勝利の青年運動、世界環境資源会議、Action international our la paix et le developpement dans la region des Grand Lacs, 科学技術汎アフリカ連合、Dunenyoo 協会、英国ヒューマニスト協会、Prahara、アフリカ地域農業貸付協会、キューバ女性連盟、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、Alsalam 財団(バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人との共同声明)、イラク開発団体、Federacion de Asociaciones de defense y promocion de los derechos, 世界ムスリム会議

日本のステートメント: 人権擁護者と弁護士活動の正当化できない抑圧が、ある地域ではますます懸念の原因となりつつある。「北朝鮮」によって行われる人権侵害は、比類のないものである。拉致行為は、「北朝鮮」による最も重大な人権侵害である。日本は、説明責任に関する専門家グループの作業の開始を楽しみにしており、特別報告者に最高の支援を提供するつもりである。人権高等弁務官ソウル事務所の独立性を支援する。

#### 答弁権行使

トルコ: メディアの自由はトルコの法律で保証されている基本的権利であり、不公平に告訴される人々のための救済策もあり、トルコは人権となると高い基準を適用している。トルコの対テロ努力は、文民を保護し、我が国は、トルコ国民の生命と自由を守るために、テロに対抗し続ける決意をしている。

中国: 議事項目 4 の下での米国と欧州連合による申し立てに強い不満と拒否を表明する。中国は、法の支配を享受している国である。米国と欧州連合のステートメントは、中国法に違反した個人の事件のことを述べた。中国国民は全て人権を享受しており、ティベットと新疆において、民族的マイノリティとその正常な宗教活動を保護している。米国における囚人の人権侵害と人種関連の状態のみならず、銃規制の欠如が見られる。欧州諸国が移動者を扱うやり方は二重基準の例である。これら国々は、自国の人権を真剣に調べるよう要請される。

ウズベキスタン: ウズベキスタンは人権を保護することにコミットしており、拘禁の場所を定期的に監視している。拷問防止努力も行っており、市民社会団体を関与させる組織的措置を取っており、国連人権メカニズムと協力している。人権活動家が迫害されることもない。移動者と外国人排斥に関するものを含め、ドイツは自国の人権記録を調べるべきである。

キューバ: 頻繁な人種差別と警察の残虐行為、自由な火器の取得、世界的なスパイ活動、プライバシーへの権利侵害、集会の自由の規制、増加する反ムスリムの言説を含め、自国の人権問題に重点を置くことを米国に思い出してもらいたい。米国は、拷問が継続して起こっている違法に占領しているグァンタナモの領土もキューバに返すべきである。キューバは継続して間違った非難から自国を擁護するつもりである。

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国: 米国はヴェネズエラに対する攻撃を継続している。米国は何千人もの人々の死亡に対して責任があり、立ち上がって他国を批判する道徳的根拠は何もない。欧州連合も、メディアを含め、ヴェネズエラに対する間違った申し立てを止めるべきである。

韓国: 朝鮮民主主義人民共和国のステートメントに応えるが、朝鮮民主主義人民共和国の国民の強制労働に国際社会の注意を引きたい。

インドネシア: パプアと西パプア州の状況に関するステートメントを全面的に拒否するが、これは状況に対する無知を示し、国家間の友好関係の原則と領土の保全の原則に違反するものである。インドネシアは、この問題の政治利用とソロモン諸島とヴァヌアトゥによる分離主義への支持を拒否する。

日本: 朝鮮民主主義人民共和国が、国際社会が表明した懸念に具体的行動で応えなかったことを残念に思う。

サウディアラビア: アイルランド、アイスランド、フランス及びチェコ共和国のステートメントに応えるが、彼らの非難を全体として拒否する。サウディアラビアは、権利を保証し人権を強化・推進するムスリムの原則を適用することを誇りにしている。我が国は、その法制度に反対するすべての非難を拒否する。女性はサウディアラビアで重要な地位を占めており、彼女たちは母親であり、姉妹であり、妻である。シャリア法は女性の権利を保証しており、我が国には、女性の議員、医師、大学の学長がいる。女性は全ての必要な権利を享受している。政治は理事会の作業から除外されるべきであり、国々は自国内の人権状況に対処するべきである。

パキスタン: パキスタンにおける死刑の利用に関してフランスとチェコ共和国に応えるが、死刑の利用の一時停止はテロ攻撃の後で廃止された。パキスタンの対応は、国際人権法内である。パキスタンは、死刑の範囲をさらに狭めることができるかどうかを決定するために刑法の既存の規定を調べているところである。その刑事司法制度を決定するのは、すべての国家の主権である。

エジプト: 欧州連合、ドイツ、フランス、ノルウェー、米国及びカナダのステートメントに応えるが、エジプト憲法には、人権と基本的自由の保護に関する3つの完全な章が含まれている。エジプトは、そのNGOを規制する規則に干渉しようとする試みを拒否する。Giulto Regeniの殺害の捜査に関しては、エジプトはイタリア当局と完全に協力している。エジプトはテロリズムを抑える際に、国際人権法を尊重している。強制失踪の主張は根拠のないものである。

シリア・アラブ共和国: 米国と英国とフランスが、理事会に政治利用を注入しようとし、シリアの状況に関するその考えを押し付けようとしたことを残念に思う。これらの国々は、"Daesh" 生み出したことに対して責任があり、国々の政府を不安定化する長い歴史を有している。彼らはテロリストに武器を供給しており、彼らのシリア領土への入国を促進してきた。これら国々は、彼らが支援してきたテロリスト集団によって加えられる苦しみの中で独自の役割を果たしてきたことを認めるべきである。

ラトヴィア: ロシア連邦のステートメントに応えるが、ラトヴィアにおける「大量の無国籍者」に関してなされた間違った申し立てを大変残念に思う。ラトヴィアの独立回復後に、USSRの崩壊後に国籍を失った者に一時的地位が認められている。これら市民は、ラトヴィアの市民権を持っていなかった。ラトヴィアの帰化手続は、欧州連合の中でも最も柔軟性のあるものの一つである。すべての人々が、ラトヴィアにおいても海外への旅行中にも完全な法の保護を享受している。

朝鮮民主主義人民共和国: 人権の名の下に「朝鮮民主主義人民共和国」の社会制度を崩そうとする目的でなされた挑発的な非難を全面的に拒否する。そのような対決的取組みは、人権の大義には役立たない。理事会は、代わって「南朝鮮」の拉致の問題を含め、米国、欧州諸国、日本及び「南朝鮮」の人権問題を討議するべきである。

## 6月22日(水)午後

### 理事会の作業と UPR への議会の貢献に関するパネル討論

#### 開会ステートメント

1. Choi Kyong-Lim 人権理事会議長
2. Adam Abdelmula 人権高等弁務官事務所人権理事会・条約メカニズム部部長

#### 司会者とパネリストのステートメント

1. Hala Hameed モルディヴ代表部大使・司会者
2. Alexandra Ocles Padilla エクアドル国会議員・諸国民の権利と国籍議会グループ会長
3. Hakim Benchamach モロッコ上院議員・教育職業訓練会議委員
4. Neri J. Colmenares フィリピン下院マイノリティ副リーダー
5. Kareen Jabre 列国議会同盟プログラム部部長
6. Murray Hunt 英国議会合同人権委員会法律顧問・オックスフォード大学人権法教授

#### 討議

欧州連合、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、スペイン(諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、オーストラリア(カナダ、ニュージーランドも代表)、パラグアイ、ジョージア、ナイジェリア、エジプト、シエラレオネ、インド、スロヴェニア、アラブ人権委員会、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'Homme, 国連人権政策朝鮮センター

#### パネリストの発言

Hala Hameed, Murray Hunt, Hakim Benchamach, Alexandra Ocles Padilla, Neri, J. Coumenares, Kareen Jabre

#### 討論

パキスタン、南アフリカ、チュニジア、ナミビア、韓国、リビア、中国、モルディヴ、アルジェリア、イタリア、イラン・イスラム共和国、Espace Afrique Internationale, Verein Sudwind Entwicklungspolitik, 拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター

#### まとめ

Alexandra Ocles Padilla, Hakim Benchamach, Neri J.. Colemanares, Kareen Jabre, Murray Hunt, Hala Hameed, Choi Kyong-Lim

## 6月23日(木)午前

### 議事項目 6: 普遍的定期的レビュー

#### ナミビアの普遍的定期的レビューの成果の検討

人権理事会議長、ナミビア法務大臣、ハイティ、インド、ラトヴィア、パキスタン、韓国、シエラレオネ、南アフリカ、スリランカ、トーゴ、国連子ども基金、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジンバブエ、アルジェリア、アンゴラ、ボツワナ、ブルンディ、中国、キューバ、エジプト、エチオピア、ナミビア法務大臣

219 の勧告のうち、ナミビアは 190 を受け入れ、29 に留意した。

ナミビアの普遍的定期的レビューの成果を採択

#### ニジェールの普遍的定期的レビューの成果の検討

ニジェール法務大臣、キューバ、ジブティ、エジプト、エチオピア、ガーナ、パキスタン、シエラレオネ、南アフリカ、トーゴ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルジェリア、アンゴラ、ボツワナ、ブルンディ、中国、南米インディアン会議、Rencontre Africaine pour la Defense des Droits de l'Homme, ニジェール法務大臣

168 の勧告のうちニジェールは 167 を受け入れ、1 つに留意した。

ニジェールの普遍的定期的レビューの成果を採択

#### モザンビークの普遍的定期的レビューの成果の検討

モザンビーク法務・憲法・宗教問題大臣、インド、ノルウェー、パキスタン、ポルトガル、シエラレオネ、南アフリカ、トーゴ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、ジンバブエ、アルジェリア、アンゴラ、ボツワナ、ブラジル、ブルンディ、カーボヴェルデ、中国、キューバ、ジブティ、エルサルヴァドル、エチオピア、ガーナ、Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integrate Van Homoseksualiteit---COC オランダ(国際レズビアン・ゲイ協会との共同声明)、Recontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、アムネスティ・インターナショナル、モザンビーク法務・憲法・宗教問題大臣

210 の勧告のうちモザンビークは 180 を受け入れ、30 に留意した。

モザンビークの普遍的定期的レビューの成果の採択

## 6月23日(木)昼

### 議事項目 4(継続)

#### 一般討論(継続)

国際イスラム学生団体連盟、世界ユダヤ人会議、CIVICUS、Il Cenacolo, Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme, Association Bharathi Centre Culturel Franco---Tarmoul, 国連監視機構、国際人権サービス、世界バルア団体、Agence Internationale pour le Developpment, 拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、国際人種差別撤廃団体、国際ムスリム女性連合、アフリカ文化インターナショナル、アフリカ国際連帯協会、Association Burkinabe pour la Survie de l'Enfance, アラブ人権委員会、カイロ人権学研究所、国際教育開発 Inc., 国際国連青年学生運動、人権ハウス財団、アジア人権開発フォーラム、第 19 条---国際検閲反対センター、Pasmal Thaayagam 財団、Commission africaine des promoteurs de la sante et des droits de l'homme, 国際弁護士団体、ダニエル・ミッテラン財団---フランス自由、シリア世界同盟、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、暴力被害者擁護団体、開発・地域社会開発協会、Association des etudiants tamouls de France, アラブ法律家連合、南米インディアン会議、脅威にさらされた諸国民協会、Al-Hakim 財団、BP'nai B'rth, OCAPROCE インターナショナル、ブラジル・ゲイ・レズビアン・性同一性障害協会、女性の人権インターナショナル協会、Mvororo 社会文化開発協会、Fundacion Latinoamericana por los Derechos Humanos y et Desarrollo Social, 国境なき報道者インターナショナル、権利推進モーリタニア協会、ジュビリー・キャンペーン、人権機関、アムネスティ・インターナショナル

#### 答弁権行使

ブラジル: ブラジル・ゲイ・レズビアン・性同一性障害協会に強く反対する。すべての国々と同様に、ブラジルは、人権課題に直面しているが、すべての侵害は調べられ、加害者は裁判にかけられている。活気ある民主的では、すべての意見に耳を傾ける必要がある。「協会」はそのプロセスで政府とかがかわるよう勧められる。

ブルンディ: ブルンディの状況に関する間違っ情報に基づくアイスランドのステートメントに憤慨している。ブルンディの状況はかなり改善しており、たれもが自由に日常生活を送ることができる。国を離れた多くの人々も徐々に戻りつつある。

ナイジェリア: ナイジェリア軍はボコ・ハラムだというある NGO の申し立てを否定する。ザリアで起こった出来事は、法律と憲法上の権威を無視した結果であった。シア派に属している人々がどのようにして警察署長が公共の地域を通り抜けるのを阻止できるのか? シア派はナイジェリア軍に向けて発砲したが、軍がやったことは法の支配と憲法上の秩序を主張することである。

### 議事項目 5: 人権機関とメカニズム

#### 提出文書

#### 1. 企業と人権に関するフォーラム第 4 回会期報告書(A/HRC/32//46)



## 2. 先住民族に関する専門家メカニズムのマンデートを見直すための専門家ワークショップに関する国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/32/26)

### 報告書プレゼンテーション

Karim Gezraoui 人権高等弁務官事務所特別手続課課長

### 一般討論

インド(有志グループを代表)、スロヴェニア(人権と環境に関する核心グループを代表)、オランダ(欧州連合を代表)、ポルトガル(経済的・社会的・文化的権利友好グループを代表)、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、ノルウェー(北欧諸国を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、キューバ、メキシコ、ロシア連邦、中国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ボリヴィア多民族国家、エクアドル、ノルウェー、米国、チリ、欧州会議、オーストラリア、ニュージーランド、ホーリーシー、ハンガリー、アイルランド

## 6月23日(木)午後

### 議事項目 6(継続)

#### エストニアの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所エストニア代表部大使、ボツワナ、ブルンディ、中国、欧州会議、ガーナ、イラン・イスラム共和国、ラトヴィア、ノルウェー、パキスタン、ロシア連邦、シエラレオネ、タジキスタン、アルバニア、人権監視機構、ジュネーヴ国連事務所エストニア代表部大使

181 の勧告のうちエストニアは 142 を受け入れ、39 に留意した。

エストニアの普遍的定期的レビューの成果の採択

#### パラグアイの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所パラグアイ代表部大使、ブラジル、キューバ、エルサルバドル、ガーナ、ハイティ、イラン・イスラム共和国、キルギスタン、ラオ人民民主主義共和国、パキスタン、タジキスタン、国際人権サーヴィス、人口開発アクション・カナダ、国際ヒューマニスト倫理連合、国際カトリック子どもビューロー、英国ヒューマニスト協会、アムネスティ・インターナショナル、ジュネーヴ国連事務所パラグアイ代表部大使

193 の勧告のうちパラグアイは 187 を受け入れ 6 つに留意した。

パラグアイの普遍的定期的レビューの成果を採択

#### ベルギーの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所ベルギー代表部大使、韓国、ロシア連邦、スリランカ、タジキスタン、トーゴ、アルバニア、ボツワナ、中国、欧州会議、エジプト、エストニア、ガーナ、インド、イラン・イスラム共和国、キルギスタン、パキスタン、人口開発アクション・カナダ、Rencontre Africaine pour le defense des dorits de l'homme、アムネスティ・インターナショナル、ジュネーヴ国連事務所ベルギー代表部大使

232 の勧告のうち、ベルギーは 185 を受け入れ、45 に留意した。

ベルギーの普遍的・定期的レビューの成果を採択

## 6月24日(金)午前

### 議事項目 6(継続)

#### デンマークの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所デンマーク代表部大使、デンマーク人権機関(ビデオで)、欧州会議、エジプト、エストニア、ガーナ、インドネシア、インドネシア、イラン・イスラム共和国、モルディヴ、パキ

スタン、韓国、シエラレオネ、スリランカ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルバニア、ボツワナ、中国、Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homoseksualiteit---COC オランダ、国際ヒューマニスト倫理連合、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme, アムネスティ・インターナショナル、世界ユダヤ人会議、ジュネーヴ国連事務所デンマーク代表部大使  
199 の勧告のうち、デンマークは 122 を受け入れ、73 に留意した。  
デンマークの普遍的定期的レビューの成果を採択

#### パラオの普遍的定期的レビューの成果の検討

パラオ代表部大使、フィジー、インドネシア、キリバティ、モルディヴ、マーシャル諸島、パキスタン、シエラレオネ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中国、キューバ、連合レインボウ社会インターナショナル、パラオ代表部大使  
128 の勧告のうち、パラオは 82 を受け入れ 43 に留意した。  
パラオの普遍的定期的レビューの成果を採択

#### ソマリアの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所ソマリア代表部大使、国連子ども基金、アラブ首長国連邦、アルジェリア、ボツワナ、ブルンディ、ジブティ、エジプト、エチオピア、ガーナ、クウェート、ラトヴィア、リビア、モルディヴ、モロッコ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、南アフリカ、カタール、アラブ人権委員会、国際教育開発、第 19 条、人権監視機構、CIVICUS, Rencontre Africaine pour la defence des droits de l'homme, アフリカ文化インターナショナル、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、アムネスティ・インターナショナル、ジュネーヴ事務所ソマリア代表部大使  
228 の勧告のうち、ソマリアは 168 を受け入れ、60 に留意した。  
ソマリアの普遍的定期的レビューの成果を採択

## 6月24日(金)昼

### 議事項目 6(継続)

#### セイシエルの普遍的定期的レビューの成果の検討

セイシエル外務大臣、パキスタン、シエラレオネ、トーゴ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アンゴラ、ボツワナ、ブルンディ、カーボヴェルデ、中国、キューバ、エチオピア、ガーナ、ハイティ、インド、モルディヴ、Rencontre Africaine pour la defence des droits de l'homme、セイシエル外務大臣  
150 の勧告のうち、セイシエルは 142 受け入れ、7 つに留意した。1 つの勧告についてはさらなる明確化が提供された。  
セイシエルの普遍的定期的レビューの成果を採択

#### ソロモン諸島の普遍的定期的レビューの経過の検討

ジュネーヴ国連事務所ソロモン諸島代表部公使顧問・参事官、パラオ、シエラレオネ、国連子ども基金、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キューバ、フィジー、ガーナ、インドネシア、キリバティ、モルディヴ、連合レインボウ社会インターナショナル、ジュネーヴ国連事務所ソロモン代表部公使顧問・参事官  
139 の勧告のうち、ソロモン諸島は 89 を受け入れ、50 に留意した。  
ソロモン諸島の普遍的定期的レビューの成果を採択

#### ラトヴィアの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所ラトヴィア代表部大使、エストニア、キルギスタン、ノルウェー、パキスタン、ロシア連邦、アルバニア、欧州会議、英国ヒューマニスト協会、ラトヴィア・オンブズマン事務所、ジュネーヴ国連事務所ラトヴィア代表部大使

173 の勧告のうち、ラトヴィアは 127 を受け入れ、44 に留意した。2 つの勧告については追加の明確化が提供された。

ラトヴィアの普遍的定期的レビューの成果を採択

## 6月24日(金)午後

### 議事項目 6(継続)

#### シエラレオネの普遍的定期的レビューの成果の検討

シエラレオネ外務・国際協力大臣、シエラレオネ人権委員会、パキスタン、シンガポール、南アフリカ、トーゴ、国連ウィメン、国連子ども基金、ヴェネズエラ・ポリヴァリアン共和国、ジンバブエ、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、ボツワナ、ブルンディ、中国、キューバ、エチオピア、国際人権サーヴィス、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、CIVICUS, Rencontre africaine pour la defense des droits de l'homme, アムネスティ・インターナショナル、シエラレオネ外務・国際協力大臣

208 の勧告のうち、シエラレオネは 177 を受け入れ、31 に留意した。

シエラレオネの普遍的定期的レビューの成果を採択

#### シンガポールの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所シンガポール代表部大使、キューバ、朝鮮民主主義人民共和国、エジプト、エチオピア、カタール、インド、インドネシア、イラン・イスラム共和国、キルギスタン、ラオ人民民主主義共和国、マレーシア、モルディヴ、モロッコ、ミャンマー、オマーン、パキスタン、フィリピン、国際人権サーヴィス、国際法律家委員会、国際人権同盟連盟、フランシスカン・インターナショナル、国際レズビアン・ゲイ協会、アジア人権開発フォーラム、人口開発アクション・カナダ、人権監視機構、行動調査女性協会、シンガポール女性団体会議、アムネスティ・インターナショナル、ジュネーヴ国連事務所シンガポール代表部大使

236 の勧告のうち、シンガポールは 116 を受け入れ、19 に留意した。1 つの勧告に対してはさらなる明確化が提供された。

シンガポールの普遍的定期的レビューの成果を採択

### 議事項目 5(継続)

#### 一般討論(継続)

国際ムスリム女性連合、アフリカ先住民族調整委員会、国際人権サーヴィス、カナダ弁護士の権利監視機構、人権平和アドヴォカシー・センター、パレスチナ居住権難民の権利 BADIL リソース・センター、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、Alsalam 財団、イラク開発団体、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII(世界殺害反対センターとの共同声明)、Federacion de Asociaciones de Defensa Humana, 世界ムスリム会議、国際イスラム学生団体連盟、CIVICUS---世界市民参画同盟、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme, Conseil International pour le soutien a des proces equitables at aux droits de l'homme, 国連監視機構、世界バルア団体、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、Association SolidaritaInternationale pour l'Afrique, Assciation Bharathi Centre Cultural Franco---Tamoul, 中国国際交流 NGO ネットワーク、解放、Verein Sudwind Entwicklungspotitik, アラブ人権委員会、Prahara, Association Burkinabe pour la Survie de l'Enfance, Association des Etudiants Tamouls de France, 開発地域社会エンパワメント協会、南米インディアン会議、Fundacion Latinomaericana por los Derechos Humanos y et Desarrollo Social, Mbororo 社会文化開発協会、アメリカ法律家協会

## 6月27日(月)午前

## 議事項目 6(継続)

### 提出文書

1. 普遍的定期的レビューへの参画のための任意信託基金の活動---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/32/27)
2. 普遍的定期的レビューの実施財政的技術的支援のための任意基金の活動---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/32/28)

### 一般討論

カタール(アラブ・グループを代表)、オランダ(欧州連合を代表)、ナウル(諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、モルディヴ、モロッコ、ナミビア、ジョージア、中国、ポルトガル、インド、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、シエラレオネ、イラン・イスラム共和国、サモア、ベリーズ、トンガ、ナウル、リビア、セントヴィンセント・グレナディーン、ウルグアイ、スーダン、世界殺害反対センター、アフリカ文化インターナショナル、ジュネーブ国際カトリックセンター(正義と平和のドミニカンズ、St. Vincent de Paul 慈善の娘団、Edmund Rice インターナショナル Ltd., Fondazione Marista per la solidarieta Internazionale ONLUS, パックス・ロマナ(知的文化的問題国際カトリック運動・国際カトリック学生運動)、女性教育開発国際ヴォランティア団体---VIDES, Istituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco, 国際 ACAT 連盟(拷問廃止基督教徒行動)、ニュー・ヒューマニティ、良き羊飼い慈善聖母の会衆、Vie Montante インターナショナル(VMI), Mouvement International d'Apostolate de s Milieux Sociaux Independants, Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII, フランシスカン・インターナショナル、Fracarita インターナショナルとの共同声明)、中国国際交流 NGO ネットワーク、Sudwind Entwicklungspolitik, バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、Alsalam 財団、Rencontre Africaine pou la defense des droits de l'homme, 国連監視機構、国際教育開発、アフリカ国際連帯協会、UPR Info, 開発地域社会エンパワーメント協会、国際人権サーヴィス

## 6月27日(月)昼

議事項目 7: パレスチナ及びその他のアラブ被占領地の人権状況

### 当該国ステートメント

パレスチナ国、シリア・アラブ共和国

### 一般討論

カタール(アラブ・グループを代表)、イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、カタール、キューバ、エクアドル、モルディヴ、ロシア連邦、サウディアラビア、モロッコ、アルジェリア、南アフリカ、インドネシア、バングラデシュ、ナミビア、中国、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ボリヴィア多民族国家、テュニジア、ブラジル、エジプト、トルコ、クウェート、チリ、イラク、マレーシア、セネガル、アンゴラ、バーレーン、パキスタン、イラン・イスラム共和国、イエーメン、リビア、スーダン、オマーン、レバノン、ヨルダン、国連監視機構、ノルウェー難民会議、アラブ人権委員会、子ども擁護インターナショナル、国際人種差別撤廃団体、パレスチナ居住権難民権 BADIL リソース・センター、世界ユダヤ人会議、国際国連青年学生運動、国際人権同盟連盟、アメリカ法律家協会、カイロ人権学研究所、国際イスラム学生団体連盟、Conseil International pour le soutien a des process equitables et aux Droits de l'Homme, 国際弁護士団体、イスラエルにおけるアラブ・マイノリティ権利法律センター、暴力被害者擁護団体、アラブ法律家連合、ユダヤ人団体調整理事会(B'nai B'rith との共同声明)、Al-Haq 人に奉仕する法律、Servas インターナショナル

## 6月27日(月)午後

議事項目 9: 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容、「ダーバン宣言と行動計画」のフォローアップと実施

## 提出文書

1. 民主主義と人種主義は相容れないことに関するパネル討論---国連人権高等弁務官概要報告書(A/HRC/32/29)
2. ナチズム、ネオナチズム及びその他の現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容を煽る慣行を讃えることとの闘い---現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別報告者報告書(A/HRC/32/49)
3. 上記報告書訂正版(A/HRC/32/49/Corr.1)
4. 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別報告者報告書(A/HRC/32/50)
5. 上記報告書付録、ギリシャへのミッション(A/HRC/32/50/Add.1)

## 報告書プレゼンテーション

Mutuma Ruteere 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別報告者

## 当該国ステートメント

ギリシャ、ギリシャ国内人権委員会

## 意見交換対話

欧州連合、キューバ、ボリヴィア多民族国家、ロシア連邦、ドイツ、ジョージア、メキシコ、ナイジェリア、キルギスタン、フィジー、イスラエル、スペイン、ナミビア、米国、クロアチア、スイス、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

## 特別報告者の発言

Mutuma Ruteere

## 意見交換対話

コスタリカ、セネガル、アルメニア、タイ、ガーナ、ベルギー、マレーシア、バングラデシュ、ブラジル、エジプト、アゼルバイジャン、国際人種差別反対運動、国際人種差別撤廃団体、国連監視機構、アラブ人権委員会、国際民主弁護士協会、Commission africaine des promoteurs de la a Sante et des droits de l'homme, マイノリティ権利グループ、Centro de Estudios Legales y Sociales

## まとめ

Mutuma Ruteere

## 一般討論

オランダ(欧州連合を代表)、カタール(アラブ・グループを代表)、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、キューバ、エクアドル、ロシア連邦

## 答弁権行使

トルコ: 1915年の出来事に関するアルメニアのステートメントに答えるが、これは理事会のマンデート外の問題である。トルコ政府は、アルメニア社会の苦しみと損失を記念する最近の典礼に代表を送った。大量殺戮は重大な犯罪であり、トルコは、大量殺戮に反対する国際条約を支持するためにあらゆることを行ってきた。さらに、1915年の出来事の性質に関しては、法的または学問的合意はない。

アルメニア: アゼルバイジャンに答えるが、そのアルメニア人に対する憎悪と差別の政策は、何年にもわたって国のプロパガンダとメディア・アウトレットを通して組織的に行われてきた。アゼルバイジャンは、アルメニア指導者の中にはナチに例えられる者もいると悪意を持って誤った解釈をしている。アルメニアは、トルコ代表団が、国際的学者の圧倒的多数によって確認されてきたアルメニアの大量殺戮に対して否定論者の政策を推進していることを残念に思う。

ラトヴィア: ロシアがその目的に合うように事実を大袈裟に述べたことは明白であり、ラトヴィア社会の構成員は、あらゆる民主的社会がそうであるように、いかなる問題に関しても腹藏のない討議に参

加していることを強調する。これは成熟した民主主義の表れであり、ロシアのプロパガンダ機構に対抗する手段である。

アゼルバイジャン: アルメニアのステートメントには、アゼルバイジャンに対する伝統的で馬鹿げた申し立てが含まれている。2016年5月に国の指導者が参加して、ファシストの将軍に捧げる記念碑の除幕式でのアルメニアのファシズムの賛美は、何百万人もの第2次世界大戦の被害者とその家族に対する大変な不敬の印である。

トルコ: アルメニアが歴史と2015年の出来事の歪められた話を繰り返したことに懸念と共に留意する。これはすでに証明されたことであるので、この取組は何の結果も生まないであろう。

アルメニア: ナゴルノ・カラバフの現状に関して専門家が引き出した結論に言及する。最近公表された報告書は、ナゴルノ・カラバフの接触線での残虐行為を概説し、継続中のヘイト・スピーチが紛争の危険を生み出していると結論づけている。トルコの立場に関しては、学者たちがすでにその立場は歴史の歪曲であることを明らかにしている。

アゼルバイジャン: アルメニア軍の即時撤退を要請しているアゼルバイジャンの被占領地の状況に関する国連総会の決議をどう解釈するのかアルメニアに尋ねる。

## 6月28日(火)午前

### 議事項目9(継続)

#### 一般討論(継続)

南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、アルジェリア、中国、ポルトガル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、インド、サウディアラビア、エジプト、トルコ、アルメニア、米国、欧州会議、ギリシャ、パキスタン、イラン・イスラム共和国、スーダン、パレスチナ人帰還センターLtd., 世界ユダヤ人会議、国際国連青年学生運動、アラブ人権委員会、国際人種差別撤廃団体(国際弁護士団体との共同声明)、アフリカ先住民族調整委員会、国際教育開発 Inc., 連合学校インターナショナル、国際アフリカ民主主義協会、環境管理学センター、缶詰業者インターナショナル永久委員会、世界環境リソース会議、平和団体調査委員会、Commission africaine des promoteurs de la sante et des droits de l'homme, 英国ヒューマニスト協会、国際ヒューマニスト倫理連合(国際ダリット連帯ネットワークとの共同声明)、Mbororo 社会文化開発協会、Verein Sudwind Entwicklungspolitik, イラク開発団体、世界ムスリム会議、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、Alsalam 財団、世界バルア団体、解放、国際イスラム学生団体連盟、Pasumai Thaayagam 財団、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme, Association solidarite international pour l'Afrique, Prahar, Association Bharathi Centre Culturel Franco---Tamoul, 国際弁護士団体、Association des etudiants tamouls de France, Servas インターナショナル、中国国際交流 NGO ネットワーク、欧州ユダヤ人学生連合、Conseil international pour le soutien a des process equitables et aux Droits de l'Homme, 拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、Auspice Stella

#### 答弁権行使

アゼルバイジャン: アルメニアの発言はばからしいもので、アルメニアの外交の主要なモットーは、大嘘をつくことでその嘘を繰り返し続けることである。ナゴルノ・カラバフに関する決議の前文とパラグラフは詳しく引用されている。

トルコ: アルメニアに答えるが、アルメニアが人権理事会を乱用しようとしたことを嘆かわしく思うが、これは理事会を汚す危険を冒す取組みである。1915年の出来事は、トルコではタブーではなく、代替の話が唱えられるように、同じ態度がアルメニアからも期待される。平和な共通の未来は、対話に基づいて初めて可能であろう。1915年の出来事は、アルメニアの国内の問題から注意をそらすために利用されている。

アルメニア: アルメニアは、アゼルバイジャンのけしからぬ慣行にすでに理事会の注意を引いた。人種主義と外国人排斥に関するアゼルバイジャンの慣行は、十分に文書化されており、諮問委員会によって作り事が留意された。アゼルバイジャン代表団は、不寛容と差別を控えるよう要請される。トルコに答えるが、大量殺戮を認めるアルメニア人とトルコ人に対する憎しみを広げることが政治的言説の規範となっている。

アゼルバイジャン: アルメニアはアゼルバイジャンの質問に答えておらず、被占領地域からのアルメニアの撤退を要請している決議について占領国の代表が何と云うのかとアゼルバイジャンは思っている。アゼルバイジャンは、国の主権と領土の保全の「国連憲章」の原則を擁護する際に、他の国家をあてにしている。

トルコ: アルメニアのステートメントは、過去と 1915 年の出来事についての一方向的な見方である。公平に歴史に直面し、共通の理解に達することが重要である。アルメニアは、客観的知識に基づく用語を用いるべきである。

アルメニア: 討議は、人種主義と人種差別についてであり紛争解決ではないことをアゼルバイジャンに思い出してもらいたい。ナゴルノ・カラバフの紛争は、「欧州ガイドライン」で安全保障協力機構によって対処されつつあることを想起する。トルコには、「目にしないものは存在しない」の否定主義を好む人々が未だに大勢いる。アルメニアは、十分に尊敬を受けている歴史家の中には、2010 年にオットマン帝国によるアルメニア人の大量殺戮を認めるよう国際社会に要請した者もあることを強調する。

## 6月28日(火)昼

議事項目 10: 技術支援と能力開発

中央アフリカ共和国における人権状況に関する独立専門家によるプレゼンテーション

Marie-Therese Keita Bocoum 中央アフリカ共和国における人権状況に関する独立専門家

市民社会と当該国によるステートメント

中央アフリカ共和国人権ネットワーク、中央アフリカ共和国

意見交換対話

欧州連合、エジプト、スペイン、英国、コンゴ共和国、フランス、セネガル、ポルドル、モロッコ、オーストラリア、アルジェリア、韓国、ルクセンブルグ、モザンビーク、スーダン、ベナン、米国、ガーナ、中国、ニュージーランド、アイルランド、世界福音同盟(カリタス・インターナショナル(国司祭カトリック慈善連合)との共同声明)、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、国際人権同盟連盟、人権監視機構、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme

まとめ

中央アフリカ共和国、Marie-Therese Keita Bocoum、中央アフリカ共和国人権ネットワーク

提出文書

1. 人権分野でのコーティヴォワールとの能力開発と技術協力強化に関する独立専門家報告書(A/HRC/32/52)

報告書プレゼンテーション

Mohammed Ayat 人権の分野でのコーティヴォワールとの能力開発と技術協力の強化に関する独立専門家

当該国ステートメント

コーティヴォワール

意見交換対話

欧州連合、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、フランス、英国、スペイン、トーゴ、マリ、モロッコ、ベナン、アルジェリア、オーストラリア、中国、セネガル、米国、エジプト、ガーナ、モルデヴィ、ベルギー、スーダン、国際カトリック子どもビューロー(国際独立社会環境使徒会運動、フランシスカン・インターナショナルとの共同声明)、国際人権同盟連盟、国際人権サーヴィス、Espace Afrique International, Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme,

まとめ

コーティヴォワール、Mohammed Ayat

#### エクアドル外務大臣ステートメント

Guillaume Long エクアドル外務大臣

#### 答弁権行使

英国: 恣意的拘禁に関する作業部会の意見は、拘束力のあるものではなく、英国の法律に勝るものでもない。アサンジ氏はスウェーデンへの国外追放を逃れるために、ロンドンのエクアドル大使館に入った。この逮捕状は未だに有効であり、英国は、これに従ってその責務を果たすつもりである。

### 6月28日(火)午後

#### 万人のための人権を推進するためのスポーツとオリンピックの理想の利用に関するパネル

#### 開会ステートメント

1. Choi Kyong-Lim 人権理事会議長
2. Xeid Ra'ad Al Hussein 国連人権高等弁務官

#### パネリストによるステートメント

1. Miki Matheson パラリンピック支援センター日本財団プロジェクト・マネージャー・橿スピード・レース 3 回の金メダリスト
2. Tania Braga 2016 年リオ・オリンピック組織委員会持続可能性・アクセス可能性・遺産長
3. Andrey Strokin ロシア・パラリンピック委員会事務局長・パラリンピック水泳の 5 回の金メダリスト
4. Stavroula Kozompoli 国際オリンピック委員会マーケティング委員会委員・オリンピック水球の銀メダリスト
5. John Morrison 人権と企業研究所事務局長

#### 討議

カタール(開発のためのスポーツ友好グループを代表)、欧州連合、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、ギリシャ(「スポーツとオリンピックの理想を通して人権を推進する」に関する決議の主要提案国を代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、ブラジル(ポルトガル語諸国共同体を代表)、米国、エジプト、マレーシア、バハマ、モルディヴ、ロシア連邦、スコットランド人権委員会(ビデオで)、人権監視機構、Terre Des Hommes Federation Internationale(子ども擁護インターナショナル、開発協力ウィーン研究所、Verein Sudwind Entwicklungspolitik との共同声明)

#### パネリストの発言

Miki Matheson, Tania Braga, Andrey Strokin, Stavroula Kozompoli, John Morrison

#### 討議

オーストリア、スペイン、ナイジェリア、南アフリカ、英国、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、スーダン、日本、レバノン、ホーリーシー、国際人権サーヴィス、イラク開発団体、アラブ人権委員会、イタリア、ヴェトナム、中国、国際オリンピック委員会

日本のステートメント: 日本は、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催において、人権と包摂性に相当の配慮をしている。日本は、スポーツを通してつながる価値について世界中の意識を高めることを目的とする「あしたのためのスポーツ」イニシアティブを実施してきた。

#### まとめ

Miki Matheson, Tania Braga, Andrey Strokin, Stavroula Kozompoli, John Morrison, Cho Kyong-Lim

### 6月29日(水)午前



## 議事項目 10(継続)

### ウクライナの人権状況に関する定期報告書の結果に関するプレゼンテーション

Ivan Simonovic 人権事務総長補

#### 当該国ステートメント

ウクライナ

#### 意見交換対話

リトアニア、欧州連合、ドイツ、ロシア連邦、エストニア、ポーランド、米国、英国、ノルウェー、オーストリア、スペイン、スウェーデン、ルーマニア、オーストラリア、オランダ、欧州会議、ラトヴィア、ジョージア、アイスランド、フィンランド、アルバニア、日本、チェコ共和国、デンマーク、スイス、カナダ、ニュージーランド、トルコ、中国、フランス、アイスランド、国際民主弁護士協会、マイノリティ権利グループ、人権ハウス財団、国連監視機構、世界ウクライナ女性団体連盟、国際ジャーナリスト連盟

**日本のステートメント:** 地雷で文民の死傷者が出たことを残念に思い、東部ウクライナとクリミア半島の人権状況に国際社会が注意を払い続け、これら地域が継続して国際人権基準の下に置かれることが重要である。

#### まとめ

Ivan Simonovic

#### 提出文書

2. 人権理事会決議 30/27 の実施---ブルンディの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書 (A/HRC/32/30)

#### 報告書のプレゼンテーション

Zeid Ra'ad Al Hussein 人権高等弁務官

#### 当該国ステートメント

ブルンディ

#### 意見交換対話

欧州連合、韓国、英国、カナダ、ドイツ、ノルウェー、ポルトガル、スイス、スペイン、ギリシャ、セネガル、アルバニア、クロアチア、アンゴラ、キューバ、日本、ヘベルギー

**日本のステートメント:** 日本は、現在安全保障理事会で討議中の国連警察隊の派遣に対して、ブルンディ政府の建設的協力を求める。

## 6月29日(水)午後

## 議事項目 10(継続)

### ブルンディの人権状況に関する意見交換対話(継続)

フランス、オーストラリア、エジプト、中国、ニュージーランド、アイルランド、ルクセンブルグ、米国、Commission Nationale Independente des Droits de l'Homme du Burundi、正義と平和のドミニカンズ(カリタス・インターナショナル(国際カトリック教会連合)、フランシスカン・インターナショナルとの共同声明)、国際人権同盟連盟、世界拷問禁止団体(Federation internationale de l'Action des chretiens pour l'abolition de la turture、いつも刑事責任免除を追跡---TRIAL との共同声明)、人権監視機構、アフリカ文化インターナショナル、世界福音同盟、自由擁護同盟、CIVICUS(東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクトとの共同声明)

## まとめ

ブルンディ、Zeid Ra'ad Al Hussein 国連人権高等弁務官

## 提出文書

3. ミャンマーのロヒンギャ・ムスリム及びその他のマイノリティに対する人権侵害と虐待---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/32/18)

スリランカの和解・説明責任・人権の推進に関する国連人権高等弁務官の口頭による最新情報とミャンマーに関する人権高等弁務官事務所報告書のプレゼンテーション

Zeid Ra'ad Al Hussein 国連人権高等弁務官

## 当該国ステートメント

スリランカ、ミャンマー

## 議事項目 2(継続)

### 一般討論

ラトヴィア(32カ国を代表)、オランダ(欧州連合を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、マーシャル諸島(諸国グループを代表)、ドイツ、スイス、ロシア連邦、英国、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ヴェトナム、サウディアラビア、韓国、ガーナ、タイ、トルコ、ノルウェー、日本、アイスランド、米国、オーストラリア、パキスタン、デンマーク、カナダ、ニュージーランド、エストニア、アイルランド、アゼルバイジャン、国際法律家委員会(国際差別人種主義反対運動(イマダール)、フランシスカン・インターナショナル、国際人権同盟連盟との共同声明)、国際差別人種主義反対運動、Pasumal Thaayagam 財団、開発地域社会エンパワーメント協会、Prahar, Association Bharati Centre Culturel Franco---Tamoul, マイノリティ友好グループ

日本のステートメント: スリランカ国民のかかわりを得て政府のイニシャティヴが行われることを保障することの重要性を強調し、日本人の元国際裁判官による技術協力を通じたものを含め、日本は和解に向けて継続して支援の手を差し伸べる用意があることを述べる。ミャンマーに関しては、日本は、民族的マイノリティの地域の状況に関する国際社会の懸念を共有する。国際社会が継続して改革努力に支援の手を差し伸べるのが極めて重要である。

### 答弁権行使

ロシア連邦: ロシア連邦の領土であるクリミア共和国に関して今日行われたステートメントに答えざるを得ない。クリミアのタタール人は、すべての他の人々と同じ権利を有している。キエフが自分たちの権利を積極的に支持するようになったのはつい最近のことである。ロシア連邦は、クリミアの状況を改善するために多くのことを行っており、クリミアの悲惨な状況は、ウクライナによって行われている水その他の供給の閉鎖によるものである。

## 6月30日(木)午前

## 議事項目 2(継続)

世界バルア団体、Associagtion Solidarite Internatonale pour l'Afrique, アジア人権開発フォーラム、アラブ人権委員会、人権監視機構、国連監視機構、Association des etudiants Tamouds de France, Mbororo 社会文化開発協会、統合青年エンパワーメント---共通イニシャティヴ・グループ、Centre Independent de Recherches et d'Initiatives pour le Dialogue

### 答弁権行使

バーレーン: バーレーンの司法は、第三者の干渉なしに判決を出している。地方の法律と国際基準を実施し、公平な裁判、囚人への医療サービス及び控訴の権利を保証し、裁判は傍聴者に行われている。ヘイト・スピーチ、脅し、武器の使用、武力紛争への参加及びテロリズムは、国の安全保障に対する犯罪と考えられ、そのような行為に参加する者は、市民権を奪われるであろう。集会と結社への権利

は保証されている。しかし、このような出来事での違反の場合には、政府に安全保障を保つ義務がある。誰も法律を超えることはできない。米国は、自国内のマイノリティに対するヘイト・スピーチと闘った方がよかるう。

#### 議事項目 10(継続)

##### 人権の分野での技術支援と能力開発に関するプレゼンテーション

Kate Gilmore 人権副高等弁務官

##### 人権分野での技術協力のための任意基金に関するプレゼンテーション

Lin Lim 人権の分野での技術協力のための任意基金評議委員会委員長

#### 一般討論

モルディヴ(オーストラリア、バハマ、モロッコも代表)、オランダ(欧州連合を代表)、カタール(アラブ・グループを代表)、フランス、モルディヴ、モロッコ、パラグアイ、ナミビア、英国、中国、インド、エジプト、タイ、セネガル、シエラレオネ、ベリーズ、オーストラリア、スーダン、日本、マーシャル諸島、バーレーン、ウクライナ、カンボディア、米国、Federacion de Asociaciones de Defensa y Promocion de los Derechos Humanos, 解放、世界民主青年連盟、アメリカ法律家協会、アフリカ先住民民族調整委員会、国連監視機構、イラク開発団体(欧州民主主義人権センター、アラブ権利監視機構協会との共同声明)、Conseil international pour le soutien a des proces equitables et aux droits de l'homme, バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、Alsalam 財団、世界バルア団体、Raddho, アラブ人権委員会、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、Prahari, フランス自由---ダニエル・ミッテラン財団、国際人権サーヴィス、国際ジャーナリスト連盟

日本のステートメント: カンボディアでの政治的緊張の高まり、特に 2 つの主要政党間の「対話の文化」が機能を停止したように思えることに懸念を表明する。カンボディアの関連利害関係者たちは、緊張を和らげ、対立する政党が自由に正常に機能することができる政治環境の醸成に向けて最善の努力を払うよう要請される。日本はこの目的に向けてカンボディアの利害関係者を支援する用意がある。

## 6月30日(木)午後

#### 議事項目 1(継続)

##### 決議の採択

##### 1. 青年と人権(A/HRC/32/L.1)

主提案国: エルサルヴァドル、ポルトガル、モルドヴァ共和国

共同提案国: アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブルガリア、カナダ、コンゴ共和国、コート・ド'イボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、エクアドル、エジプト、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、イタリア、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、ニカラグア、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、フィリピン、カタール、ルーマニア、セルビア、南アフリカ、スペイン、スーダン、スリナム、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トンガ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

コンセンサスで決議を採択

##### 2. 性的指向とジェンダーアイデンティティに基づく暴力と差別からの保護(A/HRC/32/L.2/Rev.1)

主提案国: チリ、ウルグアイ、ブラジル、メキシコ

共同提案国: アルバニア、アンゴラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ブルガリア、カナダ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エルサルヴァドル、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、イスラエル、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、モン

テネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、米国

非採択動議：サウジアラビア、バングラデシュ、ナイジェリア(アルバニアを除くイスラム協力団体を代表)

非採択動議に反対：メキシコ、パナマ

賛成 15 票、反対 22 票、棄権 9 票で非採択動議を否決

修正案 L.71~L.81

主提案国：パキスタン(アルバニアを除くイスラム協力団体)

メキシコ：決議の主提案国は修正案 L.71~L.81 を支持しないので、一つひとつの修正案について票決を要求

一般コメント：オランダ(欧州連合を代表)、サウジアラビア、英国、モルディヴ、カタール、アラブ首長国連邦

修正案 L.71 の票決

票決前ステートメント：メキシコ、スロヴェニア

賛成 17 票、反対 18 票、棄権 9 票で、修正案 L.71 を否決

修正案 L.72 の票決

票決前ステートメント：メキシコ(主提案国核心グループを代表)、スイス

賛成 17 票、反対 18 票、棄権 9 票で修正案 L.72 を否決

修正案 L.73 の票決

票決前ステートメント：メキシコ(提案国核心グループを代表)、ドイツ

賛成 24 票、反対 17 票、棄権 4 票で、修正案を採択。この票決により、前文第 4 パラグラフの後に、「国際人権アジェンダの共同所有権を維持し、人権問題を客観的に、対決が起こらぬように検討する必要性を強調し」と言う新しいパラグラフが挿入される。

修正案 L.74 の票決

票決前ステートメント：メキシコ、パナマ

賛成 23 票、反対 17 票、棄権 5 票で修正案を採択。この票決により、前文第 4 パラグラフの後に、「その幅広い、バランスのとれたアジェンダを支持し、あらゆる形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に対処するメカニズムを強化し」と言う新しいパラグラフが挿入される。

修正案 L.75 の票決

票決前ステートメント：メキシコ、オランダ

賛成 20 票、反対 18 票、棄権 6 票で修正案を採択。この票決により、前文第 4 パラグラフの後に、「人権問題を検討する際の特異性のみならず、地域的・文化的・宗教的価値体系を尊重することの重要性を繰り返し述べという新パラグラフが挿入される。

修正案 L.76 の票決

票決前ステートメント：メキシコ、スロヴェニア

賛成 21 票、反対 17 票、棄権 7 票で修正案を採択、この票決により、前文第 4 パラグラフの後に、「歴史的・文化的・社会的・宗教的配慮に関連する問題に関する国レベルでの関連国内討議を尊重することの基本的な重要性を強調し」という新パラグラフが挿入される。

修正案 L.77 の票決

票決前ステートメント：メキシコ、スイス、英国

賛成 23 票、反対 18 票、棄権 4 票で修正案を採択、この票決により、前文第 4 パラグラフの後に、「国内レベルの関連国内討議と意思決定プロセスに影響を及ぼすことを目的として、経済制裁及び政府開発援助への条件付与の適用の利用または利用の脅しを通して、各国、特に開発途上国に対する外部の圧力及び強制措置の利用を探求し」という新パラグラフが挿入される。

修正案 L.78 の票決

票決前ステートメント：メキシコ、オランダ、英国

賛成 17 票、反対 18 票、棄権 9 票で修正案を採択。この票決により、前文第 4 パラグラフの後に、「国際的に合意された人権の法的枠組みに当たらない民間の個人の行為を含め、社会的パターンに關係する概念または考えを課そうとすることによって国際人権制度を損なおうとする試みを懸念し、

そのような試みが人権の普遍性を無視する表現となることを考慮に入れて」という新パラグラフが挿入される。

#### 修正案 L.79 の票決

票決前ステートメント：メキシコ(主提案国核心グループを代表)、パナマ、英国、オランダ、賛成 22 票、反対 17 票、棄権 5 票で修正案を採択。この票決により、前文第 4 パラグラフの後に、国内法、開発政策、様々な宗教的・倫理的価値観、及び国民の文化的背景のみならず、それぞれの国の主権の尊重を確保しつつ、本決議が実施され、普遍的に認められた国際人権にも完全に従うべきであることを強調し」という新しいパラグラフが挿入される。

#### 修正案 L.80 の票決

票決前ステートメント：メキシコ(決議主提案国核心グループを代表)、スイス、英国、賛成 18 票、反対 20 票、棄権 8 票で修正案を否決

#### 修正案 81 の票決

票決前ステートメント：メキシコ(決議主提案国核心グループを代表)、英国、スイス、ロシア連邦、オランダ

賛成 17 票、反対 19 票、棄権 8 票で修正案を否決

#### 決議 L.2/Rev.1 のタイトルの票決

票決前ステートメント：メキシコ、英国、ナイジェリア、スイス、賛成 22 票、反対 15 票、棄権 8 票でタイトルを採択

#### 前文パラグラフ 4 の採択

票決前ステートメント：メキシコ(決議主提案国核心グループを代表)、スイス、英国、賛成 21 票、反対 14 票、棄権 9 票で前文パラグラフ 4 を採択

#### パラグラフ 2 の票決

票決前ステートメント：メキシコ(主提案国核心グループを代表)、英国、スイス、賛成 23 票、反対 14 票、棄権 8 票でパラグラフ 2 を採択。

#### パラグラフ 3~7 の別箇の票決

票決前ステートメント：メキシコ(決議主提案国核心グループを代表)、英国、ロシア連邦、サウジアラビア、スイス

賛成 21 票、反対 17 票、棄権 7 票でパラグラフ 3~7 を採択

#### 決議 L.2/Rev.1 の票決

票決前ステートメント：メキシコ(決議主提案国核心グループを代表)、フィリピン、ロシア連邦、サウジアラビア、南アフリカ、ボツワナ、ナイジェリア、ヴェトナム、インドネシア、アルバニア、フランス、モロッコ、アルジェリア、ガーナ、ナミビア、英国、オランダ

賛成 23 票、反対 18 票、棄権 6 票で決議を採択

票決結果：賛成 23 票：アルバニア、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、フランス、ジョージア、ドイツ、ラトヴィア、メキシコ、モンゴル、オランダ、ナイジェリア、パナマ、ポルトガル、韓国、スロヴェニア、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

反対 18 票：アルジェリア、バングラデシュ、ブルンディ、中国、コンゴ共和国、コーティヴォワール、エチオピア、インドネシア、ケニア、キルギスタン、モルディヴ、モロッコ、ナミビア、カタール、ロシア連邦、サウジアラビア、トーゴ、アラブ首長国連邦

棄権 6 票：ボツワナ、ガーナ、モルディヴ、フィリピン、南アフリカ

## 6月30日(木)夜

### 議事項目 1(継続)

#### 決議の採択

#### 3. 人権の推進と保護のための地域取り決め(A/HRC/32/L.4)

主提案国：ベルギー

共同提案国：メキシコ、韓国、セネガル、タイ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

4. 人、特に女性と子どもの人身取引：紛争及び紛争後の状況での人、特に女性と子どもの人身取引被害者及び人身取引の危険にさらされている人々の保護(A/HRC/32/L.6)

主提案国：フィリピン、ドイツ

共同提案国：アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モロッコ、モンテネグロ、オランダ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ、米国、

コンセンサスで決議を採択

### 決議内容

人権理事会は、

「国連憲章」に導かれ、

人、特に女性と子どもの人身取引の問題に関するすべての以前の総会決議と人権理事会決議を再確認し、

「世界人権宣言」、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」及び「市民的・政治的権利国際規約」を想起し、

「子どもの権利に関する条約」と子どもの売買・子ども買春・子どもポルノに関するその「選択議定書」及び「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」とその「選択議定書」を含め、関連人権条約と宣言に述べられている原則を再確認し、

「国連国際組織犯罪防止条約」も再確認し、特に「国連国際組織犯罪防止条約」を補う「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑止し、罰するための選択議定書」を再確認し、

1930年の国際労働機関の「強制労働条約(第29号)」とその2014年の「議定書」、1999年の「最悪の形態の子ども労働条約(第182号)」及び2014年の「強制労働の効果的抑制のための補助措置に関する勧告(第203号)」をさらに再確認し、

国際労働機関の2011年の「家事労働者条約(第189号)」及び2011年の「家事労働者勧告(第203号)」を想起し、

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の総会による採択を歓迎し<sup>1</sup>、人身取引及び性的及びその他の型の搾取を含め、公的・私的領域でのすべての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃し、強制労働を根絶し、現代の奴隷制度と人身取引をなくし、子ども兵士の徴用と利用を含め、最悪の形態の子ども労働の禁止と撤廃を確保し、2025年までにあらゆる形態の子ども労働をなくすために即座の効果的措置を取り、虐待、搾取、人身取引及びあらゆる形態の子どもに対する暴力と拷問をなくすことを目的としているターゲット 5.2、8.7 及び 16.2 を想起し、

7月30日を「世界人身取引禁止デー」と宣言するという総会の決意に留意し、

国連人権高等弁務官事務所が開発した「人権と人身取引に関する推奨される原則とガイドライン」<sup>2</sup>とそのコメンタリーにも留意し、

<sup>1</sup> 総会決議 70/1。

<sup>2</sup> E/2002/68/Add.1。

「人身取引と闘うための国連世界行動計画」の実施に関する 2015 年 7 月 21 日の経済社会理事会決議 2015/23 を想起し、

人身取引の根強さと人権侵害と虐待に対する人身取引された者の脆弱性に対して、人権委員会、女子差別撤廃委員会、子どもの権利委員会、障害者の権利委員会及び拷問禁止委員会によって表明された懸念を認め、

人身取引は、人権と基本的自由の享受を侵害し、損ない、無にし、人類に深刻な課題を呈し続け、その根絶のためには一致した国際的評価と対応及び送り出し国、経由国、目的国の間の真の多国間・地域・二国間協力が必要であることを確認し、

人身取引被害者は、しばしば、ジェンダー、年齢、人種、障害、民族性、文化、宗教並びに国籍または社会的出自またはその他の地位に基づくものを含め、重複する形態の差別と暴力を受けており、こうした形態の差別自体が、人身取引を煽るかも知れないことを認め、

貧困、失業、社会経済的機会の欠如、ジェンダーに基づく暴力、差別及び周縁化が、人を人身取引に対して脆弱にする助長要因の中にあることも認め、

紛争及び紛争後の状況、自然災害及びその他の緊急状況を含め、人道危機の状況で、女性と子どもの人身取引に対する脆弱性が高まることをさらに認め、

人身取引される危険を減らし、人身取引被害者の身元確認の手助けをするために、出生証明書のような関連文書の提供に関する努力を強化する必要性を認め、

正規の移動機会の利用可能性が、人々が人身取引される危険を減らす一つの方法であることに留意し、

性的搾取、搾取的労働、違法な臓器の除去を助長する需要の中には、人身取引によって満たされるものがあることに懸念と共に留意し、

「国連国際組織犯罪防止条約」とその「選択議定書」の「締約国会議」によって設立された作業部会、2010 年 7 月 30 日の総会決議 64/293 によって採択された「人身取引と闘うための国連世界行動計画」及び「人身取引禁止機関間調整グループ」を含め、人、特に女性と子どもの人身取引の問題に対処する地域・小地域イニシアティブのみならず、国家、国連機関、政府間機関及び NGO の努力を特に歓迎し、

国連麻薬犯罪事務所の「人身取引世界報告書」と国際労働機関の「強制労働世界報告書」に留意し、

人、特に女性と子どもの人身取引の問題に対処する各国政府、政府間機関及び NGO の好事例に関する情報交換を含め、2 国間・小地域・地域・国際協力の重要性を再確認し、

人身取引を防止し、人身取引の事例を捜査して加害者を罰し、被害者を救済し、その保護と救済策へのアクセスを提供するためにすべての国家には相当の注意義務を行使する責務があり、それをしないことは、被害者の人権と基本的自由を侵害し、損ない、無にすることであることを念頭に置いて、

人身取引の防止と人身取引に反対する世界的な闘い及び人身取引被害者の人権に対する意識を推進し支持する際に、人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者の作業の重要性を認め、

被害者の人権と尊厳を完全に尊重して、すべての人身取引被害者を保護し、支援する必要性を確信し、

1. 紛争及び紛争後の状況での人身取引被害者と人身取引の危険にさらされている人々、特に女性と子どもの保護に重点を置いた、人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者のテーマ別報告書<sup>3</sup>に感謝と共に留意する。

2. すべての国家に以下を要請する:

(a)紛争の影響を受けた地域で、人々、特に女性と子どもとその他の脆弱な集団及び紛争を逃れてくる人々をあらゆる形態の人身取引から保護すること。

(b)安全で正規の移動チャンネルを確立し、ノン・ルフールマンの原則を尊重し、適宜、受入国での労働市場へのアクセスの可能性を調べることにより、紛争を逃れてくる人の労働搾取の目的での人身取引を防止する措置を明らかにすること。

(c)子どもの人身取引の可能性に対処する方法として、出生登録と教育を確保し、国内避難民や難民のためのキャンプで暮らしている者を含め、紛争を逃れてくる人々の婚姻登録へのアクセスを推進すること。

(d)あらゆる形態の人身取引を防止し、訴追すること。

(e)刑事手続きの開始または法律執行当局との協力を条件とすることとなく、国内法と慣行に沿って、非国民の人身取引被害者に居住権と支援を認めることを検討すること。

(f)紛争地帯や難民キャンプで働いている人道職員を含め、すべての利害関係者を訓練し、人身取引の可能性のある事件や人身取引される危険にさらされている個人を明らかにすること。

(g)国連平和維持活動局が出している指令、ガイドライン、標準活動手続、マニュアル及び訓練資料に従って、人身取引の可能性のある事件に関連する問題について国連平和維持者、警察、ミッションの専門家の配置前訓練を継続すること。

(h)子どもの人身取引被害者の身体的・心理的・社会的回復とその回復を可能にし、既存の子ども保護制度と調整して子どものための保護的環境を醸成して、その教育のための適切なサービスと措置を通して、人身取引被害者と被害者となる可能性のある子どものための支援・保護サービスのための国のジェンダーに配慮した、子どもに優しいリファール・メカニズムを設立し、適合させること。

3. 紛争、紛争後、災害及びその他の緊急状況で、人身取引の可能性のある事件を速やかに明らかにし、人権に基づいた反人身取引対応を取るために、人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者の報告書の勧告<sup>3</sup>を適宜考慮に入れるよう、国連機関、基金、計画、国際団体及び人道行為者に勧める。

4. 特別報告者と完全に協力し、その国を訪問したいという要請に前向きに回答し、マンデートに関連するすべての必要な情報を提供し、その緊急アピールに速やかに応えるようすべての国の政府に要請する。

5. 人権に基づく取組みを人身取引と闘うための対応に統合する際の有用なツールとして、高等弁務官事務所が開発した「人権と人身取引に関する推奨される原則とガイドライン」<sup>1</sup>を参考にするよう各国政府に強く奨励する。

6. 国のプログラムを強化し、地域イニシアティブまたは行動計画を策定することを含め、地域イニシアティブまたは行動計画を策定することを含め<sup>4</sup>、2 国間・小地域・地域・国際協力に関わり、被害者を中心とした取組みに従って、人身取引の問題に対処するよう国家に要請する。

<sup>3</sup> A/HRC/32/41。

<sup>4</sup> 「人の密輸、人身取引、関連する国際犯罪に関するバリ・プロセス」、「反人身取引調整メコン閣僚イニシアティブ」、「人、特に女性と子どもの人身取引に反対するアジア地域イニシアティブのアジア太平洋地域のための行動計画」、「東南アジア諸国連合の人、特に女性と子どもの人身取引に反対するアジア地域イニシアティブのアジア太平洋地域行動計画」及びその「行動計画」、2012年から2016年ま



7. 人身取引との闘いにおいて、これら条約の中心的役割を考慮に入れ、「国連国際組織犯罪防止条約」及び「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための選択議定書」の批准または加入を優先事項として検討するよう、まだこれを行っていない諸国に要請し、締約国には、これらを完全に、効果的に実施するよう要請する。

8. 「国連人身取引と闘うための世界行動計画」の関連規定を完全に効果的に実施し、そこに概説されている活動を行うよう、国家、国連とその他の国際・地域・小地域団体、並びに NGO、民間セクター、メディアを含めた市民社会にさらに要請する。

9. あらゆる形態の搾取のための女性と子どもの人身取引を助長する需要に撤廃を目的として対処する努力を強化し、この点で、人身取引の搾取者を思いとどまらせ、その説明責任を確保するために法的・懲罰的措置を含め、防止措置を設置し、または強化するよう各国政府に要請する。

10. 人身取引と搾取及び関連するジェンダーに基づく暴力に対する女性と子どもの高まる脆弱性に対処し、そのようなすべての国内・地域・国際イニシアティブに悪影響を受けている女性と子どもの人身取引の防止を含めるようにも、紛争、紛争後、災害及びその他の緊急状況に対処している各国政府、国際社会及びその他の団体に要請する。

11. 人権の視点を統合している包括的な反人身取引戦略の一部として、性的搾取と経済搾取のための人身取引を含め、あらゆる形態の女性と子どもの人身取引と闘い、撤廃する効果的な、ジェンダーと年齢に配慮した措置を立案し、施行し、強化するよう各国政府に要請する。

12. 人身取引の防止と対応が、女性と女兒の特別なニーズと特に性的搾取のような特別な形態の搾取に対処する際に、人身取引の防止と対応のあらゆる段階へのその参画と貢献を継続して考慮に入れることを保障するようにも各国政府に要請する。

13. すべての形態の人身取引を犯罪とし、人身取引に関わった犯人と仲介者を裁判にかけ、罰するようすべての国の政府に要請する。

14. それぞれの法制度に従って、人身取引された直接的結果として、犯さざるを得なかった行為に対して人身取引の被害者が訴追または懲罰から保護されることを保障するために、政策と法律を通じた措置を含め、すべての適切な措置を取り、政府当局が取った行動の結果として、被害者が再被害を受けないことを保障するよう各国政府に要請し、その法的枠組み内で、国内政策に従って、不法入国または居住の直接的結果として、人身取引被害者が訴追され、罰せられることを防ぐよう各国政府を奨励する。

15. 「現代の形態の奴隷制度に関する国連任意信託基金」と「人、特に女性と子どもの人身取引被害者のための国連任意信託基金」にさらなる任意の寄付をするよう国家及びその他の関心のある当事者に勧める。

16. 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者が、完全にそのマンデートを果たすことができるために必要な資金を受けることを保障するよう国連人権高等弁務官に要請する。

17. 年次作業計画に従って、人、特に女性と子どもの人身取引の問題の検討を継続することを決定する。

\*\*\*\*\*

## 5. 女性差別の撤廃(A/HRC/32/L.7/Rev.1)

主提案国: コロンビア

---

での「人身取引根絶に向けた欧州連合戦略」に表明された人身取引に関する包括的な欧州政策とプログラムに関する欧州連合のイニシアティブ、欧州会議と欧州安全保障協力機構の活動、バルティック諸国会議、「売春のための女性と子どもの人身取引を防止し、闘うことに関する南アジア地域協力連合条約」、「人身取引に関する国内当局の米州諸国機構会議」、「人、人の臓器及び組織の取引と闘う際の協力に関する独立国共同体協定」及びこの分野での国際労働機関と国際移動機関の活動。

共同提案国: チリ、クロアチア、デンマーク、フィンランド、ジョージア、メキシコ、オランダ、ノルウェー、ペルー、ルーマニア、スロヴァキア、英国

修正案 L.67~L.70 の提案: ロシア連邦

一般コメント: メキシコ(決議提案国を代表)

修正案 L.68 の撤回: ロシア連邦

一般コメント: オランダ

修正案 L.67 の票決

票決前ステートメント: メキシコ、スイス

賛成 16 票、反対 20 票、棄権 11 票で修正案 L.67 を否決

修正案 L.69 の票決

票決前ステートメント: メキシコ、パナマ

賛成 16 票、反対 21 票、棄権 9 票で修正案 L.69 を否決

修正案 L.70 の票決

票決前ステートメント: メキシコ、スロヴェニア

賛成 14 票、反対 23 票、棄権 9 票で修正案 L.70 を否決

決議 L.7/Rev.1 の採択

採択前ステートメント: パラグアイ、サウディアラビア(湾岸協力会議及びその他の国々を代表)、ロシア連邦、中国、エクアドル、エルサルバドル

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

## 決議内容

人権理事会は、

「国連憲章」の目的と原則に導かれ、

「世界人権宣言」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」及びその他のすべての関連国際人権条約を再確認し、

「ウィーン宣言と行動計画」、「国際人口開発会議行動計画」、「北京宣言と行動綱領」とそれらの見直し会議の成果文書、「ダーバン宣言と行動計画」及びダーバン見直し会議の成果文書を想起し、

人権理事会、総会、安全保障理事会及びその他の国連機関によって採択された女性差別の撤廃に関するすべての関連決議も想起し、

保健関連の規定と「アディスアベバ行動アジェンダ」<sup>5</sup>の採択を含め、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」<sup>6</sup>のすべての目標とターゲットに独立した目標としてのジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの包摂とその統合を歓迎し、

国際人権条約が、ジェンダーに基づく差別を禁止し、平等に基づいて到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利を確保するための保証を含んでいることを強調し、

健康とは、完全な身体的・精神的・社会的福利の状態、単に病気または病弱ではないことではないことを強調し、

健康と安全の状況で、男性・男児と同等の女性と女児の権利を実現するには、男性とはっきりと異なった女性の生涯を通じた特別なニーズに従って、異なったサービス、治療、薬剤の提供と女性をより脆弱にするかも知れない社会的・経済的障害の撤廃が必要であることを強調し、

<sup>5</sup> 総会決議 69/313、付録。

<sup>6</sup> 総会決議 70/1。

女性の保健ケアの質が、しばしば、地方の状況によっていろいろと欠陥があり、女性はしばしば、尊敬の念を持って扱われることがなく、プライバシーと機密性が保証されず、必ずしも利用できる選択肢やサービスについての完全な情報を受けていないことを認め、

女性の人権には、性と生殖に関する健康を含め、自分のセクシュアリティに関する問題を強制や差別や暴力を受けずに管理し自由に責任を持って決定する権利が含まれ、人の完結性に対する完全な尊重を含め、性関係と生殖の問題における男女間の平等な関係には、性関係とその結果に対する相互の尊重、同意及び共通の責任が必要であることを再確認し、

保健政策とプログラムは、しばしばジェンダー固定観念を永続化し、女性の中の社会経済的格差とその他の差異を考慮できず、自分の健康に関する女性の自治の欠如を完全に考慮に入れず、女性の健康が、保健制度におけるジェンダー偏見と女性に対する不適切な医療サービスによっても悪影響を受けていることを認め

「北京宣言と行動綱領」とその見直しの成果文書及び関連主要国連会議と首脳会合の成果とそのフォローアップが、持続可能な開発のための堅固な土台を築いたこと及び「北京宣言と行動綱領」が、誰も後に取り残さない「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施に重要な貢献をするであろうことを再確認し、

大勢の女性と女兒、特に周縁化されたグループに属しており、脆弱な状況にある人たちが、重複し、重なり合う形態の差別に直面しており、未だに差別的な法律や慣行を受けており、法律上と事実上の平等が達成されていないことを深く残念に思いつつ認め、

貧困、世界経済危機、緊縮措置、気候変動、紛争及び自然災害が女性と女兒の健康と福利に与える異なったインパクトについて懸念を表明し、

1. 健康と安全、法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会の報告書と設立以来行われた作業に留意する<sup>7</sup>。

2. 国家は、男女の平等に基づいて、家族計画関連を含め、保健ケア・サービスへのアクセスを確保するために、保健ケアの分野で女性差別を撤廃する適切な措置を取るべきであり、国家は、女性のために必要ならば、妊娠中と授乳中の適切な栄養のみならず、無料のサービスを認めて、妊娠中、お産の床についている間及び産後に関連して適切なサービスを確保するべきであることを繰り返し述べる。

3. 人権の実現には、男性・男児と平等な立場で、生活のあらゆる側面への女性と女兒の完全で効果的で意味ある参画と貢献が必要であることを確認する。

4. アクセスでき、料金が手頃で、利用でき、適切で、効果的で、質の高い保健ケアとサービスへの女性と女兒の平等なアクセスを確保し、特に政策措置、プログラム、資金の配分を立案する時に、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の完全享受への女性の権利を妨げる法的・行政的・財政的・社会的障害を撤廃するよう国家に要請する。

5. 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の完全享受への女性の平等な権利を確保し、異なった保健治療を通して生涯のそれぞれの段階の別箇のニーズの統合を推進するようにも国家に要請する。

6. 保健情報とサービスに対して第三者への権威付与に関連する差別法を廃止し、女性を差別するジェンダー固定観念と行為と闘うことにより、法律と政策と慣行が、自分の身体を含め、自分自身の生活と健康に関連する事柄を自治的に決定する女性の平等な権利を尊重することを保障するために手段を取るよう国家に要請する。

---

<sup>7</sup> A/HRC/32/44。

7. 女性の健康に対して人権に基づく取組みを推進し、適切な支給品、設備、訓練を受けた職員及びインフラを備えた機能的な保健制度及び到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の完全享受への女性の権利を支援するための効果的な情報・リファール・輸送制度を育成するよう国家に要請する。

8. 女性と女兒に対する重複し重なり合う形態の差別に対処する時、特別保護と支援サービスを含め、特別な注意を払い、差異のある措置を取る必要性を認め、

9. 違法な強制的制度化と過剰薬物治療を監視し、防止し、女性の精神衛生に関連して非差別を確保するよう国家に要請する。

10. 子ども結婚、早期・強制結婚または女性性器切除と割礼のような有害な慣行を防止し、撤廃するために、効果的措置を採用し、法律と政策を制定するよう国家に要請する。

11. 人権には、性と生殖に関する健康を含め、強制、差別、暴力を受けずに自分のセクシュアリティに関連する問題を管理し、自由に責任を持って決定する権利が含まれることを求めつつ、政策と法的枠組みの開発と施行を通して「国際人口開発会議行動計画」、「北京行動綱領」及びこれらの見直し会議の成果文書に従って、すべての女性の権利とその性と生殖に関する健康と権利の推進と保護を確保し、特に安全で効果的な現代の避妊法、緊急避妊、10代の妊娠の防止プログラム、産科フィステラ及びその他の妊娠と出産の併発症を減らす熟練した出産介添えと緊急産科ケアのような妊産婦保健ケア、国の法律によってそのようなサービスが認められているところでは安全な人口妊娠中絶及び生殖器官感染、性感染症、HIV及び生殖器官癌の予防を含め、質の高い、包括的な性と生殖に関する健康ケア・サービス、商品、情報及び教育を普遍的にアクセスでき、利用できるものにする保健制度を強化するようにも国家に要請する。

12. 教育と保健ケアにおいて男女の平等なアクセスと平等な扱いを保障し、特に救命産科ケアにおいて、ジェンダー平等と非差別、女性の権利と尊厳について保健提供者及びその他の保健ケア・ワーカーを、出産時には、特に助産師と補助看護師を訓練し、薬剤と治療の料金の手頃さを確保し、保健サービスへの女性のアクセスを妨げる差別的慣行を廃止し、女性・女兒・男性・男児のための科学的証拠と人権に基づく年齢にふさわしい性的健康情報、教育及びカウンセリングを提供することにより、教育のみならず女性の性と生殖に関する健康を高めるよう国家に要請する。

13. 保健関連のリハビリテーションを含め、ジェンダーに配慮した保健サービスへの障害を持つ女性の平等なアクセスを確保するすべての適切な措置を取るようにも国家に要請する。家族計画と適切な出生前ケア、出生時の熟練した介添、HIV/エイズのような性感染症のための汚名と差別のない料金が手頃な治療と支援サービスを含めた予防方法へのアクセスを推進することにより妊産婦死亡率と罹病率を減らすことにより、完全な範囲の女性の健康の要素の一つである妊産婦保健への包括的取組みを採用するようにもさらに国家に要請する。

14. 保健サービスと薬物治療がジェンダーに配慮した非差別的な方法で提供されることを保障するために、相当の注意義務と説明責任を行使する措置を取る必要性を強調する。

15. ドメスティック・ヴァイオレンス、学校の行き帰り、その他の公共のスペース及び保健施設内での暴力を含め、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力を促進する必要性を強調する。

16. 国家がデータを収集し、年齢・障害・性別の統計を準備し、女性の健康と安全に関連する特別な問題を反映する学際的調査を行うことを勧告する。

17. あらゆる筋からの財源の動員を通して、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを達成するための資金格差を埋めるために、かなり増額された投資の重要性を再確認する。

18. 独立した女性団体と人権擁護者を含めた市民社会団体が、女性の健康を含めた生活のあらゆる側面において完全な平等を推進し、女性と女兒に対する暴力を撤廃する際に重要な作業を行っていること、従ってこれら団体には、その持続可能性、安全性及び成長に対して支援が必要であることを認める。

19. 2013年6月13日の決議 23/7で、人権理事会が提供したものと同一条件で3年間、法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会のマンデートを延長することを決定する。

20. 作業部会が要求するすべての必要な利用できる情報を供給し、そのマンデートを効果的に果たすことができる国々を訪問するというその要求に前向きに対応することを真剣に検討するために、作業部会の任務に協力し、支援するようすべての国家に要請する。

21. そのマンデートを果たす際に作業部会と完全に協力するようそれぞれのマンデート内で国連機関、基金、計画、条約機関及び民間セクターのみならず、NGOを含めた市民社会行為者に勧め、要請に応じてその作業に参加することにより、婦人の地位委員会と継続してかかわるよう作業部会に要請する。

.....

#### 6. 人権の分野での国際協力の強化(A/HRC/32/L.11)

主提案国: イラン・イスラム共和国(非同盟諸国運動を代表)

共同提案国: 中国

採択前ステートメント(オランダ(欧州連合を代表)

コンセンサスで決議を採択

#### 7. 国籍への権利: 法律と慣行における女性の平等な国籍権(A/HRC/32/L.12)

主提案国: メキシコ

共同提案国: アンゴラ、アルジェリア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブルガリア、カナダ、コロンビア、クロアチア、デンマーク、エルサルバドル、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、ケニア、ルクセンブルグ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウルグアイ、ウクライナ、米国

一般コメント: サウディアラビア

コンセンサスで決議を採択

#### 決議内容

人権理事会は、

「国連憲章」の目的、原則及び規定に導かれ、

万人には国籍への権利があり、誰もその国籍を恣意的に剥奪されないこととするという「世界人権宣言」の第15条と性に基づくものを含め、いかなる種類の区別もなく、万人に、「宣言」に述べられている権利と自由への資格があるという同「宣言」の第2条に導かれ、

恣意的国籍の剥奪に関する2010年3月24日の人権理事会決議13/2、国籍への権利に関する2012年7月5日の決議20/4及び出生登録に関する2015年3月26日の決議28/13を想起し、

ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成するために、世界中ですべての国が未だに直面している課題を念頭に置いて、

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第9条、「障害者の権利に関する条約」の第18条及び「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の第5条(d)(iii)を含め、国籍への平等権を認めている国際・地域人権条約の規定に留意し、

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第 9 条が、女性には自分の国籍を取得し、変更し、留めておく男性と同等の権利があることを認めており、その子どもの国籍に関しても同等の権利を認めていることを考慮に入れ、

女性の難民の地位、亡命、国籍、無国籍のジェンダー関連の側面に関する一般勧告第 32 号(2014 年)で、女子差別撤廃委員会は、自分の国籍を配偶者に伝える能力の男女間の平等を確保することを求めていることに留意し、

国籍を取得するすべての子どもの権利を認め、国内避難民、難民、移動する子どもを含め、出生直後にすべての子どもを登録する国家の責務を明確にしている国際・地域人権及びその他の条約の規定、特に「市民的・政治的権利国際規約」の第 24 条第 2 項と 3 項、「子どもの権利に関する条約」の第 7 条及び「障害者の権利に関する条約」の第 18 条第 1 項(a)及び出生登録が国籍を確認し、無国籍を防止する際に果たす役割にも留意し、

国連第 4 回世界女性会議に続いて、189 カ国からの代表者が、1995 年の「北京宣言と行動綱領」に基づいて、「性に基づいて差別する残る法律を廃止すること」を誓ったことを想起し、

「すべての女性と女兒のための法律・政策・戦略・プログラム活動の強化された実施を通して、『北京宣言と行動綱領』及び第 23 回特別総会の成果文書の完全で、効果的で、促進された実施を確保するためにさらに具体的行動をとる」という第 59 回婦人の地位委員会の政治宣言と「懲罰規定を含め、存在するところでは法的枠組みの差別規定の除去...を通して、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃し、女性と女兒の平等で効果的な司法へのアクセスと女性と女兒の権利侵害に対する説明責任を確保するために、適宜、一時的特別措置を含めた法的・政策的・行政的及びその他の包括的措置を確立すること」を国家にさらに要請している第 60 回婦人の地位委員会の合意結論でなされた誓約に留意し、

無国籍を根絶する重要な手段として、全世界で国籍法からジェンダーに基づく差別の除去を要請している国連難民高等弁務官事務所の 2024 年までに無国籍をなくすための世界 10 年キャンペーンを歓迎し、

この問題にかかわっている国際団体連合の「平等な国籍法のための世界キャンペーン」も歓迎し、

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」<sup>8</sup>の採択をさらに歓迎し、これにはすべての女性と女兒に対する差別の撤廃に関するターゲットが含まれていることを想起し、女性のための平等な国籍権が、「2030 アジェンダ」の達成に貢献できることを認め、

人権理事会決議 20/4 で要請された通り、子どもに与えるインパクトを含め、国籍関連の事柄についての女性差別に関する国連人権高等弁務官事務所の報告書<sup>9</sup>を歓迎し、

女性に平等な国籍権を認めるために国籍法を改革または改革すると明確に公約した国家による最近の行動も歓迎し、

2015 年の無国籍の根絶に関する「西アフリカ諸国経済共同体加盟諸国閣僚アビジャン宣言」、2014 年のラテンアメリカ・カリブ海における難民・国内避難民・無国籍者の国際保護強化に関する「ブラジル宣言と行動計画」及び第 134 回列国議会同盟総会で 2016 年にルサカで採択された子どもの法的身元確認に関する決議を含めたその他の地域イニシャティヴ、2015 年に欧州連合の会議で採択された無国籍に関する第一回結論、アフリカでの国籍権に関するプロトコル案を開発するためのアフリカ連合のイニシャティヴ、無国籍を防止し、なくす際の議会の役割に重点を置いて南アフリカのケープ・タウンで 2015 年 11 月 26 日と 27 日に開催された議員会議から生じた 7 点行動計画及び地域・国際協力の重要性を強調している「人の密輸、人身取引及び関連する国際犯罪に関するバリ宣言」のような女性と女兒を差別する国籍法を改革するための最近の地域イニシャティヴに留意し、

<sup>8</sup> 総会決議 70/1。

<sup>9</sup> A/HRC/23/23。

国籍法における女性と女兒に対する差別が、世界のほとんどすべての地域で根強く続いており、男性・女性・子供たちの間で依然として無国籍の重要な原因であることを認め、

国籍法における女性と女兒に対する差別が、人権侵害、恣意的逮捕と拘禁、合法的に働き結婚することができないこと、移動の自由の欠如、最悪の形態の子ども労働、子ども結婚と早期・強制結婚、財産権と土地の所有権の否定、家族の離別、教育と保健ケアへのアクセスの減少、経済的困難、人身取引及び社会的・政治的周縁化に対する脆弱性を高める身分証明書欠如を含め、全家族に遠大な結果を及ぼすこともあることを念頭に置いて、

国内避難民、移動者、難民の間で、国籍法におけるジェンダー不平等が、先住民族女性が家長である家庭を含め、女性が家長である家庭に生まれた子どもを無国籍の危険にさらしたままにするかも知れず、子どもたちの両親が居住する国への最終的な任意の帰還に対する障害になるかも知れないことに留意し、

1. 国籍への権利は、「世界人権宣言」に書かれている普遍的人権であり、男性・女性・子どもは誰でも人種、肌の色、性、言語、宗教、政治的及びその他の意見、国籍または社会的出自、出生またはその他の状態のようないかなる種類の区別もなく国籍への権利を有することを再確認する。
2. 非差別に関するものを含め、誰が国民であるかの決定は、国際法の下での責務に沿ったものであると仮定して、誰が国民であるかを法律で決定するのはそれぞれの国家次第であることを認める。
3. 国籍関連の事柄における女性と女兒に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関連するものを含め、国際法の下での責務に従い、無国籍を防止し、なくす目的で、国籍法を制定し、実施するようすべての国家に要請する。
4. 人権侵害に対する脆弱性を防止し、搾取と虐待の危険を減らし、国籍の取得、変更、留め置きまたは授与におけるジェンダー平等を推進して、無国籍と国籍の喪失を避ける目的で、差別的な国籍法を制定し、維持することを控えるようすべての国家に要請する。
5. 国籍を自分の子どもや配偶者に授与する男女の平等な権利を認めることにより、国籍の取得、変更または留め置きに関して女性を差別する国籍法を改革する即座の手段を取るよう国家に要請する。
6. 意識啓発と宣伝、裁判官と地方の指導者を含めた公務員のジェンダー配慮訓練及び関連する地域社会を関与させるための市民社会への対象を絞ったアウトリーチを通して、効果的な法律の実施を確保するよう、国籍法を改革した国家に要請する。
7. 国籍を証明するために用いられる文書、特にパスポート、身分証明書と出生証明書及び関連する場合には婚姻証明書に男女が平等にアクセスできることを保障するよう国家に要請する。
8. とりわけ貧困、年齢、障害、ジェンダー、国籍、強制移動、非識字、拘禁状況に関連する障害及び脆弱な集団の人々に対する障害に相当の注意を払って、未婚の母親に対する差別に基づく出生登録に対する障害を除去するために、出生届け、婚姻届け、死亡届けを含め、遅れた登録と関連する手数料を含め、重要な生涯の出来事の登録へのアクセスを妨げる物理的・行政的・手続的及びその他の障害、特に女性を対象とした障害を明らかにして除去するよう国家に要請する。
9. 国籍の回復と侵害に対して責任のある国家による速やかな国籍証明書の提供を含め、効果的で適切な救済策がすべての人々、特に国籍権が侵害された女性と子どもに利用できるものであることを保障するようにもすべての国家に要請する。
10. それぞれのマנדート内で、国籍への権利と無国籍に関連する問題に対処し、強調するよう、法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会を含めた人権理事会の関連特別手続並びに専門機関、基金及び計画、国連子ども基金とジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関を奨励し、国連難民高等弁務官事務所と協力して、条約機関に勧める。

11. 普遍的定期的レビュー・プロセスにおいてもこの問題を提起し続けるよう国家を奨励する。

12. 「無国籍の人々の状態に関連する条約」及び「無国籍の削減に関する条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及びその他の関連国際人権条約の加入をまだ行っていないならば検討するようさらに国家を奨励する。

13. 人身取引された女性と子どもにニーズと脆弱性に特に注意を払って、人身取引の被害者となる可能性のある者の身元確認と人身取引の被害者になるかも知れない無国籍の人への適切な支援の提供を含め、人身取引と闘うその国際法的責務を実施するよう国家に要請する。

14. すべての人が、そのその国籍の状態にかかわらず、その人権と基本的自由を享受することを保障するようすべての国家に要請する。

15. 国内法に従って、その領土で生まれた子どもまたはそうでなければ無国籍になる海外にいる国民に国籍の取得を促進するよう国家を奨励する。

16. 「北京宣言と行動綱領」及びその見直しの成果の完全かつ効果的实施を確保し、国籍に関連する法律を含め、法律の下での非差別を確保する具体的行動をとるよう国家に要請する。

17. 国際協力の重要性を認め、もし必要であり適切であるならば、関連国連機関、基金、計画及びその他の関連利害関係者から、その国籍法からあらゆる形態の女性差別を撤廃する改革を行うために、技術的支援を要請するよう国家を奨励する。

18. ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの必要性を認めて、万人に法的アイデンティティを提供するために、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実現のための国内行動計画またはその他の関連メカニズムを開発し、実施し、監視する際に、女性の国籍権とそれらが完全に尊重され、実施されない時に出現する無国籍と脆弱性の課題に対処するよう国家を奨励し、その努力を実施する政府の能力を支援するよう開発行為者を奨励する。

19. 国連難民高等弁務官事務所の 2024 年までに無国籍をなくす世界 10 年キャンペーンに述べられているガイダンスを考慮に入れて、無国籍をなくす国内行動計画を開発し実施するようにも国家を奨励し、もし要請され、適切であるならば、これら努力を支援するための技術援助を提供するよう高等弁務官事務所を奨励する。

20. 国連難民高等弁務官と調整して、以下を国連人権高等弁務官に要請する：

(a) 第 36 回人権理事会に先立って、自分の配偶者に国籍を伝える女性の能力を含め、法律と慣行における女性の平等な国籍権を推進する好事例を示すための半日の専門家ワークショップを開催すること。

(b) ワークショップに積極的に参加するよう、国家、関連国連機関・基金・計画、政府間機関、条約機関、特別手続き、地域人権メカニズム、市民社会団体、学界、国内人権機関及びその他の関連利害関係者を奨励すること。

(c) 上記ワークショップから生じる勧告を含め、ワークショップに関する概要報告書を準備し、それを第 36 回人権理事会に提出すること。

\*\*\*\*\*

## 8. 食糧への権利に関する特別報告者のマンデート(A/HRC/32/L.15)

主提案国：キューバ

共同提案国：ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、中国、キプロス、朝鮮民主主義人民共和国、エクアドル、エリトリア、ハイティ、ルクセンブルグ、メキシコ、ニカラグア、フィリピン、ポルトガル、スペイン、スイス、トルコ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

コンセンサスで決議を採択

## 9. 人権と国際連帯(A/HRC/32/L.16)



主提案国: キューバ

共同提案国: ボリヴィア多民族国家、中国、朝鮮民主主義人民共和国、エクアドル、エリトリア、ハイティ、ニカラグア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

一般コメント: 南アフリカ

票決前ステートメント: オランダ(欧州連合を代表)

賛成 33 票、反対 13 票、棄権 1 票で口頭で修正の決議を採択

票決結果: 賛成 33 票: アルジェリア、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブルンディ、中国、コンゴ共和国、コートヴォワール、キューバ、エクアドル、エルサルヴァドル、エチオピア、ガーナ、インド、インドネシア、ケニア、キルギスタン、モルディヴ、モンゴル、南アフリカ、トーゴ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 13 票: アルバニア、ベルギー、フランス、ジョージア、ドイツ、ラトヴィア、オランダ、ポルトガル、韓国、スロヴェニア、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国

棄権 1 票: メキシコ

#### 10. 企業と人権---説明責任と救済策へのアクセスの改善(A/HRC/32/L.19)

主提案国: ノルウェー

共同提案国: アンドラ、オーストリア、アルゼンチン、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、デンマーク、フィジー、フィンランド、ガーナ、ホンデュラス、アイスランド、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、モンテネグロ、パラグアイ、ロシア連邦、スペイン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国

一般コメント: オランダ(欧州連合を代表)

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

### 7月1日(金)午前

#### 議事項目 1(継続)

##### 決議の採択

#### 11. 国内避難民の人権に関する特別報告者のマンデート(A/HRC/32/L.13)

主提案国: オーストリア、ウガンダ

共同提案国: アルバニア、アンゴラ、オーストラリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ジョージア、ギリシャ、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、シエラレオネ、スロヴェニア、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、スイス、テュニジア、ウクライナ、英国、米国、ザンビア

コンセンサスで決議を採択

#### 12. 武器の譲渡が人権に与えるインパクト(A/HRC/32/L.14)

主提案国: エクアドル、ペルー

共同提案国: エルサルヴァドル、ハイティ、ホンデュラス、パラオ、スーダン

票決前ステートメント: オランダ、フランス、英国、ドイツ

賛成 32 票、反対 5 票、棄権 10 票で、口頭で修正の決議を採択

票決結果: 賛成 32 票: アルジェリア、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブルンディ、中国、コンゴ共和国、コートヴォワール、キューバ、エクアドル、エルサルヴァドル、エチオピア、ガーナ、インド、インドネシア、ケニア、モルディヴ、メキシコ、モンゴル、ナミビア、ナイジェリア、パナマ、パラグアイ、フィリピン、韓国、ロシア連邦、サウディアラビア、スイス、トーゴ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 5 票: フランス、ドイツ、ラトヴィア、オランダ、英国

棄権 10 票: アルバニア、ベルギー、ジョージア、キルギスタン、モロッコ、ポルトガル、カタール、サウジアラビア、スロヴェニア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国

13. インターネット上での人権の推進・保護・享受(A/HRC/32/L.20)

主提案国: スウェーデン

共同提案国: オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セネガル、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、米国

修正案 L.85, L.86, L.87, L.88 の提案: ロシア連邦、中国

一般コメント: フランス、ラトヴィア、韓国

修正案票決前ステートメント: パラグアイ、サウジアラビア、中国、南アフリカ、ロシア連邦

修正案 L.85 の撤回

修正案 L.86 は賛成 15 票、反対 23 票、棄権 9 票で否決

修正案 L.87 は、賛成 17 票、反対 25 票、棄権 5 票で否決

修正案 L.88 は賛成 18 票、反対 24 票、棄権 5 票で否決

口頭で修正の決議 L.20 をコンセンサスで採択

14. 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康享受への万人の権利の状況での薬剤へのアクセス(A/HRC/32/L.23/Rev.1)

主提案国: ブラジル、インド

共同提案国、中国、エジプト、ハイティ、インドネシア、パラグアイ、ペルー、セネガル、スリランカ、南アフリカ、タイ、トルコ

一般コメント: 英国、スイス

採択前ステートメント: メキシコ、オランダ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

15. 公衆衛生の能力開発の強化を通じた到達できる最高の水準の身体的・精神的健康享受への万人の権利の推進(A/HRC/32/L.24/Rev.1)

主提案国: 中国

共同提案国: アルジェリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、キューバ、エジプト、ハイティ、イラン・イスラム共和国、モロッコ、パキスタン、パラグアイ、ペルー、カタール、ロシア連邦、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、タイ、テュニジア、トルコ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ザンビア

一般コメント: オランダ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

16. 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の状況での重複し重なり合う形態の差別と暴力が女性と女児によるすべての人権の完全享受に与えるインパクトへの対処(A/HRC/32/L.25)

主提案国: ブラジル

共同提案国: アンゴラ、アルゼンチン、ベルギー、コロンビア、キプロス、デンマーク、フランス、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、ルクセンブルグ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、スペイン、トルコ、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

決議内容

人権理事会は、

「国連憲章」の目的と原則に導かれ、

「世界人権宣言」を再確認し、

「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「市民的政治的権利国際規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」及びその他の関連国際条約を想起し、

すべての人権は普遍的であり、不可分であり、相互依存的であり、相互に関連していることを認めている「ウィーン宣言と行動計画」を再確認し、

人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の撤廃に関連する国家のコミットメント、及び女性と女兒の人権が、普遍的人権の不可譲で不可欠で不可分の部分であり、性を根拠としたあらゆる形態の差別の根絶が国際社会の優先目標であるという認識も再確認し、

各国政府が、人種・年齢・言語・民族性・文化・宗教・障害のような要因のために、また、先住民族であるために、そのエンパワーメントと地位の向上に対する重複する障害に直面しているすべての女性と女兒のあらゆる人権と基本的自由の平等な享受を保障する努力を強化するその決意を表明している「北京宣言と行動綱領」及びその見直し会議の成果文書を想起し、

人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容が女性と女兒にとっては異なった形態で現れ、その生活条件、貧困、暴力、重複する形態の差別及びその人権の制限または否定の悪化につながる要因となることもあることを認めている「ダーバン宣言と行動計画」の重要性を強調し、

アフリカ系の女性と女兒の特別なニーズと現実を考慮に入れて、総会が 2015 年から 2014 年までを「国際アフリカ系の人々の 10 年」と宣言し、公共政策を立案し監視する際にジェンダーの視点を主流化するという公約を国々が行っていることを念頭に置いて、

国籍または民族、宗教及び言語のマイノリティに属している女性と女兒を含め、大勢の女性と女兒が重複し重なり合う差別に直面しており、総合された形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の影響を不相応に受けていることを認め、これを深く残念に思い、

男女間の不平等を克服し、公共政策立案の際に人種主義・人種差別・外国人排斥及び関連する不寛容の悪影響を受けている女性と女兒のニーズに適切に対処する包括的取組みを統合する世界中のすべての国々が直面している課題の根強さを認め、

女性と女兒に対するあらゆる形態の差別の撤廃には、人種主義・人種差別・外国人排斥及び関連する不寛容のあるパターンに対するその脆弱性の高まりを含め、特別な社会経済的状况に対する配慮が必要であり、意思決定への女性と女兒の不参加が、貧困の女性化を助長し、持続可能な開発と経済成長を妨げるという事実留意し、

国家が、人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の状況での差別と暴力からすべての女性と女兒を保護し、あらゆるレベルの意思決定への意味ある参画を保障する措置を取ることの重要性と必要性を強調し、

国家と市民社会団体、女性グループ及びその他の NGO、地域社会を基盤とした団体、民間セクター、メディア及びその他の利害関係者を含めた社会のあらゆるセグメントが、ジェンダー平等と人種的平等を達成するために、すべての女性と女兒のエンパワメントを達成し、重複し重なり合う形態のジェンダー差別、人種主義、人種差別、外国人排斥、関連する不寛容、ジェンダー関連の暴力を永続化する態度と行為を強く非難し、対処する意味ある手段を取る必要性も強調し、

世界中ですべての女性と女兒がさらされている重複し重なり合う形態の差別と暴力を深く懸念し、

1. 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の状況で、重複し重なり合う形態の差別と暴力が女性と女兒によるすべての人権の完全享受に与えるインパクトについて深い懸念を表明する。

2. 女性と女兒が受ける重複し重なり合う形態の差別に対処するために、人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に反対する行動の関連政策、戦略及びプログラムにジェンダーの視点を統合し、主流化する必要性を認める。

3. 重複し重なり合う形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容及び関連する暴力の影響を受けている女性と女兒の人権を推進する目的で、関連非国家行為者のみならず、司法、保健、社会サービス、教育及び子ども保護サービスのようなセクターで、関連当局を巻き込んだ包括的で、ジェンダーに対応した多部門的政策とプログラムを開発し、強化するよう国家に要請する。

4. 適宜普遍的定期的レビューの貢献を含め、課題と好事例を明らかにし、これを第 35 回理事会に提出する目的で、女性と女兒によるすべての人権の完全享受に、人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の状況での重複し重なり合う形態の差別と暴力が与えるインパクトに関する報告書を準備するよう国連人権高等弁務官に要請する。

5. 特に報告書の結果を討議し、可能な勧告を調べるために、第 36 回会期でパネル討論を開催することを決定する。

6. パネル討論への参加を確保する目的で、市民社会、NGO、国内人権機関及び専門の国内ジェンダー機関のみならず、国家、関連国連機関、基金、計画、条約機関、特別手続き及び地域人権メカニズムと相談して、上記パネル討論を開催するよう高等弁務官に要請する。

7. パネル討論の概要報告書を準備し、第 37 回理事会に提出するようにも高等弁務官に要請する。

\*\*\*\*\*

#### 17. 精神衛生と人権(A/HRC/32/L.26)

主提案国: ポルトガル、ブラジル

共同提案国: ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、クロアチア、フィジー、フランス、ギリシャ、イスラエル、モナコ、モンテネグロ、ペルー、ルーマニア、スペイン、パレスチナ国、スウェーデン、タイ、チュニジア

コンセンサスで決議を採択

#### 18. 女性に対する暴力を撤廃する努力の促進: 先住民族女性と女兒を含めた女性と女兒に対する暴力の防止と対応(A/HRC/32/L.28/Rev.1)

主提案国: カナダ

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、チリ、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エクアドル、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、パナマ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ルワンダ、セネガル、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、チュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ

修正案 L.36, L.37, L.40, L.42, L.43, L.44 の提案: ロシア連邦

一般コメント: パナマ

修正案票決前ステートメント: フランス、オランダ、韓国、ラトヴィア、パラグアイ

修正案 L.40, L.44 の撤回: ロシア連邦

修正案 L.36 の票決

票決前ステートメント: パラグアイ、フランス、スイス

賛成 12 票、反対 22 票、棄権 13 票で修正案 L.36 を否決

修正案 L.37 の票決

票決前ステートメント: アルバニア、ドイツ

賛成 15 票、反対 22 票、棄権 9 票で修正案 L.37 を否決  
修正案 L.42 の票決

票決前ステートメント：メキシコ、ジョージア

賛成 14 票、反対 22 票、棄権 10 票で修正案 L.42 を否決  
修正案 L.43 の票決

票決前ステートメント：英国、スロヴェニア

賛成 10 票、反対 24 票、棄権 12 票で修正案 L.43 を否決

L.28/Rev.1 の採択前ステートメント：サウディアラビア、トーゴ、中国  
口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

## 決議内容

人権理事会は、

「国連憲章」と「世界人権宣言」の目的と原則を再確認し、

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」及び「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」を想起し、

「ウィーン宣言と行動計画」、「女性に対する暴力撤廃宣言」、「北京宣言と行動綱領」及び「国際人口開発会議行動計画」及びこれらの見直し会議の成果文書を再確認し、

世界保健機関の既存の作業、特に公的・私的生活でのあらゆる形態の性暴力とジェンダーに基づく暴力の防止と撤廃の呼び掛けに基づいて、対人間暴力、特に女性と女兒に対する暴力と子どもに対する暴力に対処する国の多部門的対応の中での保健制度の役割を強化する世界保健機関の世界行動計画を歓迎し、

あらゆる形態の女性に対する暴力は、非難され、撤廃されなければならないことを確認している、女性・平和・安全保障及び武力紛争中の子どもに関する決議を含め、人権理事会、人権委員会、総会及び安全保障理事会のすべての関連決議及び婦人の地位委員会の関連決議と合意結論を想起し、

2007 年 9 月 13 日の決議 61/295 において「先住民族の権利に関する国連宣言」の総会による採択も想起し、人権理事会の制度構築に関する人権理事会決議 5/1 及び 2007 年 6 月 18 日の「理事会の特別手続マンデート保持者のための行動規範」に関する決議 5/2 をさらに想起し、マンデート保持者はこれら決議とその付録に従ってその任務を果たすものとすることを強調し、

親密なパートナーからの暴力を含め、世界中で女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の根強さと広がり憤慨し、そのような暴力は、人権の侵害、乱用または損傷であり、従って完全に受け入れることができないことを強調し、

第 60 回会期及び以前の会期で婦人の地位委員会によって採択された合意結論と今後の会期で先住民族女性の問題を検討するとのその決定を歓迎し、この問題を第 61 回会期の重点とするとのその意図を認め、

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」<sup>10</sup>と「アディスアベバ・アジェンダ」<sup>11</sup>で国家によって行われた公約、特に女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃するとの公約も歓迎し、

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の重要性とジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントに関するその作業において国連システムの説明責任を指導し、調整し、推進するその役割を認め、

<sup>10</sup> 総会決議 70/1。

<sup>11</sup> 総会決議 69/313、付録。

「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会の成果の完全実施に基づいてジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進し、国連システム内のジェンダー主流化を推進し、監視する際の婦人の地位委員会の重要な役割も認め、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの実現を促進するために、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のフォローアップに寄与するよう婦人の地位委員会を奨励し、

法的枠組み、政策枠組、制度的枠組みを強化することにより、先住民族と個人、特に女性、子ども、青年、高齢者、障害者に対するあらゆる形態の暴力と差別を防止し、撤廃する努力を先住民族と協力して強化することを国家が公約した先住民族世界会議の成果文書<sup>12</sup>を想起し、女性と女児に対する暴力に対処する際に先住民族に特化した国連メカニズムの作業を想起し、

先住民族女性と女児を含めた女性と女児に対する暴力と闘う地域条約、文書、宣言及びイニシアティブが果たす重要な役割を認め、

世界中で女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を防止し、撤廃するあらゆるレベルでの努力を強化する必要性を繰り返し述べ、女性の経済的・政治的・社会的エンパワーメントが暴力を防止し、先住民族女性と女児を含めた女性と女児に対する暴力の底辺にある原因に対処するための基本であることを強調し、

先住民族女性と女児に対する暴力は、先住民族が、社会的・経済的・文化的・政治的生活においてしばしばさらされている差別と排除のより幅広い状況から切り離すことはできないことを認め、先住民族女性と女児が、さらされているかも知れない重複し重なり合う形態の差別を仮定すれば、彼女たちが、性暴力を含めた暴力に不相応に影響されている徴候について深く懸念し、

高齢女性、先住民族女性、移動女性、障害を持つ女性のような重複し、重なり合う形態の差別を受けている者の脆弱性の高まり及び彼女たちが直面している特別な暴力の危険も認め、彼女たちに対する暴力と差別に対処する緊急の必要性を強調し、

先住民族女性と女児を含めたすべての女性と女児が紛争時と人道的緊急状況で性暴力とジェンダーに基づく暴力の危険の高まりに直面していることを深く懸念し、

女性と女児に対する暴力が、男女間の力関係の歴史的・構造的不平等に根があり、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力は、社会、経済及び政治的意思決定への完全で、平等で、効果的な参画に対する主要な障害となっていることを認め、

女性と女児のエンパワーメントに否定的な影響を与え、その暴力に対する脆弱性を高める、制度・財産と土地の所有権・保健ケア・サービス・教育・雇用へのアクセス及び貸付へのアクセスを直接的または間接的に制限する法律・政策・規則・プログラム・行政手続または構造・サービス・慣行のような、先住民族女性と女児を含めた女性と女児に対する制度的・構造的差別に懸念を表明し、

特に教育、雇用、職業訓練と再訓練、住居、下水道、保健及び社会保障の領域を含め、「国連先住民族権利宣言」で述べられているように、先住民族には、差別なく、その経済的・社会的条件の改善への権利があることを再確認し、

先住民族女性と女児を含めた女性と女児のジェンダー関連の殺害を含めたジェンダーに基づく暴力に関連する刑事責任免除の高い割合に驚き、このような犯罪に対する刑事責任免除を防止し、なくす際の刑事司法制度の重要な役割を認め、

先住民族女性と女児が刑事司法制度であまりにも数が多く、一層周縁化されているかも知れず、従って拘禁前、拘禁中及び拘禁後の期間にさらなる暴力を経験しているかも知れないことを懸念し、

特に性別・年齢別・障害別のデータを含め、適切なジェンダー統計と女性と女児に対する暴力の発生、その状況及びその加害者に関する明確なデータの欠如が、女性と女児に対する暴力の原因と結果に

---

<sup>12</sup> 総会決議 69/2。

対処し、ジェンダー・データ格差に対処する調整され、強化された努力を保障する明確な介入戦略を立案する努力を妨げていることを認め、

先住民族女性と女兒の間の出生登録の割合の低さに懸念を表明し、出生登録がすべての人権の推進と保護に向けた重要な手段であり、出生登録のない人は、周縁化、排除、差別、暴力、無国籍、搾取及び虐待に対してより脆弱であるかも知れないことを考慮に入れ、

暴力を受けたまたはその危険にさらされている先住民族女性と女兒を含めた女性と女兒に保護を提供するために、相当の注意義務を行使する国家の責務には、彼女たちの直接的ニーズに応え、さらなる害悪から保護し、先住民族女性と女兒を含めた女性と女兒の暴力の継続する結果に対処し続ける司法、保健ケア及び支援サービスへのアクセスを提供するために、暴力がその家族及び地域社会に与えるインパクトを考慮に入れて、法的・政治的・行政的・社会的性質のあらゆる適切な手段を利用することが含まれることを強調し、

1. 「女性に対する暴力」とは、公的生活で起ころうとも、私的生活で起ころうとも、そのような行為の脅し、強制または恣意的な自由の剥奪を含め、あらゆる年齢の女性と女兒の身体的・性的・心理的害悪という結果となるまたは結果となる可能性のあるすべてのジェンダーに基づく暴力行為を意味することを強調し、そのような暴力によって引き起こされる経済的・社会的害悪に留意する。

2. 暴力行為が、国家、民間の行為者または非国家行為者によって行われようと、先住民族女性と女兒に対して行われる暴力を含め、女性と女兒に対するすべての暴力行為を強く非難し、「女性に対する暴力撤廃宣言」で説明されているように、国家によって行われまたは大目に見られる場合を含め、あらゆる形態の性的暴力、ジェンダーに基づく暴力の撤廃を要請する。

3. 先住民族女性と女兒を含めた女性と女兒に対する暴力は、公的領域で行われようと、私的領域で行われようと、重大な公的懸念の問題であり、国家には女性と女兒の人権を保護し推進する主たる責任があることを強調し、この点で、先住民族女性と子どもたちが完全な保護を享受することを保障する先住民族に関連する措置を取るよう強く国家に要請し、政策においても、慣行においてもあらゆる形態の暴力と差別に反対することを保証する。

4. 先住民族女性と女兒の人権擁護者を含め、あらゆる年齢の女性の人権擁護者が直面している組織的で構造的な差別と暴力に対して特に懸念を継続して表明し、脅し、ハラスメント、暴力を防止する実際的手段を通してすべての人権擁護者に対する暴力と虐待を防止し、オンラインを含めた暴力と虐待に対して責任のある者が公平な捜査を通して速やかに裁判にかけられることを保障することにより、刑事責任免除と闘う際に、相当の注意義務を行使するよう国家に要請する。

5. ドメスティック・ヴァイオレンスを含めた私的領域での暴力は、すべての女性と女兒に対する最も広がっているが最も目に見えない形態の暴力であり、その結果は後々まで残り、深刻であり、被害者とその地域社会の生活の多くの領域に悪影響を及ぼすことに懸念を表明する。

6. 変革の担い手としての、先住民族女性と女兒を含めた女性と女兒の重要な役割を認め、この点で、法律、政策及びプログラムの企画・立案・実施への積極的で平等な参加者としての先住民族女性と女兒とかかわり、相談するよう国家に要請する。

7. 以下により、先住民族女性と女兒を含めた女性と女兒に対する暴力を防止する効果的行動をとるよう国家に要請する:

(a)先住民族女性と女兒を含めた女性と女兒に対する暴力の歴史的、構造的、底辺にある原因と要因に対処するために、適切な資金の配分により、包摂的な政策を開発し、見直し、強化し、法律と政策が、広がった女性に対する暴力に対処するように調和され、国際人権責務に従っていることを保障すること。

(b)先住民族女性と女兒を含めた女性と女兒を差別する慣行と法律を廃止し、偏見、有害な慣行及びジェンダー固定観念を撤廃し、女性と女兒に対する暴力が受け入れられないものであることに対する意識を啓発すること。

(c)特に女性の経済的自治を強化することにより女性をエンパワーする措置を取り、財源とディーセント・ワークへの完全で平等なアクセス、土地及びその他の財産を所有し、アクセスし、管理する完全で平等な権利のみならず、包括的な性教育を含めた質の高い教育と訓練、料金が手頃で適切な公共サービスと社会サービスへの完全で平等なアクセスを女性に保証する社会・経済政策を採用し、実施することにより、社会と意思決定プロセスへの完全で平等な参画を保障し、女性と女兒の相続権を保証すること。

(d)司法行政からジェンダー・バイアス及びその他の形態の差別を除去し、適宜、警察、安全保障軍、検察官、裁判官及び弁護士のための組織的なジェンダー配慮訓練を提供し、ジェンダー配慮を安全保障セクター改革イニシアティブに統合し、プロトコールとガイドラインを開発し、判決を下す者たちのための適切な説明責任措置を強化または設置することにより、先住民族女性と女兒を含めた女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力に適切に対処するために、法律執行担当官の能力を高めること。

(e)自分の行為に対して責任を持ち、先住民族女性と女兒を含めた女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の防止と撤廃における積極的パートナーとなり、態度、男らしさに対する認識、ジェンダー固定観念及びその他の規範と行動の変容を奨励することにより、ジェンダー平等の推進を通して、暴力被害者及びサヴァイヴァーに汚名を着せることがないように、男性と男児を関わらせ、教育し、奨励し、支援すること。

(f)定期的な評価と監視を行うことにより、先住民族女性と女兒を含めた女性と女兒に対する暴力を防止する政策とプログラムの効果を測定し、それらが先住民族女性と女兒をさらなる危険にさらすことがないことを保障すること。

(g)無料または低料金の遅れた出生登録を含め、無料の出生登録を確保し、出生登録へのアクセスを妨げる物理的、行政的、手続き上及びその他の障害、特に先住民族女性と女兒が直面している障害をさらに明らかにして除去し、適切な訓練を確保し、必要に応じて出生登録所のアクセス可能性を高めること。

8. 先住民族女性と女兒を含めた女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を強く、公に非難し、子ども結婚、早期・強制結婚及び女性性器切除のような有害な慣行を含め、その撤廃に関する責務を逃れるために、慣習、伝統または宗教的配慮を引き合いに出すことを控えるよう国家に要請する。

9. 人権には、強制、差別、暴力を受けることなく、性と生殖に関する健康を含めた自分のセクシュアリティに関連する事柄を管理し、自由に責任を持って決定する権利が含まれること認め、政策と法的枠組みの開発と施行及び質の高い、包括的な性と生殖に関する健康ケア・サービス、商品、情報及び特に安全で効果的な現代の避妊法、緊急避妊、10代の妊娠の防止プログラム、産科フィステラ及びその他の妊娠と出産の併発症を減らす熟練した出産介助と緊急産科ケアのような妊産婦保健ケア、サービスが国内法で認められているところでは安全な人工妊娠中絶及び生殖器官感染、性感染症、HIVと生殖器官ガンを含めた教育を普遍的にアクセスでき利用できるものにする保健制度の強化を通して、「国際人口開発会議行動計画」、「北京行動綱領」及びそれらの見直し会議の成果文書に従って、すべての女性の人権とその性と生殖に関する権利の保護と推進を確保するようにも国家に要請する。

10. 「国連先住民族の権利宣言」で言及されているように、特に教育、雇用、職業訓練と再訓練、住居、下水道、保健及び社会保障の領域を含め、自分の経済的社会的条件の改善への差別のない先住民族の権利を支援する効果的措置を取るようさらに国家に要請する。

11. 平等権、経済における参画とリーダーシップへのアクセスと機会を推進し、あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力と差別を撤廃するために、ジェンダー平等と先住民族女性と女兒を含めたあらゆる



るレベルでの女性と女児のエンパワーメントの推進のために、健全な政策、施行できる法律、変革的行動を採用し、強化するよう国家を奨励する。

12. 機密性と倫理上・安全上の配慮がデータ収集の過程で考慮に入れられることを保障し、提供されるサービスとプログラムの効果を改善し、被害者の安心・安全を保護して、加害者と被害者の間の関係と地理的位置に関するデータのような、先住民族女性と女児を含めた女性と女児に対するあらゆる形態の暴力の発生に関する性別データ、適宜、警察、保健セクター及び司法からの行政データの収集、調和、利用を改善するようにも国家を奨励する。

13. ジェンダーに基づく暴力と不平等を助長する商業的広告によって行われるものを含め、ジェンダー役割の固定観念のインパクトを調査し、そのような暴力に対するゼロ・トレランスを推進し、暴力の被害者及びサヴァイヴァーであるという汚名を除去し、このようにして女性と女児が容易く暴力の発生を通報でき、保護・支援プログラムを含めたサービスの利用を可能にする機能的でアクセスできる環境を醸成するようメディアを奨励する。

14. 先住民族女性と女児を含めた女性と女児に対する暴力に対応する効果的行動を取り、以下によってすべての被害者とサヴァイヴァーを保護するよう国家に要請する：

(a) 法律執行担当官、保健ケア提供者及びその他の最初の対応者に、トラウマに対応し、差別のないサービスを確保するための人権訓練を施すことにより、女性と女児が容易く暴力の発生を通報できる機能的環境を醸成する実際的で具体的な手段を取ること。

(b) 教育、保健、社会福祉、司法、防衛及び入国管理の領域で働いている者のみならず、司法、警察、軍を含めた公務員と専門家の意識を高め、訓練し、その能力を強化するために、政策改革とプログラム及び支援教育を採用し、資金提供し、そのような暴力にジェンダーに配慮するように防止し、対応し、刑事責任免除をなくし、女性に対する暴力に繋がる権力の乱用と被害者とサヴァイヴァーの再被害化を避けるために、女性と女児に対する暴力に関連する法律と規則に従わないことに対して公務員に責任を取らせること。

(c) 長期の宿泊と教育・雇用・経済機会へのアクセスを通じた援助・保護・支援のみならず、女性と子どものための敷居の低い、到達し易い安全な支援を提供し、暴力被害者とサヴァイヴァーを助け、支援する保健ケア・ワーカーとサービス提供者の安心・安全を確保し、女児被害者の場合には、そのようなサービスと対応が子どもの最高の利益を考慮に入れていることを保障するために、適切に資金提供され、適宜、警察と司法セクター、法的支援サービス、性と生殖に関する健康を含めた保健ケア・サービス、適宜、専門サービス、国立及び独立した女性シェルターとカウンセリングセンター、24時間ホットライン、社会支援サービス、ワン・ストップ危機センター、入国管理サービス、子どもサービス、公的住居サービスを含めた医学的・心理的・その他のカウンセリングにより、効果的で調整された行動を含む、ニーズに基づいた女性と女児に対するあらゆる形態の暴力のすべての被害者とサヴァイヴァーのためのあらゆるレベルでの、あらゆる利用できる技術の支援を得た包括的で、調整され、学際的で、アクセスでき、維持される多部門的サービス、プログラム及び対応を確立すること。

(d) 暴力を経験したことのある女性と家族が利用できる支援に関する情報を普及し、時宜を得た適切な情報が、できれば彼女たちが効果的に意思の疎通ができる言語で、司法制度のあらゆる段階で、利用できることを保障することにより、先住民族女性と女児を含めた女性と女児、特に性暴力とジェンダーに基づく暴力の知られている危険にさらされている者の自分の権利、法律及び法律が提供する保護と法的救済策についての意識を高める措置を採用すること。

(e) 国内法の制定を通して、経験した害悪に対する正当で効果的な救済策にアクセスできるように、先住民族女性と女児を含めた女性と女児の司法、効果的法的支援、差別のない自分の権利に関する情報への妨げられないアクセスを保障すること。

(f) 司法措置、行政措置、政策措置またはその他の措置であろうと、暴力を受けた女性と女児のための救済策は、利用でき、アクセスでき、受容できるものであり、年齢とジェンダーに配慮したものであり、機密性を保護し、汚名、再被害化または被害者へのさらなる害悪を防止し、暴力を受けた女性が救

済策を求めて名乗り出てくるための合理的な時間を認め、合理的な証拠の基準を確保することを含め、被害者のニーズに適切に対処するものであることを保障すること。

(g)女性と女兒に対する暴力の加害者の態度と行為の変容を奨励しもたらし、再犯の可能性を減らし、そのインパクトと効果を監視し、評価するために、リハビリテーション・サービスの確立を開発し、実施すること。

15. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」とその選択議定書を含め、すべての関連条約の批准または加入を検討し、女性と女兒に対する暴力を効果的に防止し、対応するために、地域条約、文書及びイニシャティヴを通して協力するよう国家に要請する。

16. 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者のマンドートと作業を認め、特別報告者がそのマンドートの優先事項を述べている報告書<sup>13</sup>に留意する。

17. 2013年6月14日の人権理事会決議23/25で述べられているように、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者のマンドートを3年間延長することを決定する。

18. 適用できる場合には、既存のマンドート内で、先住民女性と女兒を含めた女性と女兒が直面している重複し重なり合う形態の差別の問題を検討するよう特別手続を奨励する。

19. 第32回人権理事会で、女性の人権に関する年次の丸一日の討論中に開催された女性と女兒に対する暴力に関するパネル討論を歓迎し、第33回理事会に討論の概要報告書を提出するよう人権高等弁務官事務所<sup>14</sup>に要請する。

20. 女性に対する暴力の防止と対応に関する特別報告者の目標の実施を促進するために、国連麻薬犯罪事務所の犯罪防止刑事司法委員会の招待により、適宜協議会を開催し、その作業に参加するよう女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者に要請する。

21. 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者の特に婦人の地位委員会、世界保健機関、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関、国連人口基金、及び国連統計部との女性に対する暴力に関する分類データの問題及び女性に対する暴力を撤廃する効果的方法に関する定期的な協議会を奨励する。

22. 年次作業計画に従って、優先順位の高い問題として、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃、その原因と結果の問題の検討を継続することを決定する。

\*\*\*\*\*

## 7月1日(金)午後

### 議事項目1(継続)

#### 決議の採択

#### 19. すべての女兒による教育権の平等な享受の実現(A/HRC/32/L.30/Rev.1)

主提案国: アラブ首長国連邦

共同提案国: オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、中国、クロアチア、キプロス、デンマーク、エジプト、フィンランド、ジョージア、ドイツ、アイルランド、イタリア、クウェート、ラトヴィア、レバノン、リビア、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、オマーン、パキスタン、パラグアイ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、韓国、モルドヴァ共和国、サウジアラビア、スロヴェニア、ソマリア、スペイン、パレスチナ国、スーダン、タジキスタン、タイ、テニジア、トルコ、英国、米国、イエーメン

<sup>13</sup> A/HRC/32/42 及び Corr.1。

コンセンサスで決議を採択

## 決議内容

人権理事会は、

「国連憲章」の目的と原則に導かれ、

特に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」及び障害者の権利に関する条約」並びに日の他のすべての関連国際人権条約を想起し、

すべての関連人権理事会決議、特に 2014 年 9 月 25 日の決議 27/6 を想起し、

加盟国が、2015 年までに、いたるところにいる子どもたちが、男児も女児も等しく、初等教育の全過程を修了でき、女児と男児が、「万人のための教育」アジェンダと教育関連の「ミレニアム開発目標」に従って、あらゆるレベルの教育に平等にアクセスできることを保障することを決意した「国連ミレニアム宣言」も想起し、包摂的で公正で質の高い教育を保障し、万人のために生涯学習の機会を推進することに関する「目標 4」を含め、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」<sup>14</sup>の総会による採択を歓迎し、

すべての女児と男児が、初等教育を受ける準備ができるように、質の高い幼児発達・ケア・就学前教育に平等にアクセスできることを保障する必要性、2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を撤廃する必要性及び子ども・障害・ジェンダーに配慮した教育施設を建設し、最新のものにし、安全で暴力のない包摂的でアクセスできる効果的な学習環境を万人のために提供する必要性をさらに想起し、

国連子ども基金、世界銀行、国連人口基金、国連開発計画、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関及び国連難民高等弁務官事務所との協働で、2015 年 5 月 19 日から 22 日まで韓国のインチョンで開催された国連教育科学文化機関が主催した「2015 年世界教育フォーラム」及びこのフォーラムで採択された「教育 2030: 万人のための包摂的で公正な質の高い教育と生涯学習」と題する宣言を歓迎し、

それぞれのマנדート内での国連システムのすべての関連機関、団体、メカニズム、特に国連子ども基金と国連教育科学文化機関によって行われる作業並びに女児の教育権の享受を推進する団体と市民社会の努力に感謝と共に留意し、

国連教育科学文化機関によれば、ここ 10 年にわたって達成されてきた前進にもかかわらず、2015 年までに「万人のための教育」目標のどれも世界的に達成されなかったことを深く懸念し、

近年の進歩にもかかわらず、障害を持つ女児と民族的・宗教的・言語的マイノリティ集団に属している女児を含め、多くの女児が生涯を通して教育制度で厳しい差別と排除を受け続けており、すべての国の 3 分の 1 近くが、初等教育での男女同数を達成していないことも深く懸念し、

人道危機と武力紛争が、子どもたち、特に女児から教育へのアクセスを奪っていることをさらに深く懸念し、

学校に通っているまたは通いたいと思っているからと言って、女児を攻撃し、誘拐することを強く非難し、教育施設そのもの、その生徒及びスタッフへのテロ攻撃を含め、すべての攻撃を嘆かわしく思い、そのような攻撃が特に女児の教育権の漸進的実現に与える否定的インパクトを認め、

いかなる差別もなく教育へのすべての子どもの平等な権利を再確認し、女児がしばしば直面する重複し重なり合う形態の差別に留意し、

女児の教育へのアクセスが、社会的・文化的固定観念、女児に対する暴力及び暴力的な過激主義者の運動とテロリスト集団が学校を標的とすることによって損なわれ続けていることを深く懸念し、

---

<sup>14</sup> 総会決議 70/1。

すべての女の子のために教育権の漸進的実現を継続して現実のものとすることを決意し、

公的問題に参画する権利と社会を形成する意思決定に完全に参画する権利を含め、教育は、自分の権利を主張することを選択するよう女性と女の子をエンパワーする乗数的権利であることを認め、

1. 学んだ教訓と好事例を分かち合う目的での第 29 回会期でのすべての女の子による教育権の平等な享受の実現に関するパネル討論の開催と国連人権高等弁務官事務所による概要報告書<sup>15</sup>を歓迎する。

2. 以下のような必要で適切な措置を取ることにより、すべての女の子の教育権の平等な享受を漸進的に実現する努力を強化するようすべての国家に要請する:

(a) 教育における女の子に対する差別を撤廃し、差別的な法律と政策、慣習、伝統または宗教的配慮、財政的障害、学校環境での性暴力を含めた暴力、最悪の形態の子ども労働及び女性性器切除、ジェンダー固定観念、子ども結婚と早期・強制結婚のような有害な慣行を含め、すべての女の子の教育権を妨げるすべての障害を除去すること。

(b) 教育施設が安全で暴力と虐待がないことを保障すること。

(c) 女の子の間の学校からの落ちこぼれ率に対処し、すべての女の子が質の高い初等・中等教育と訓練の全過程を修了することを保障し、個人々の要件を適切に支援し、合理的に受け入れて、いかなる差別もなく、あらゆるレベルの教育に平等にアクセスできる手助けをすること。

(d) すべての女の子のために、小学校と中・高等学校で、家から合理的な距離以内にある場所を利用できるようにすること。

(e) 安全サービスを提供し、あらゆる形態の校内暴力を撤廃するために指定された政策を採用し、必要であり、適切であるならば、安心して安全な学校輸送サービスを促進することを含め、包摂的で、アクセスでき、安心して安全な環境で、すべての女の子がのその状況に関わりなく通学できるような手段を取ること。

(f) 周縁化され、排除されている集団からの女の子、障害を持つ女の子、先住民族女の子、民族的・宗教的・言語的マイノリティの女の子、農山漁村地域で暮らしている女の子のために教育への平等なアクセスを提供すること。

(g) 学校へのアクセスを保障し、経済的理由で女の子が学校を退学させられることを防止するために、不利な立場にある女の子とその家族に適切な支援を提供すること。

(h) 子どもに優しく、完全包摂の目標に従って学術・社会開発を最大限利用する環境で、効果的な個人支援を提供する能力のある女性教員を含めた専門的訓練を受け、資格のある教員をすべての小・中・高校に提供し、その能力を完全に発達させることができ、社会の活発な行為者となることができるように、すべての女の子に人権教育を含めた質の高い教育を提供することに繋がる全体的に非差別的で、包摂的で、アクセスでき、文化的に配慮した、安心して、支援的で、安全な環境を開発すること。

(i) すべての小・中・高校に、女の子の就学率と引き止め率に貢献する適切で安全な別個の上下水道と衛生サービス、適切に準備された衛生キットを提供し、女の子が上下水道施設を利用している間に身体的に脅威にさらされ、攻撃されることを防ぐこと。

(j) 初等・中等教育を修了するすべての女の子が、財政識字を含め、社会に効果的に参画する基本的スキルを身に着けることを保障すること。

(k) すべての教育過程、慣行、教材からジェンダーに基づく固定観念を撤廃し、すべての女の子による教育権の平等な享受の漸進的実現の重要性に関して意識を啓発すること。

---

<sup>15</sup> A/HRC/30/23.

(l) 国家予算の中で教育を優先し、教育制度を築き、平等と子どもの権利の原則に基づいて法律と政策を開発すること。

(m) 緊急状況にある女兒、移動女兒、国内避難民女兒、難民女兒、紛争と紛争後の状況を含め、人道危機の中にいる女兒のための教育へのアクセスを支援すること。

3. 「教育のための世界パートナーシップ」のようなイニシアティブを規模拡大し強化することにより、すべての女兒が無料で、公正で、包摂的で、質の高い幼児教育、小・中・高校教育を修了できる投資と国際協力を強化し、すべての教育提供者が、教育への権利を相当に尊重することを保障しつつ、公的資金と民間の資金を繋げるモデルに基づく追加の革新的メカニズムを探求するよう国家を奨励する。

4. 特に教育における差別を撤廃する目的で、教育に関連する問題において国家の努力を補う国際協力を奨励し、この点で、国連システムの努力を支援する。

5. 国主導の国内教育計画を支援して、金融・技術資源を含めた適切な資源を通して、すべての女兒による教育への権利の平等な享受の漸進的実現を含め、教育権を漸進的に実現するために、開発途上国、特に後発開発途上国の努力を支援するよう国家に要請する。

6. 国連システムの事業活動に女兒の教育権をさらに統合する目的で、国連子ども基金、国連教育科学文化機関、教育権に関する特別報告者及びその他の女兒の教育目標を追求しているパートナーの間の対話を高めることの重要性を再確認する。

7. マンデートを遂行する際に、また、報告書作成の際に、すべての女兒による教育権の平等な享受の実現に必要な注意を払い、実際的で効果的な手段を通して、その実現に向けて共同で作業するよう、高等弁務官と関連特別手続マンデート保持者を奨励する。

8. 各国、国連子ども基金、その他の関連国連団体と機関、関連特別手続マンデート保持者、地域団体と人権機関、国内人権機関及び子ども自身を含めた市民社会と密接に協力して、すべての女兒による教育権の平等な享受の実現と女兒の教育への効果的アクセスを制限する障害に関する報告書を準備し、「持続可能な開発目標 4」を考慮に入れて、2030年までに教育におけるジェンダー格差を撤廃する適切な措置に関する勧告を行い、第35回理事会に検討のためにその報告書を提出するよう高等弁務官に要請する。

9. この問題の検討を続けることを決定する。

\*\*\*\*\*

## 20. 女性性器切除の撤廃(A/HRC/32/L.31/Rev.1)

主提案国: 南アフリカ(アフリカ・グループを代表)

一般コメント: ベルギー、オランダ(欧州連合を代表)

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

### 決議内容

人権理事会は、

「国連憲章」の目的と原則に導かれ、

「世界人権宣言」を再確認し、

「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「市民的・政治的権利国際規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」とその「選択議定書」、「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約」、「すべての移動労働者とその家族の権利保護国際条約」及びその他のすべての関連人権条約を想起し、

世界的努力の強化と女性性器切除を効果的に撤廃するための好事例の分かち合いに関する2014年9月26日の決議27/22も想起し、

女性性器切除撤廃のための世界的努力の強化に関する 2012 年 12 月 20 日の総会決議 67/146 と総会、婦人の地位委員会及び人権理事会の女性と女児の権利を侵害する有害な伝統的慣行を撤廃する措置に関するすべてのその他の関連決議をさらに想起し、

「ウィーン宣言と行動計画」、「国際人口開発会議行動計画」及び「北京宣言と行動綱領」を想起し、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」<sup>16</sup>と「アディスアベバ行動アジェンダ」<sup>17</sup>のジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成するという国家による公約を歓迎し、

女性性器切除が、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの完全達成に対する障害となることもあることを認め、

地方・国内・地域・国際レベルでの努力が、女性性器切除の世界的広がり低下につながってきたことも認め、

女性性器切除の防止と撤廃における地域・小地域条約とメカニズムの役割をさらに認め、

女性性器切除が、一形態の差別、女性と女児に対する暴力行為、否定的な産科・出生前の結果を高め、母親と新生児に致命的な結果を与え、HIV に対する脆弱性を高めることもある、心理的健康と性と生殖に関する健康を含めた健康に対する重大な脅威となる有害な慣行であり、この有害な慣行の撤廃は、女児と男児、女性と男性を含めた社会のすべての公的・私的利害関係者がかかわる包括的な政府主導の運動の結果として初めて達成できることを再確認し、

こういった人権侵害と女性と女児の権利侵害は、その社会の経済的・政治的・社会的・文化的開発への完全で効果的参画を危険にさらすこともあることに留意し、

事務総長の「女性に対する暴力をなくすための団結」キャンペーンに留意し、

国内・地域・国際努力の強化にもかかわらず、女性性器切除の慣行が根強く続いている国々もあり、医療化や国境を超えた慣行のような新しい形態の発展が見られることを深く懸念し、

保健ケア提供者が女性性器切除を行うことを止めさせる世界保健機関によって 2010 年に始められた機関間世界戦略を想起し、

国家には、女性性器切除を防止し、撤廃するための良好な条件を醸成し、この慣行に対するゼロ・トランスを達成することに対して主たる責任があることを念頭に置いて、

女性性器切除を防止し、撤廃する適切な措置を取る必要性に関して世界的な合意が増えていることを歓迎し、この慣行には何ら関連する宗教的または文化的根拠がないことを理解し、

かなりの資金格差が継続しており、資金提供の不足が女性性器切除撤廃のためのプログラムと活動の範囲と速度を厳しく制限していることを深く懸念し、

2 月 6 日の「女性性器切除に対するゼロ・トランス国際デー」の国連による設立とそのテーマが、2030 年までに女性性器切除の撤廃を通じた新しい世界目標の達成と 2016 年に決まったことを歓迎し、

1. 教育、特に女性性器切除の有害な結果についての青少年教育、親教育、宗教・伝統・地域社会指導者教育、及び特に情報と意識啓発キャンペーンにもっとかかわり、変革の担い手となるよう男性と男児を奨励する教育に特に重点を置くよう国家に要請する。

2. 女性性器切除の有害な結果について及び国内・国際レベルでのこの慣行の撤廃に対する支援が継続して増加していることについて情報と意識啓発を提供する努力を継続し、強化し、「女性性器切除に

<sup>16</sup> 総会決議 70/1。

<sup>17</sup> 総会決議 69/313、付録。

対するゼロ・トレランス国際デー」中に、宗教的・伝統的権威のかかわりを得て、女性性器切除をなくす運動をもっと見える化する活動をこの枠組み内で開催するよう国家に要請する。

3. 国際人権法に従って、女性性器切除を禁止する国内法を制定し、女性性器切除の国境を超える慣行に効果的に対処するために、その法律を調和させようと努めつつ、その厳しい適用を確保する手段を取るよう国家に要請する。

4. 政府、議会、司法、市民社会、青少年、メディア、民間セクター及びすべての関連利害関係者を関わらせて、女性性器切除と闘う包括的政策を開発するよう国家を奨励する。

5. 女性性器切除を維持し、女性と女兒に対する差別と暴力を永続化する否定的な固定観念と有害な態度と慣行に明確に挑戦する、適宜、性と生殖に関する健康を含めた教育プログラムを開発し、支援し、推進するようにも国家を奨励する。

6. 国家が、女性性器切除に関するデータの収集を適宜組織化し、公的情報と意識啓発活動を強化するために、結果を利用するための特に大学レベルの調査に財政支援を奨励して提供し、女性性器切除を廃絶する際の進歩を効果的に測定する必要性を強調する。

7. 身体的・生理学的・心理的結果の治療のために適切な支援サービスを通して、女性性器切除の被害者に支援を提供するよう国家を奨励する。

8. 普遍的定期的レビュー中に、女性性器切除を廃絶するための措置に関する関連勧告を提出することを検討するよう国家を奨励する。

9. 女性性器切除廃絶の問題を開発政策のアジェンダに載せ続け、2030年までの「持続可能な開発目標」の実施において、この問題に特別な注意を払い続けるよう国際社会を奨励する。

10. 国内・地域・国際レベルで、女性性器切除を廃絶する政策・プログラム・行動計画の効果的実施のために、技術的・財政的支援を継続して増やすよう国家に要請する。

11. 女性性器切除廃絶の問題に特別な配慮を継続するよう、国連人権高等弁務官と関連人権条約機関、特に経済的・社会的・文化的権利委員会、人権委員会、子どもの権利委員会、女子差別撤廃委員会、拷問禁止委員会及びすべての移動労働者とその家族の権利保護委員会に勧める。

12. 作業計画に従って、女性性器切除の問題の検討を継続することを決定する。

\*\*\*\*\*

## 21. 教育への権利(A/HRC/32/L.33)

主提案国: ポルトガル

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、チリ、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、デンマーク、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ポーランド、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、パレスチナ国、スイス、タイ、テュニジア、ウクライナ、ウルグアイ、ヴェトナム

一般コメント: 英国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

## 22. 家族の保護: 障害者の人権の保護と推進を支援する際の家族の役割(A/HRC/32/L.35)

主提案国: エジプト(地域横断的核心グループを代表)、ベラルーシ、カタール

共同提案国: アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、バーレーン、バングラデシュ、中国、コンゴ共和国、コートジヴォワール、エルサルヴァドル、フィジー、ケニア、リビア、モーリタニア、モロッコ、ナミビア、パキスタン、ロシア連邦、サウジアラビア、タジキスタン、テュニジア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ザンビア、ジンバブエ

修正案 L.82, L.83, L.84, L.89 の提案: 英国、スイス

一般コメント: ロシア連邦(提案国を代表)、カタール(提案国を代表)、サウディアラビア(提案国を代表)、モロッコ(提案国を代表)、ナイジェリア、アラブ首長国連邦、サウディアラビア、アルジェリア、バングラデシュ、ナミビア、モルディヴ、スロヴェニア、ケニア、インドネシア、カタール、コーティヴォワール、ベルギー

修正案 L.82 の票決

票決前ステートメント: ロシア連邦

賛成 16 票、反対 25 票、棄権 4 票で修正案 L.82 を否決

修正案 L.83 の票決

票決前ステートメント: ロシア連邦

賛成 13 票、反対 27 票、棄権 5 票で修正案 L.83 を否決

修正案 L.84 の票決

票決前ステートメント: ロシア連邦

賛成 14 票、反対 27 票、棄権 4 票で、修正案 L.84 を否決

修正案 L.89 の票決

票決前ステートメント: ロシア連邦

賛成 14 票、反対 27 票、棄権 4 票で、修正案 L.89 を否決

L.35 の票決

票決前ステートメント: 英国、メキシコ、パナマ

賛成 32 票、反対 12 票、棄権 3 票で、決議を採択

票決結果: 賛成 32 票: アルジェリア、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブルンディ、中国、コンゴ共和国、コーティヴォワール、キューバ、エクアドル、エルサルヴァドル、エチオピア、ガーナ、インド、インドネシア、ケニア、キルギスタン、モルディヴ、モンゴル、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、パラグアイ、フィリピン、カタール、ロシア連邦、サウディアラビア、南アフリカ、トーゴ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 12 票: アルバニア、ベルギー、フランス、ドイツ、ラトヴィア、オランダ、パナマ、ポルトガル、韓国、スロヴェニア、スイス、英国

棄権 3 票: ジョージア、メキシコ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国

## 23. エリトリアの人権状況(A/HRC/32/L.5/Rev.1)

主提案国: ソマリア

共同提案国: ジブティ

一般コメント: オランダ

当該国ステートメント: エリトリア

採択前ステートメント: ロシア連邦、キューバ、中国、ボリヴィア多民族国家、エクアドル  
口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

## 24. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/HRC/32/L.9)

主提案国: 英国

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、アイスランド、イスラエル、イタリア、日本、ヨルダン、クウェート、ラトヴィア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ポーランド、カタール、ルーマニア、サウディアラビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ、米国

一般コメント: カタール、ロシア連邦、オランダ(欧州連合を代表)

当該国ステートメント: シリア・アラブ共和国

票決前ステートメント: アルジェリア、キューバ、エクアドル、中国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、スイス

賛成 27 票、反対 6 票、棄権 14 票で、決議を採択

票決結果: 賛成 27 票: アルバニア、ベルギー、ボツワナ、コーティヴォワール、エルサルヴァドル、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ラトヴィア、モルディヴ、メキシコ、モンゴル、モロッコ、



オランダ、パナマ、パラグアイ、ポルトガル、カタール、韓国、サウジアラビア、スロヴェニア、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トーゴ、アラブ首長国連邦、英国

反対 6 票：アルジェリア、ボリヴィア多民族国家、中国、キューバ、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

棄権 14 票：バングラデシュ、ブルンディ、コンゴ共和国、エクアドル、エリトリア、インド、インドネシア、ケニア、キルギスタン、ナミビア、ナイジェリア、フィリピン、南アフリカ、ヴェトナム

## 25. ベラルーシの人権状況(A/HRC/32/L.10/Rev.1)

主提案国：オランダ(欧州連合を代表)

共同提案国：アルバニア、アンドラ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国

一般コメント：ロシア連邦、スイス(山岳グループを代表)、キューバ、中国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

当該国ステートメント：ベラルーシ

票決前ステートメント：ボツワナ、メキシコ

賛成 15 票、反対 9 票、棄権 23 票で、決議を採択

票決結果：賛成 15 票：アルバニア、ベルギー、フランス、ドイツ、ラトヴィア、メキシコ、オランダ、パナマ、パラグアイ、ポルトガル、韓国、スロヴェニア、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国

反対 9 票：ボリヴィア多民族国家、ブルンディ、中国、キューバ、インド、ナイジェリア、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

棄権 23 票：アルジェリア、バングラデシュ、ボツワナ、コンゴ共和国、コートジボワール、エクアドル、エルサルヴァドル、エチオピア、ジョージア、ガーナ、インドネシア、ケニア、キルギスタン、モルディヴ、モンゴル、モロッコ、ナミビア、フィリピン、カタール、サウジアラビア、南アフリカ、トーゴ、アラブ首長国連邦

理事会の注意を必要とする人権状況に関する決議票決後ステートメント：ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦(諸国グループを代表)

## 26. 社会フォーラム(A/HRC/32/L.17)

主提案国：キューバ

共同提案国：ボリヴィア多民族国家、朝鮮民主主義人民共和国、エクアドル、エリトリア、メキシコ、ニカラグア、フィリピン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

採択前ステートメント：オランダ

コンセンサスで決議を採択

## 27. 平和への権利宣言(A/HRC/32/L.18)

主提案国：キューバ

共同提案国：ボリヴィア多民族国家、中国、朝鮮民主主義人民共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、エリトリア、ニカラグア、スーダン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

一般コメント：ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

票決前ステートメント：オランダ(欧州連合を代表)、英国、ロシア連邦

賛成 34 票、反対 9 票、棄権 4 票で決議を採択

票決結果：賛成 34 票：アルジェリア、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブルンディ、中国、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、エクアドル、エルサルヴァドル、エチオピア、ガーナ、インド、インドネシア、ケニア、キルギスタン、モルディヴ、メキシコ、モンゴル、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、パナマ、パラグアイ、フィリピン、カタール、ロシア連邦、サウジアラビア、南アフリカ、トーゴ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 9 票: ベルギー、フランス、ドイツ、ラトヴィア、オランダ、韓国、スロヴェニア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国

棄権 4 票: アルバニア、ジョージア、ポルトガル、スイス

#### 28. 人権の分野でのウクライナへの協力と支援(A/HRC/32/L.21)

主提案国: ウクライナ

共同提案国: アルジェリア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、英国、米国

一般コメント: 英国

票決前ステートメント: ロシア連邦

賛成 22 票、反対 6 票、棄権 19 票で、決議を採択

票決結果: 賛成 22 票: アルバニア、ベルギー、コーティヴォワール、エクアドル、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ラトヴィア、メキシコ、オランダ、ナイジェリア、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ポルトガル、韓国、スロヴェニア、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トーゴ、英国

反対 6 票: ボリヴィア多民族国家、ブルンディ、中国、キューバ、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

棄権 19 票: アルジェリア、バングラデシュ、ボツワナ、コンゴ共和国、エルサルヴァドル、エチオピア、インド、インドネシア、ケニア、キルギスタン、モルディヴ、モンゴル、モロッコ、ナミビア、カタール、サウジアラビア、南アフリカ、アラブ首長国連邦、ヴェトナム

#### 29. 人権の分野でのコーティヴォワールの能力開発と技術協力(A/HRC/32/L.27)

主提案国: 南アフリカ(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国: ハイチ、ウクライナ

一般コメント: オランダ(欧州連合を代表)

当該国ステートメント: コーティヴォワール

コンセンサスで決議を採択

技術支援と能力開発に関する決議の票決・採択後ステートメント: ヴスエネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キューバ、中国、インドネシア

#### 30. 市民社会のスペース(A/HRC/32/L.29)

主提案国: アイルランド、シエラレオネ

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、チリ、コーティヴォワール、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグマルタ、メキシコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア、ウクライナ、米国、ウルグアイ

修正案 L.51~L.65 の提案: ロシア連邦

一般コメント: スイス(提案国を代表)、英国、パラグアイ、ベルギー、ポルトガル、韓国

修正案 L.51, L.57, L.58 の撤回

修正案 L.52 の票決

票決前ステートメント: メキシコ

賛成 12 票、反対 22 票、棄権 12 票で修正案 L.52 を否決

修正案 L.53 の票決

票決前ステートメント: パナマ、英国

賛成 12 票、反対 23 票、棄権 12 票で修正案 L.53 を否決

修正案 L.54 の票決

票決前ステートメント: スロヴェニア、ラトヴィア、オランダ

賛成 13 票、反対 23 票、棄権 11 票で修正案 L.54 を否決

修正案 L.55 の票決

票決前ステートメント: オランダ、英国

賛成 17 票、反対 21 票、棄権 9 票で、修正案 L.55 を否決

修正案 L.56 の票決

票決前ステートメント: ドイツ、スイス

賛成 16 票、反対 22 票、棄権 9 票で、修正案 L.56 を否決

修正案 L.59 の票決

票決前ステートメント: 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ベルギー

賛成 9 票、反対 22 票、棄権 15 票で、修正案 L.59 を否決

修正案 L.60 の票決

票決前ステートメント: メキシコ、リトアニア

賛成 13 票、反対 22 票、棄権 12 票で修正案 L.60 を否決

修正案 L.61 の票決

票決前ステートメント: ラトヴィア、ドイツ

賛成 15 票、反対 22 票、棄権 10 票で、修正案 L.61 を否決

修正案 L.62 の票決

票決前ステートメント: 韓国、ベルギー

賛成 15 票、反対 22 票、棄権 10 票で修正案 L.63 を否決

修正案 L.63 の票決

票決前ステートメント: フランス、スロヴェニア

賛成 13 票、反対 22 票、棄権 12 票で、修正案 L.63 を否決

修正案 L.64 の票決

票決前ステートメント: アルバニア

賛成 11 票、反対 23 票、棄権 13 票で、修正案 L.64 を否決

修正案 L.65 の票決

票決前ステートメント: ドイツ、ジョージア

賛成 9 票、反対 22 票、棄権 15 票で、修正案 L.65 を否決

L.29 の票決

票決前ステートメント: 南アフリカ、インド、サウジアラビア、中国、ヴェトナム、ロシア連邦、キューバ、英国

賛成 31 票、反対 7 票、棄権 9 票で、口頭で修正の決議を採択

票決結果: 賛成 31 票: アルバニア、アルジェリア、バングラデシュ、ベルギー、ボツワナ、コートジボワール、エクアドル、エルサルヴァドル、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、インド、インドネシア、ラトヴィア、モルディヴ、メキシコ、モンゴル、モロッコ、ナミビア、オランダ、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ポルトガル、韓国、スロヴェニア、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トーゴ、英国

反対 7 票: 中国、コンゴ共和国、キューバ、ナイジェリア、ロシア連邦、南アフリカ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

棄権 9 票: ボリヴィア多民族国家、ブルンディ、エチオピア、ケニア、キルギスタン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦

### 31. 平和的集会和結社の自由への権利(A/HRC/32/L.32)

主提案国: モルディヴ、米国

共同提案国: アンゴラ、アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツゴヴィナ、ブルガリア、コスタリカ、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、アイスラン

ド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、バラグアイ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ、英国、ウルグアイ

一般コメント：ロシア連邦

コンセンサスで決議を採択

### 32. 人権と気候変動(A/HRC/32/L.34)

主提案国：フィリピン(諸国グループを代表)、バングラデシュ、ヴェトナム

共同提案国：アンゴラ、アゼルバイジャン、ベルギー、エチオピア、フィジー、フランス、ジョージア、ドイツ、ハイティ、アイルランド、ケニア、キリバティ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦国家、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、セイシェル、パレスチナ国、スーダン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア

一般コメント：オランダ(欧州連合を代表)、ボリヴィア多民族国家、ロシア連邦

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

全ての人権・開発への権利を含めた市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護に関する決議採択(票決)後ステートメント：アラブ首長国連邦、メキシコ、中国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、オランダ(欧州連合を代表)、カタール、イスラム協力団体

第33回人権理事会は、9月13日から30日まで開催予定。

以上